

平成 30 年度

包括外部監査の結果報告書

連結財務書類における連結対象団体の財務事務の執行
及び管理の状況について

平成 31 年 3 月

宮城県包括外部監査人

公認会計士 島川 行正

目 次

包括外部監査の結果報告書

I. 外部監査の概要.....	1
第 1. 外部監査の種類.....	1
第 2. 選定した特定の事件.....	1
第 3. 外部監査対象期間	1
第 4. 外部監査対象機関	1
第 5. 特定の事件を選定した理由	2
第 6. 外部監査の方法.....	3
第 7. 外部監査の実施期間.....	3
第 8. 外部監査人及び補助者	4
第 9. 利害関係	4
II. 「統一的な基準」による連結財務書類について	5
第 1. 「統一的な基準」による連結財務書類の概要	5
第 2. 宮城県の連結財務書類.....	8
III. 監査の対象の概要及び監査結果	11
第 1. 宮城県道路公社	11
第 2. 宮城県住宅供給公社.....	19

第 3.	仙台臨海鉄道株式会社	28
第 4.	公益財団法人宮城県環境事業公社	41
第 5.	公益財団法人宮城県文化振興財団	51
第 6.	公益財団法人慶長遣欧使節船協会	59
第 7.	一般社団法人東北地域医療支援機構	65
第 8.	株式会社テクノプラザみやぎ	75
第 9.	宮城県信用保証協会	86
第 10.	株式会社仙台港貿易促進センター	96
第 11.	宮城県漁業信用基金協会	104
第 12.	公益社団法人みやぎ農業振興公社	111
第 13.	公益財団法人みやぎ林業活性化基金	124
第 14.	一般社団法人宮城県林業公社	131
第 15.	公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター	141

I. 外部監査の概要

第1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項並びに宮城県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

第2. 選定した特定の事件

連結財務書類における連結対象団体の財務事務の執行及び管理の状況について

第3. 外部監査対象期間

平成 29 年度とするが、必要に応じて過年度及び平成 30 年度の一部についても監査対象に含めることとした。

第4. 外部監査対象機関

平成 28 年度連結財務書類における連結対象団体は 39 団体存在するが、公営企業会計及び準公営企業会計を除き、かつ、平成 30 年度における監査委員の監査及び過年度の包括外部監査の状況等を勘案し、以下の 15 団体とする。

平成30年度包括外部監査対象機関

団体名	区分	連結の方法	比例連結割合(%)
宮城県道路公社	地方三公社	全部連結	-
宮城県住宅供給公社	地方三公社	全部連結	-
仙台臨海鉄道株式会社	第三セクター等	比例連結	33.33
公益財団法人宮城県環境事業公社	第三セクター等	比例連結	33.33
公益財団法人宮城県文化振興財団	第三セクター等	全部連結	-
公益財団法人慶長遣欧使節船協会	第三セクター等	比例連結	50
一般社団法人東北地域医療支援機構	第三セクター等	全部連結	-
株式会社テクノプラザみやぎ	第三セクター等	比例連結	28.13
宮城県信用保証協会	第三セクター等	比例連結	30.01
株式会社仙台港貿易促進センター	第三セクター等	比例連結	32.46
宮城県漁業信用基金協会	第三セクター等	比例連結	27.79
公益社団法人みやぎ農業振興公社	第三セクター等	全部連結	-
公益財団法人みやぎ林業活性化基金	第三セクター等	全部連結	-
一般社団法人宮城県林業公社	第三セクター等	全部連結	-
公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター	第三セクター等	全部連結	-

第5. 特定の事件を選定した理由

地方公共団体の会計では、平成 27 年 1 月には「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(以下「統一的な基準」という。)が公表され、宮城県でも平成 28 年度決算より適用を開始している。

「統一的な基準」により作成された平成 28 年度における宮城県の連結財務書類における総資産は 2 兆 9,467 億円である。また、各連結対象団体の総資産は独立行政法人 509 億円、地方三公社 856 億円、第三セクター等 2,774 億円であり、当該連結対象団体の事業活動の結果を適切に連結計算書類に反映することは県民にとっても重要であると考えられる。また、連結財務書類は、各連結対象団体等が個々に実施している決算の状況に大きな影響を受けるため、適正な連結財務書類が作成されるためには、各連結対象団体の財務書類が適切に作成されなければならない。

他方、昨今の一般企業においては、子会社での不祥事等が多発している状況である。具体的には、平成 29 年の不適切な会計処理開示会社 53 社中、発生当事者が「子会社・関連会社」のケースが 23 社、つまり約 4 割を占めるとともに、平成 29 年後半の上場会社における品質偽装等の一連の不祥事は子会社によるものである。

当該状況を鑑みると、連結財務書類は県の財政状況の判断に直結する事項であるとともに、不祥事を未然に防ぎ、連結財務書類を適切に作成する財務事務の執行及び管理の状況については県民の重要な関心毎であると考えられる。

このような観点から、連結財務書類における連結対象団体の財務事務の執行及び管理の状況が適切であるかどうかについて監査する必要性を認識したため、当該事件を監査対象として選定した。

なお、適正な連結財務書類作成における各連結対象団体の関係性およびその懸念事項、監査要点についての更なる詳細は P.6「2. 連結財務書類の作成手順」を参照されたい。

第6. 外部監査の方法

1. 監査要点

- ① マニュアル・様式等のルールが適切に整備されており、事務が当該マニュアル等及び法令等に準拠して執行されているか
- ② 文書が適切に保管・管理されているか
- ③ 財務・資金管理が適切に実施されているか
- ④ 固定資産管理が適切に実施されているか

2. 主な監査手続

- ① 入手資料等の閲覧、質問による概況把握
- ② 現地調査
- ③ 関係書類の閲覧、照合、分析
- ④ 現金預金、固定資産等の視察、管理状況の把握
- ⑤ 決算処理の適切性の検討
- ⑥ その他必要とした手続

3. 監査の結果及び意見

「結果」と「意見」は以下の考え方により、区分している。

区分	根拠条文	考え方
結果	地方自治法第 252 条の 37 第5項	財務に関する事務の執行等において違法または著しく不当と判断されるもの。
意見	地方自治法第 252 条の 38 第2項	組織及び運営の合理化のために改善が望まれるもの。

第7. 外部監査の実施期間

平成 30 年 6 月 25 日から平成 31 年 3 月 22 日まで

第8. 外部監査人及び補助者

1. 包括外部監査人

公認会計士 島川 行正

2. 補助者

公認会計士	石倉 育典
公認会計士	伊藤 洋矢
公認会計士	大木 彩乃
公認会計士	尾崎 兼行
公認会計士	猿木 貴史
公認会計士	西野 健太

第9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注)

- 報告書文中、あるいは表の合計金額は、端数処理の関係で内訳金額の合計と一致しない場合がある。
- 報告書における表及び図は、県及び各対象団体から提出された資料に基づき、必要に応じ監査人が作成したものである。

II. 「統一的な基準」による連結財務書類について

第1. 「統一的な基準」による連結財務書類の概要

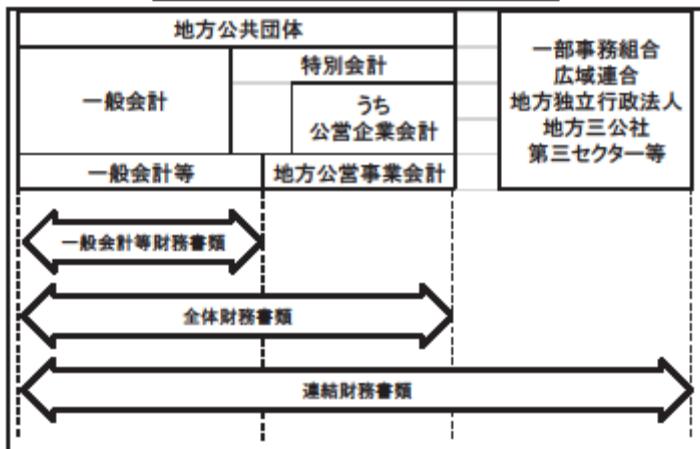
1. 連結財務書類の作成目的

各都道府県等の地方公共団体における会計について、平成 28 年度より、「統一的な基準」を導入することが求められている。「統一的な基準」の導入により、従来の官庁会計制度では必ずしも明瞭ではなかった、事業別、施設別の現金収支に留まらない全てのコストや固定資産の現状を把握することが可能となり、行政評価や施設統廃合、施設更新計画の策定等に大いに資することが期待されている。そのため、「統一的な基準」に基づき、地方公共団体を対象とした財務書類(一般会計等財務書類、又は全体財務書類)が作成される。

ここで、地方公共団体すなわち、都道府県・市区町村は単独で行政サービスを提供しているのではなく、地方独立行政法人や第三セクター等、外部の関連団体に出資等を行い、間接的な行政サービス提供も実施している。そのため、前述の一般会計等財務書類、全体財務書類に加えて、都道府県・市区町村とその関連団体を連結してひとつの行政サービス実施主体としてとらえ、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況さらには行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況などを総合的に明らかにすることを目的として、連結財務書類が作成される。

【参考】財務書類の対象となる団体(会計)

図1 財務書類の対象となる団体(会計)



2. 連結財務書類の作成手順

連結財務書類の作成は、以下のとおり概ね5の段階に分けて行われる。

【参考】連結財務書類の作成手順の概要

図5 連結財務書類の作成手順の概要

連結作業項目		作業概要
1	連結対象団体（会計）の決定	① 地方公営事業会計：すべて全部連結 ② 一部事務組合・広域連合：すべて比例連結 ③ 地方独立行政法人及び地方三公社：すべて全部連結または比例連結 ④ 第三セクター等：出資割合等に応じて連結対象（全部連結または比例連結）かを判断。出資割合25%未満で損失補償等を付している等の重要性がない場合は比例連結の対象としないことも可能。
2	法定決算書類の取寄せまたは個別財務書類の作成	① 法定決算書類として貸借対照表等を作成している連結対象団体（会計）分を取り寄せ（法適用公営企業会計、地方独立行政法人、地方三公社、第三セクター等など） ② 法定決算書類として貸借対照表等を作成していない連結対象団体（会計）は一般会計等の作成要領に準拠して新たに個別財務書類を作成（法非適用の地方公営事業会計、一般会計型及び法非適用の公営事業型の一部事務組合・広域連合）
3	法定決算書類の読み替え	① 法定決算書類ごとに異なる表示科目を統一的な基準の連結財務書類の科目に揃えるため、本手引きに示されている「連結科目対応表」などに基づき読み替え
4	法定決算書類の連結修正等	① 各法定決算書類を一般会計等財務書類の作成基準に揃えるため、有形固定資産等の再評価等の会計処理方法を修正（任意） ② 出納整理期間中の取引は、現金の受払いが年度末までに完了したものとして調整
5	純計処理（単純合算と内部取引の相殺消去等）	① 内部取引調査票により、連結対象団体（会計）内での取引の計上科目と金額の確定 ② 連結内部の取引高及び残高の相殺消去（連結対象内の取引を消す作業） ③ 各連結対象団体（会計）の額を単純合算し、連結修正等及び相殺消去分を差し引いたのち、純計を算出

要約すると、連結財務書類は、地方独立行政法人や第三セクター等の連結対象団体が個別に作成している法定決算書類を集計し、必要な調整（連結修正等、純計処理）を加えて作成される。

ここで、多くの連結対象団体が作成する法定決算書類は、統一的な基準により作成が初めて要求されたものではなく、個々の連結対象団体に関連する法令等に基づき以前から作成している。そのため、通常、都道府県・市区町村は各連結対象団体の法定決算書類の作成に関与していない。このことが連結財務書類の作成にもたらす懸念事項としては、以下の例が考えられる。

- ① 財務書類は、日々の取引が適切な手続・権限者の承認の下に実行され、記録されることの積み重ねにより作成される。そのため、適切な契約締結、職務分掌、取引記録や資産管理の方法等が内部規程等に定められ、またそのとおりに実行されていなければ（財務事務の執行及び管理の状況が適切でなければ）、その積み重ねである財務書類に誤り（作為的な粉飾決算を含む）が発生する可能性が高まる。

ここで、連結財務書類の作成には、都道府県・市区町村のみならず、各連結対象

団体においても、財務書類(法定決算書類)を作成するための財務事務の執行及び管理の状況が適切であることが求められるが、都道府県・市区町村はその作成に通常、関与していないことから、適切性の判断ができないおそれがある。

- ② 統一的な基準は、連結対象団体が法定決算書類の作成の際に準拠する企業会計、公益法人会計等の考え方により近くなったものの、完全に同一ではない。

そのため、実質的に同一種類の資産や取引が、統一的な基準と企業会計等で異なる金額により評価、計上される場合がある(例:資産の収益性の低下が生じている場合に、その貸借対照表計上額を減少させる減損処理が企業会計では求められるが、統一的な基準では必ずしも求められない)。

統一的な基準では、可能な限り統一された会計処理を行うために、各法定決算書類の計上基準が統一的な基準と異なる場合には、統一的な基準で求められている基準で算定した金額に修正することが望ましいとされている。当該修正は、その事務負担等も配慮して行わないことも許容されているが、実質的に同一種類の資産、取引にも関わらず、都道府県等や各連結対象団体によって異なる基準で算定された金額が、未修正のまま集計され、結果として適切な連結財務書類が作成されないおそれがある。

そこで、今回の監査においては、特定の事件として「連結財務書類における連結対象団体の財務事務の執行及び管理の状況について」を選定し、主に①の観点から、財務・資金管理、固定資産管理を中心に各連結対象団体の財務事務の執行及び管理の状況が適切であるかどうかを検討しつつ、②の観点からも宮城県の連結財務書類の作成に重要な影響を与える懸念がないかを検討した。また、選定した特定の事件との関連は薄いものの、監査の過程において発覚した事項についても必要に応じて検討した。

第2. 宮城県の連結財務書類

1. 平成 28 年度連結財務書類

(1) 連結貸借対照表

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	2,671,871 ※	固定負債	1,976,914 ※
有形固定資産	1,974,519 ※	地方債等	1,555,362
事業用資産	501,120	長期未払金	15,044
土地	192,516	退職手当引当金	231,733
立木竹	27,622	損失補償等引当金	12
立木竹減損損失累計額	▲ 15,973	その他	174,762
建物	614,458	流动負債	237,150 ※
建物減価償却累計額	▲ 346,742	1年内償還予定地方債等	193,213
建物減損損失累計額	▲ 153	未払金	10,800
工作物	42,321	未払費用	360
工作物減価償却累計額	▲ 26,828	前受金	5,553
船舶	5,777	前受収益	1,769
船舶減価償却累計額	▲ 4,143	賞与等引当金	20,058
浮標等	55	預り金	4,719
浮標等減価償却累計額	▲ 33	その他	677
航空機	-	負債合計	2,214,064
航空機減価償却累計額	-		
その他	33	【純資産の部】	
その他減価償却累計額	▲ 3	固定資産等形成分	2,713,032
建設仮勘定	12,213	余剰分(不足分)	▲ 1,988,007 ※
インフラ資産	1,412,578	他団体出資等分	7,884
土地	327,550		
建物	79,825		
建物減価償却累計額	▲ 36,792		
工作物	1,667,698		
工作物減価償却累計額	▲ 804,851		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	179,148		
物品	205,347		
物品減価償却累計額	▲ 144,527		
無形固定資産	65,847		
ソフトウェア	3,215		
その他	62,632		
投資その他の資産	631,504		
投資及び出資金	41,793 ※		
有価証券	33,813		
出資金	7,981		
その他	-		
長期延滞債権	7,080		
長期貸付金	57,769		
基金	421,394		
減債基金	74,562		
その他	346,832		
その他	108,889		
微収不能引当金	▲ 5,422		
流动資産	274,885		
現金預金	202,310		
未収金	8,698		
短期貸付金	1,003		
基金	40,158		
財政調整基金	20,423		
減債基金	19,735		
棚卸資産	19,551		
その他	3,502		
微収不能引当金	▲ 337		
繰延資産	18	純資産合計	732,709 ※
資産合計	2,946,773 ※	負債及び純資産合計	2,946,773

(2) 連結行政コスト計算書

連結行政コスト計算書

自 平成28年4月1日

至 平成29年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	863,289
業務費用	453,350 ※
人件費	279,771
職員給与費	236,812
賞与等引当金繰入額	20,058
退職手当引当金繰入額	18,933
その他	3,968
物件費等	149,307
物件費	64,698
維持補修費	9,934
減価償却費	71,393
その他	3,282
その他の業務費用	24,272 ※
支払利息	12,906
徴収不能引当金繰入額	1,736
その他	9,629
移転費用	409,939 ※
補助金等	378,081
社会保障給付	14,509
他会計への繰出金	2,301
その他	15,049
経常収益	92,169 ※
使用料及び手数料	36,895
その他	55,273
純経常行政コスト	771,120
臨時損失	166,298
災害復旧事業費	154,639
資産除売却損	10,859
損失補償等引当金繰入額	-
その他	800
臨時利益	2,109
資産売却益	906
その他	1,203
純行政コスト	935,309

(3) 連結純資産変動計算書

連結純資産変動計算書

自 平成28年4月1日

至 平成29年3月31日

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	737,989	2,852,318	▲ 2,121,814	7,485
純行政コスト(▲)	▲ 935,309		▲ 934,723	▲ 586
財源	931,401 ※		930,605	796 ※
税収等	612,484 ※		612,419	66
国等補助金	318,917		318,186	731
本年度差額	▲ 3,908		▲ 4,119 ※	210
固定資産等の変動(内部変動)			省略	
有形固定資産等の増加				
有形固定資産等の減少				
貸付金・基金等の増加				
貸付金・基金等の減少				
資産評価差額	▲ 299			
無償所管換等	▲ 721			
他団体出資等分の増加	77			77
他団体出資等分の減少	▲ 89			▲ 89
その他	▲ 341			
本年度純資産変動額	▲ 5,280 ※	▲ 139,286	133,808	199 ※
本年度末純資産残高	732,709	2,713,032	▲ 1,988,007 ※	7,684

III. 監査の対象の概要及び監査結果

第1. 宮城県道路公社

1. 宮城県道路公社の概要

(1) 事業概要

宮城県道路公社(以下、「本法人」という。)は、宮城県の区域及びその周辺において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の建設・管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、県内における地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的として、昭和47年4月、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき、宮城県により建設大臣(現国土交通大臣)の認可を受けて出資・設立された特別法人である。

設立から今日まで、石巻市の牧山有料道路(牧山トンネル:無料開放)、石巻河口橋(日和大橋有料道路:無料開放)、東北自動車道と仙台東部道路を結ぶ仙台南部道路(東日本高速道路株式会社へ移管)、三陸自動車道の一部を構成する仙台松島道路の4路線を建設したほか、塩竈市と利府町を結ぶしおりふれあいトンネルの建設を行い、現在は、仙台松島道路の管理及び宮城県が行っている事業の一部を受託し、高規格道路の建設を行っている。

平成27年3月、仙台松島道路の建設事業が完了したことから、これを機会として、公社の経営理念、経営目標そして将来計画について「経営ビジョン・中期経営計画」としてとりまとめ、今後は、この「経営ビジョン・中期経営計画」に基づき経営を進める。

(事業の内訳)

イ) 仙台松島道路

仙台松島道路は、三陸縦貫自動車道(仙台市から宮古市までの全長220km)のうち、利府中ICから鳴瀬奥松島ICまでの全長18.3kmの区間であり、本法人が管理運営を行っている。

ロ) みやぎ県北高速幹線道路工事受託事業

みやぎ県北高速幹線道路工事事業(全長24km)は、宮城県北部において東北縦貫自動車道と三陸縦貫自動車道を結び、栗原圏域と登米圏域の交流や連携を強化する地域高規格道路であり、被災地の復興支援や災害時における救援物資輸送等を担う復興支援道路を建設する事業で、宮城県が事業主体となって整備を進めている。

宮城県は、本法人の自動車専用道路の整備、工事の実績から、佐沼工区と同工区に隣接する中田工区の一部の工事を本法人へ委託している。

(2) 組織の情報

① 役員の状況(平成 30 年 7 月 1 日現在)

役名	氏名	他の法人等の代表状況等
理事長	小野寺 好男	
専務理事	後藤 隆一	
常務理事	高橋 総一郎	
理事	櫻井 雅之	宮城県土木部長
理事	千葉 宇京	
監事	高橋 信宏	
監事	大野 一裕	公認会計士 税理士

② 職員の状況

(単位:人)

職員の人数	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)
常勤職員(※1)	27	27	31
プロパー職員	17	16	19
県OB	10	11	12
県派遣職員	0	0	0
その他の派遣職員	0	0	0
上記以外の職員(※2)	3	4	3

※1 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員
(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※2 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員
及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

(3) 出資等の状況

出資者	金額(千円)	割合
宮城県	9,765,000	100.0%
出資等総額	9,765,000	100.0%

(4) 主な財務指標

① 貸借対照表

科目	平成28年度	平成29年度	(単位:千円)
流動資産	11,810,819	14,239,322	
現金	2,731	5,794	
預金	8,504,267	5,836,184	
有価証券	910,000	4,469,955	
未収金	771,660	777,919	
受託業務支払金	1,613,718	3,141,938	
その他	8,442	7,532	
固定資産	68,131,536	69,535,520	
事業資産	56,992,078	56,992,265	
道路	56,992,078	56,992,265	
事業資産建設仮勘定	-	175,057	
有形固定資産	1,967,884	1,866,303	
無形固定資産	2,041	2,041	
投資・その他の資産	9,169,533	10,499,853	
資産合計	79,942,354	83,774,842	
流動負債	4,562,740	8,025,697	
未払金	845,551	2,779,040	イ
一年以内返済長期借入金	2,100,000	2,100,000	
市中銀行借入金	2,100,000	2,100,000	
預り金	3,471	4,719	
受託業務受入金	1,613,718	3,141,938	
固定負債	11,007,668	8,912,845	
長期借入金	10,811,000	8,711,000	
市中銀行借入金	10,811,000	8,711,000	
長期預り金	4,346	4,346	
ETCマイレージ引当金	91,668	89,948	
退職給付引当金	100,654	107,551	
特別法上の引当金等	54,606,946	57,071,301	
道路事業損失補てん引当金	16,847,612	17,503,147	ロ
償還準備金	37,759,334	39,568,154	
負債合計	70,177,354	74,009,842	
基本金	9,765,000	9,765,000	
宮城県出資金	9,765,000	9,765,000	
資本合計	9,765,000	9,765,000	
負債及び純資産合計	79,942,354	83,774,842	

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) 平成 29 年度の未払金の増加は、主に期末日時点で償還期日を迎えたが、期末日が休日のため払込ができなかつた借入金を未払金に振り替えたことによる。
- ロ) 道路公社では、料金徴収期間内に建設費の償還を完了できない当該又は他の有料道路の未償還額に充当することなどを目的として、料金収入の一定割合を損失補てん引当金として引き当てている。このように利益の一部を留保して道路相互間の危険負担を分散している。

② 損益計算書

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
業務収入	5,871,931	5,959,791
道路料金収入	5,811,414	5,899,813
附帯事業収入	60,456	59,916
業務雑収入	62	61
負担金受入	12,010	12,870
附帯事業負担金受入	12,010	12,870
業務外収入	21,591	15,317
利息収入	17,495	11,231
雑役	4,096	4,086
特別利益	91,957	91,668
収益の部合計	5,997,490	6,079,646
管理業務費	2,225,411	3,230,527
道路管理業務費	2,160,676	3,162,756
附帯施設管理費	64,736	67,770
一般管理費	310,828	325,367
一般管理費	215,184	214,110
退職給付引当金繰入額	11,224	6,896
固定資産減価償却費	84,420	104,362
特別法上の引当金等繰入額	3,391,289	2,464,354
道路事業損失補てん引当金繰入額	645,713	655,535
償還準備金繰入額	2,745,576	1,808,819
業務外費用	69,960	58,958
支払利息	69,960	58,958
特別損失	3	440
費用の部合計	5,997,490	6,079,646

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) 平成 29 年度の道路料金収入の増加は、主に仙台松島道路の 4 車線化供用開始に伴う交通量の増加による。
- ロ) 一般管理費の主な内容は、役職員の人件費及び本社物件費である。

ハ) 償還準備金繰入額は、それ以外の収益の部と費用の部の差額である。この額が貸借対照表上の償還準備金勘定に繰り入れられ建設資金の償還財源に充てられる。

2. 今回の監査結果

(1) 現金・預金管理体制について【意見】

本法人の「宮城県道路公社会計規程」では、現金・預金管理の担当者について、以下のとおり定められている。

「宮城県道路公社会計規程」より抜粋
(会計機関)

第7条 公社の財務及び会計に関する事務の適正な運営を図るため、次の各号に掲げる会計機関を設けるものとし、その担当する事務は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 出納員 現金、預金および有価証券の出納保管(資金前渡職員が行うものを除く。)
並びに支出負担行為の確認を行うこと。
- (2) 資金前渡職員 前渡資金の支払の調査決定及び出納保管に関すること。

本法人担当者へのヒアリングによると、「宮城県道路公社会計規程」第7条に定められる「出納員」及び「資金前渡職員」について、定期的な配置転換を実施する仕組みはないが、会計規程において「出納員」は総務部長、「資金前渡職員」は随時任命(総務課長)しており(公社会計規程実施細則別表第2)、これまでの職員構成から、定期的な人事異動を行うことで対応しているとのことである。しかし、調査時点において、「出納員」は平成27年4月、「資金前渡職員」は平成29年4月より配置転換されていない。

一般に現金・預金は価値そのものであり、即時支払い手段になりえることからも不正リスクが高いとされる。いいかえれば、業務上横領や簿外資産などの不正が発生する可能性が高い項目であるということである。これらの不正が発生した場合、会社が被る被害は実損失にとどまらず、取引先、債権者、株主、一般消費者などからも会社の内部統制やコンプライアンス体制に疑義を生じさせることにつながるおそれがある。したがって、会社にとって、「不正を防ぐ」という観点からも現金・預金管理は非常に重要になる。なお、一般に現金・預金管理に関する不正の特徴及び管理のポイントは次のとおりである。

現金・預金管理に関する不正の特徴及び管理のポイント

(1) 不正の特徴

- ①担当者が限定的なため不正(着服、不正な者への支払等)が長期間発覚しないことが多い。
- ②一回当たりの不正金額は小さくても、長期間発覚しないため、結果的に多額の損失になってしまう可能性がある。

(2) 管理のポイント

- ①出納担当者(現金・預金の受払及び出納帳への記帳担当者)と、その会計記録担当者(仕訳伝票起票、会計帳簿への記録者)を同一の者が兼任する場合、業務上横領や簿外資産を計上することが可能な状況を作り出す余地が多分に存在することになる。これを防止するために、両者を兼任させない。または人員数不足等でやむを得ず兼任する場合には、必ず担当者以外による記録及び残高の詳細な確認を相当程度の頻度で実施する。
- ②出納担当者、会計記録担当者が(兼任状況にかかわらず)長期にわたり同一の者の場合、当該担当者以外に業務内容を理解し牽制できる者がいなくなる。そのため、当該担当者による架空支払、着服等のリスクは高まり、かつ、それらを長期にわたり発見できなくなる可能性が生じる。これらを防止するためには、出納担当者や会計記録担当者は定期的な配置転換を実施することが望ましい。

本法人は「出納員」及び「資金前渡職員」に定期的な配置転換制度が無いこと、また、人事異動での対応によっても結果として長期に配置転換がされていないことを鑑みると、現在の状況では、長期的には現金・預金の着服や不正な支払の防止に十分な管理体制ではないと考えられる。

したがって、出納担当者(「出納員」及び「資金前渡職員」)が長期に渡り同一にならないよう、定期的な配置転換制度の導入等を検討することが望ましい。

(2) 工事着手状況の確認手続について【結果】

本法人は平成29年度において、「仙台松島道路ETC設備更新工事」(契約工期:平成29年2月17日～平成30年8月24日、実際完成日:平成30年8月22日)に係る契約を締結し、その前払金108,970,000円を平成29年4月10日に支払っている。工事請負契約書第35条1項及び2項によると、前払金の支払について、以下のように定められている。

「工事請負契約書」より抜粋(下線、強調は筆者による)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下、「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、頭書の前払金額を超えない額の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2. 受注者は、前項の前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、工事着手の状況(工事に使用する主要な資材の発注の状況を含む。)について、監督職員の確認を受けなければならない。この場合において、監督職員は、受注者から工事着手の状況の確認を求められたときは、直ちに確認を行わなければならない。

以上の規定により本法人は、前払金の支払について監督職員(工事請負契約書第9条第1項より、発注者である本法人が置く職員)による工事着手の状況の確認を受ける必要がある。

本法人担当者へのヒアリングによると、工事着手の状況の確認は、「工事着手状況確認書」という書類を受注者が作成して発注者に送付し、発注者(本法人)は当該書類に工事着手の状況を確認できたか否かを追記して返送することにより行われる。

当該「工事着手状況確認書」の写しを閲覧したところ、下記の事項が判明した。

- ① 「工事着手状況確認書」を閲覧したところ、当該案件において工事着手状況を確認していなかった。この点につき、本法人担当者へ状況を確認したところ、工事着手状況を確認したもの、記載を失念したことであった。
- ② 「工事着手状況確認書」には、「着手を確認できる書類等」という書類が添付されていた。当該「着手を確認できる書類等」は、受注者が作成して前払請求前に監督職員の確認を受けるものであり、当該案件においても、受注者が「工事着手状況確認書」の記載に基づき、関係書類を添付し、監督職員の確認を受けたものである。当該案件における「着手を確認できる書類等」には、写真が添付されていたものの、設置した「現場事務所」及び「工事看板」の写真のみであった(当該写真是受注者が撮影し、「工事着手状況確認書」の記載に基づき貼付けたものである。)。この点、本法人では実際の現場への観察等を実施していないとのことであった。

①については書類上の不備とも考えられるが、記載すべきものを記載していないということは「実施していない」とも解釈される。また②における工事着手状況の確認を受注者からの写真のみによることは、当該工事着手状況の確認について有効になされているか懸念が生じる。実際に「現場事務所」として貼付けられた写真は、受注者

の会議室等と思われる部屋のテーブル上に、仙台松島道路 ETC 設置更新工事現場事務所と記載した板を置いたものであり、また「工事看板」として貼付けられた写真は、場所の特定できないシャッターに工事看板が立て掛けられていたものであった。

これらの写真は実際の現場において工事着手がなされていることを示すには不十分となるおそれがあり、本法人は実際の現場を視察する等、より実効力のある工事着手状況の確認を実施すべきである。

なお、監査はサンプルとして抽出した契約を対象に実施しており、監査対象期間におけるすべての契約を検討してはいないことから、今回確認された以外の契約についても同様の事象が生じている可能性がある。この点、本法人担当者から、包括外部監査時のサンプル契約書以外の監査対象期間のすべての契約について確認し、書類上の不備はなかったと報告を受けている。

第2. 宮城県住宅供給公社

1. 宮城県住宅供給公社の概要

(1) 事業概要

宮城県住宅供給公社(以下、「本法人」という。)は、県が地方住宅供給公社法(昭和 40 年 6 月 10 日法律第 124 号)に基づき、勤労者のマイホームづくりを推進するため昭和 41 年に設立した特別法人である。

本法人は、住宅行政の一翼を担いつつ、県民に良質で低廉な住宅・宅地を供給し、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として、新しい住まいづくり、街づくりに努力している。

これまで本法人が開発した主な団地は、黒松団地(仙台市)、将監団地(仙台市)、名取ニュータウン(名取市)、加茂団地(仙台市)、松陵ニュータウン(仙台市)、菅谷ニュータウン(利府町)、愛島東部ニュータウン・愛の杜(名取市)、ときわ台(大衡村)などがある。

(事業の内訳)

イ) 分譲事業(宅地分業)

本法人の前身である「宮城県住宅協会」時代から今日まで、昭和 30 年、40 年代の仙台市近郊での大規模な宅地開発、県内各地での住宅団地の整備分譲を通じて、県内の住宅供給を実施している。

ロ) 賃貸管理事業(公社賃貸住宅、借上高齢者向け地域優良賃貸住宅、賃貸宅地、団地利便施設等)

本法人の前身である宮城県住宅協会が昭和 30 年代に建設した公社住宅をはじめとし、時代と共に県民のニーズに応える「賃貸住宅」を提供し、一般公募による入居者の募集や入居から退去まで一貫してサポートを実施している。また、住民の利便性の向上を目的に、店舗・スポーツ施設などの団地に関連する賃貸施設の管理にも取り組んでいる。

ハ) 管理受託住宅管理事業(県営住宅、市町営住宅、都市再生機構賃貸住宅、高齢者向け地域優良賃貸住宅等)

県営住宅、市町営住宅、都市再生機構賃貸住宅等の管理を受託している。これまで培ってきたノウハウを十分に生かし、県営及び市・町営住宅の管理業務を一体的に行うメリットを最大限に生かした効率的な管理に努めている。

(2) 組織の情報

① 役員の状況(平成 30 年 4 月 1 日現在)

役名	氏名	他の法人等の代表状況等
理事長	今野 純一	
専務理事	藤田 博	
常務理事	千葉 琢夫	
理事(非常勤)	三浦 年男	宮城県土木部次長
理事(非常勤)	亀山 紘	石巻市長
理事(非常勤)	山田 司郎	名取市長
理事(非常勤)	相澤 清一	美里町長
理事(非常勤)	小野 浩一	仙台市都市整備局長
監事(非常勤)	竹田 正幸	公認会計士
監事(非常勤)	松田 茂	宮城県出納局次長

② 職員の状況

(単位:人)

職員の人数	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)
常勤職員(※1)	43	55	63
プロパー職員	40	50	57
県OB	3	5	6
県派遣職員	0	0	0
その他の派遣職員	0	0	0
上記以外の職員(※2)	68	68	66

※1 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員
(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※2 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員
及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

(3) 出資等の状況

出資者	金額(千円)	割合
宮城県	20,500	93.8%
仙台市	600	2.8%
その他8市町	750	3.4%
出資等総額	21,850	100.0%

(4) 主な財務指標

① 貸借対照表

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
流動資産	2,992,170	3,962,837
現金預金	2,642,123	3,407,097
有価証券	85,492	350,000
未収金	189,776	158,831
分譲事業資産	61,154	30,555
前払費用	1,966	2,133
その他流動資産	19,891	22,696
貸倒引当金	-8,232	-8,475
固定資産	5,012,336	4,348,888
賃貸事業資産	2,771,325	2,750,753
賃貸住宅資産	3,001,118	3,001,118
減価償却累計額	-1,163,984	-1,175,906
減損損失累計額	-137,854	-137,854
賃貸施設資産	1,530,823	1,530,823
減価償却累計額	-445,887	-454,537
減損損失累計額	-12,891	-12,891
有形固定資産	541,063	526,205
建物等資産	504,498	504,938
減価償却累計額	-253,363	-267,325
減損損失累計額	-1,997	-1,997
土地資産	271,072	271,072
その他の有形固定資産	61,764	66,551
減価償却累計額	-40,911	-47,034
無形固定資産	15,756	69,260
その他の資産	1,684,192	1,002,669
資産合計	8,004,507	8,311,725
流動負債	1,159,203	1,120,106
次期返済長期借入金	96,483	150,505
未払金	475,772	348,982
前受金	4,111	798
預り金	582,837	619,822
固定負債	1,549,935	1,424,365
長期借入金	925,991	775,486
預り保証金	112,195	124,338
引当金	505,225	520,495
退職給付引当金	240,745	239,180
計画修繕引当金	264,481	281,315
その他固定負債	6,524	4,045
負債合計	2,709,138	2,544,471
資本金	21,850	21,850
剰余金	5,273,519	5,745,404
資本剰余金	1,244,494	1,244,494
繰越利益剰余金	4,029,024	4,500,909
純資産合計	5,295,369	5,767,254
負債及び純資産合計	8,004,507	8,311,725

(主な科目内容、増減内容等)

イ) 平成29年度の無形固定資産の増加は、市町営住宅管理システムの導入による。

ロ) その他の資産の主な内容は、定期預金、有価証券などである。

② 損益計算書

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
事業収益[a]	3,443,182	3,489,602
分譲事業収益	400,404	328,725
賃貸管理事業収益	376,647	368,423
賃貸住宅管理事業収益	279,577	272,497
賃貸施設管理事業収益	39,426	41,043
団地利便施設管理事業収益	23,506	20,650
社屋管理事業収益	34,138	34,233
管理受託住宅管理事業収益	2,633,023	2,739,840
公共団体住宅管理事業収益	1,873,376	1,968,141
都市再生機構住宅管理事業収益	745,579	757,631
民間地優賃住宅等管理事業収益	14,068	14,068
その他事業収益	33,108	52,614
事業原価[b]	2,762,545	2,946,231
分譲事業原価	40,071	30,598
賃貸管理事業原価	268,398	298,623
賃貸住宅管理事業原価	199,626	223,698
賃貸施設管理事業原価	17,030	15,853
団地利便施設管理事業原価	22,080	31,117
社屋管理事業原価	29,662	27,955
管理受託住宅管理事業原価	2,426,479	2,587,262
公共団体住宅管理事業原価	1,686,285	1,848,704
都市再生機構住宅管理事業原価	727,561	733,218
民間地優賃住宅等管理事業原価	12,633	5,340
その他事業原価	27,596	29,747
一般管理費[c]	91,753	95,418
事業利益(損失)[d=a-b-c]	588,885	447,954
その他経常収益[e]	2,611	3,501
受取利息	1,717	1,894
雑収入	894	1,607
その他経常費用[f]	37,210	26,860
支払利息	2,093	1,703
雑損失	35,116	25,157
経常利益(損失)[g=d+e-f]	554,285	424,596
その他経常収益[h]	-	47,289
その他特別利益	-	47,289
その他経常費用[i]	2,492	-
災害その他の臨時損失	2,492	-
当期純利益(損失)[j=g+h-i]	551,793	471,885

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) 平成 29 年度の分譲事業収益の減少は、主に分譲区画(ゆとり～と小牛田)が平成 28 年度の 65 区画から平成 29 年度の 39 区画に減少したことによる。
- ロ) 平成 29 年度の賃貸住宅管理事業原価の増加は、主に公社賃貸住宅の計画修繕引当金の増加による。
- ハ) 平成 29 年度のその他特別利益の増加は、社屋の長期修繕計画の見直しに伴う計画修繕引当金の戻入による。

2. 今回の監査結果

(1) 現金・預金管理体制について【意見】

本法人の現金・預金管理体制は、本法人総務部が担当している。本法人担当者へのヒアリングによると、出納事務において複数の本法人担当者が関与しているが、業務の状況に応じて出納担当者(現金・預金の受払及び出納帳への記帳担当者)と、その会計記録担当者(仕訳伝票起票、会計帳簿への記録者)を同一の者が兼任する場合があるとのことであった。

現金・預金管理体制に関する不正の特徴及び管理のポイントについては P.15「現金・預金管理体制について」を参照されたい。本法人は出納担当者とその会計記録担当者を同一の者が兼任する場合があることから、現在の状況では、現金・預金の着服や不正な支払の防止に十分な管理体制ではない。

したがって、出納担当者と会計記録担当者を分離し、出納の事実を確認できる証憑に基づいて、出納担当者以外の者が記録・検証する体制を構築することが望ましい。

(2) 固定資産の取得について【意見】

本法人は保有する固定資産の補助簿として、「財産目録(固定資産台帳に相当)」を作成している。当該資料は固定資産の取得日を、固定資産の納品日、又は納品固定資産の検査完了日に基づいて記録している。一方、本法人は会計システム上において、代金の支払日に基づき、固定資産取得の仕訳を計上している(会計システム上は代金の支払日をもって固定資産の取得日としている)。

固定資産の取得の日は、原則として当該固定資産の引渡しを受けた日となる。引渡しを受けるにあたって検収を実施している場合には、当該検収が終わり、引渡書等に記載のある検収終了日であると考えられる。一般に実務上においては、当該取得の日に、固定資産を資産として計上することとなる。また、固定資産を取得した場合には、併せて当該固定資産の「事業の用に供した日」を確認する必要がある。固定資産は減価償却を通じてその費用化がなされるところ、減価償却は事業の用に供

した時から開始されるためである。ここで、事業の用に供した日とは、当該資産について本来の目的のために供することができる状態に至り、その使用を開始する日をいう。したがって、例えば機械装置等の設備を取得し、据付作業を行っている期間や検収目的で試運転を行っている期間等は、まだ事業の用に供していないこととなる。

この点、担当者へのヒアリングによると、本法人では「財産目録」上の取得日と当該固定資産の事業の用に供した日は一致しているとのことである。なお、減価償却計算は「財産目録」上の取得日から実施されていることを確認している。しかし、本法人の二つの記録（「財産目録」及び会計システム）において、取得日付が不整合となっている状態は、減価償却費計算において過誤のおそれがある。

したがって、固定資産の納品日又は納品固定資産の検査完了日をもって固定資産取得の仕訳を計上（及び未払金の計上）し、「財産目録」と会計システム上の取得日付の不整合を解消することが望まれる。

（3）入札談合の防止について【意見】

本法人の「宮城県住宅供給公社会計規程」によると、本法人における契約は、原則として競争入札に付すものとされている。また、本法人では入札談合の防止のため、入札手続の事後的な検証を行う体制は整備されていない。

一般に、競争入札には入札談合の危険がある。入札参加者があらかじめ受注する事業者や受注金額等を決定することによって入札により発注される商品又は役務の取引に係る競争を制限する入札談合は、より低価格で高品質な工事・物品の調達の機会を害し、また非効率的な事業者を温存し、事業活動を停滞させる等の弊害をもたらすことから、独占禁止法の規定に違反する行為である。そのため、競争入札の実施には入札談合を排除する発注機関の対策が必要である。

この点、発注機関の対応の一つとして、発注機関が入札談合に関する情報等を収集した場合に、公正取引委員会への通報を実施する方法がある。公正取引委員会では、発注機関職員向けに入札談合の未然防止に関する知識や関連する法制度を紹介するための研修テキストとして「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」を公表している。当該資料において、入札時における入札参加者の行動から、発注機関の経験等を踏まえ、入札談合があると推測できる場合（通報対象の情報）として、以下のケースが記載されている。

「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」（平成29年10月版）より抜粋

【ケース1】

発注する工事の種類、規模ごとに、入札参加者の指名回数や落札金額の累積額に基づいて落札している、入札参加者の落札回数が均等になっている等、落札結果に何らかの規

則性がみられる。

(例)

- A発注機関の甲物件では、受注回数に関わらず各入札参加者の過去の年度ごとの受注額がほぼ均一であった。
- B発注機関の乙物件では、年度によって発注回数が異なるにもかかわらず、各入札参加者の過去の年度ごとの受注件数割合(受注件数/発注件数)がほぼ均一であった。

【ケース2】

ケース1のような規則性が無くても、複数回の入札ごとに1番札が同じである、あるいは、入札不調を繰り返すうちに1社を除いて他社が辞退するというような不自然な状況等がみられる。

(例)

- C発注機関の丙物件では、入札価格が予定価格に達せず、3回にわたり入札が行われたが、3回目の入札までに1社を除いて入札参加者は辞退し、応札したのは、寄せられた情報で落札予定者として名前が指摘されている入札参加者のみであった。
- D発注機関の丁物件では、通常は落札率が95%前後で推移しているにもかかわらず、特定の業者が入札に参加した場合には、落札率が70%前後まで大幅に下落する。
- E発注機関の戊物件は、昨年度とほぼ同じ発注内容であるにもかかわらず、前年度の落札者が前年度の落札金額よりも高い金額で応札し、再入札になると辞退していた。
- F発注機関の己物件は、多品目にわたり一括発注されているが、品目ごとに落札者が特定の1社に固定され、毎年、同じ入札参加者が過去の落札金額よりも高い金額で応札し、落札していた。

【ケース3】

調達担当部局において入手した情報が、単発の入札談合に係るものではなく、入札参加者の落札ルールの存在を示すものであり、また、これを裏付ける具体的な資料等の提供を受けた。

(例)

- G発注機関の庚物件では、寄せられた情報によれば、前回工事と関連する工事は継続して同一業者が落札するというものであった。そこで、過去の入札結果を調べたところ、いずれの入札においても、前回工事の関連業者が継続して落札していた。
- H発注機関の辛物件では、寄せられた情報によれば、工事を受注することになった業者が他の入札参加業者の添付書類も作成することになっていた。そこで、電子ファイルで提出された添付書類のプロパティ名を確認したところ、提出した業者とは異なる業者名(工事を受注した業者名)になっていた。

したがって、本法人においても公正取引委員会が公表するような入札談合があると推測できるケースについては、入札辞退者に対する辞退理由や入札価格の妥当性等、事後的に検証手続を実施することが望ましい。

第3. 仙台臨海鉄道株式会社

1. 仙台臨海鉄道株式会社の概要

(1) 事業概要

仙台臨海鉄道株式会社(以下、「本法人」という。)は、仙台港湾地区と内陸部を結ぶ物流を担うため、日本国有鉄道、宮城県及び進出企業の共同出資により、昭和45年11月に会社を設立された。昭和46年10月、既設工業地及び新設東北石油株式会社(現JXTGエネルギー株式会社)仙台製油所の貨物輸送に対応するため、東北本線陸前山王駅と仙台港駅を結ぶ4.2km及び仙台港駅・仙台北港駅間1.2kmの営業を開始した。

その後、公共埠頭の建設にあわせ昭和50年9月から仙台港駅・仙台埠頭駅間1.6kmの営業を開始し、更にキリンビール株式会社仙台工場の仙台港地区進出に伴い、昭和58年4月から仙台港駅・仙台西港駅間2.5kmの営業を開始した。

石油、ビールの輸送を基本にしつつ、平成3年4月からJR貨物宮城野駅(現仙台貨物ターミナル駅)における業務を、また平成8年12月から陸前山王駅における業務を日本貨物鉄道株式会社から受託する一方、平成10年4月から国際海上コンテナの輸送を開始する等、新たな展開を図りながら、地域の経済発展に寄与している。

平成23年3月11日「東日本大震災」により甚大な被害を受けたが、平成23年11月25日キリンビール株式会社仙台工場より鉄道輸送を再開し、平成24年3月13日には仙台埠頭駅からJR東日本のレール輸送、3月19日には仙台港駅からコンテナ輸送の再開、そして、平成24年9月7日にJX日鉱日石エネルギー株式会社(現JXTGエネルギー株式会社)仙台製油所より石油製品の鉄道輸送が再開して全線復興した。

【参考】仙台臨海鉄道貨物路線図



(グループ会社)

本法人が 100% の資本関係を有する子会社として、仙台臨海通運株式会社が昭和 46 年 9 月 10 日に設立されている。

仙台港・駅間ににおけるコンテナのトラック輸送を主な業務としている。

(2) 組織の情報

① 役員の状況(平成 30 年 6 月 20 日現在)

役名	氏名	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	伊藤 悟	
常務取締役(総務部長)	佐藤 明寛	
取締役(安全室長)	田村 俊一	
取締役(非常勤)	土井 広治	日本貨物鉄道株式会社 東北支社長
取締役(非常勤)	入江 宏紀	日本貨物鉄道株式会社 鉄道ロジスティクス本部 運輸部副部長
取締役(非常勤)	佐野 好昭	宮城県 副知事
取締役(非常勤)	遠藤 信哉	宮城県公営企業管理者
取締役(非常勤)	佐藤 寛	三菱マテリアル株式会社 東北支店長
取締役(非常勤)	六車 幸哲	JXTGエネルギー株式会社 仙台製油所長
取締役(非常勤)	横山 昌人	キリンビール株式会社 仙台工場長
取締役(非常勤)	前村 和宏	JFEスチール株式会社 東北支社長
監査役(非常勤)	増子 友一	宮城県会計管理者兼出納局長
監査役(非常勤)	大園 淳司	三菱マテリアル株式会社 東北支店 総務課長
監査役(非常勤)	安部 豊彦	日本貨物鉄道株式会社 経営統括本部 財務部副部長

② 職員の状況

(単位:人)

職員の人数	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)
常勤職員(※1)	66	65	63
プロパー職員	59	56	54
県OB	1	1	1
県派遣職員	0	0	0
その他の派遣職員	6	8	8
上記以外の職員(※2)	8	6	8

※1 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員
(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※2 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員
及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

(3) 出資等の状況

出資者	金額(千円)	割合
宮城県	240,000	33.3%
日本貨物鉄道(株)	240,000	33.3%
三菱マテリアル(株)	100,000	13.9%
他8社	140,000	19.5%
出資等総額	720,000	100.0%

(4) 主な財務指標

① 貸借対照表

科目	平成28年度	平成29年度
流動資産	337,881	305,715
現金及び預金	170,089	174,598
未収運賃	78,541	88,041
未収金	79,120	35,296
貯蔵品	6,200	4,079
前払費用	3,929	3,700
固定資産	1,340,953	1,333,756
鉄道事業固定資産	1,041,728	1,047,641
有形固定資産	1,041,698	1,047,611
土地	325,170	325,170
建物	77,467	72,239
構築物	616,147	626,072
車両	21,816	10,491
機械装置	214	185
工具器具備品	882	13,451
無形固定資産	30	30
電話加入権	30	30
投資その他の資産	299,224	286,114
関係会社株式	15,216	15,216
投資有価証券	216,106	209,872
出資金	442	364
長期貸付金	1,156	817
長期前払費用	60,783	57,090
その他の投資等	5,518	2,753
資産合計	1,678,834	1,639,471

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
流動負債		
1年以内に返済する長期借入金	250,378	212,176
未払金	28,000	28,000
未払法人税等	99,267	43,964
未払消費税等	6,329	7,100
預り連絡運賃	7,264	8,506
預り金	103,888	114,479
賞与引当金	942	932
	4,686	9,192
固定負債	348,425	330,505
長期借入金	119,000	91,000
退職給付引当金	205,675	207,935
役員退職慰労引当金	6,875	7,195
特別修繕引当金	16,875	24,375
負債合計	598,804	542,681
株主資本	1,069,272	1,088,458
資本金	720,000	720,000
利益剰余金	349,272	368,458
その他利益剰余金	349,272	368,458
別途積立金	1,000,000	1,000,000
繰越利益剰余金	-650,727	-631,541
評価・換算差額等	10,757	8,331
その他有価証券差額金	10,757	8,331
純資産合計	1,080,030	1,096,790
負債及び純資産合計	1,678,834	1,639,471

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) 構築物の主な内容は、線路設備、停車場設備、電路設備等である。
- ロ) 平成29年度の工具器具備品の増加は、主に31ft用のコンテナ・フォークリフトの購入による。

② 損益計算書

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
鉄道事業営業損益		
営業収益	477,762	499,850
貨物運輸収入	275,786	303,662
運輸雑収	201,976	196,187
営業費	469,959	484,000
運送費	337,355	338,646
一般管理費	65,920	75,550
諸税	10,740	13,845
減価償却費	55,945	55,958
鉄道事業営業利益	7,802	15,849
営業外収益	7,236	10,655
受取利息	3	5
受取配当金	325	1,337
貸倒引当金戻入額	1,000	-
雑収入	5,908	9,312
営業外費用	1,550	1,396
支払利息	1,473	1,172
その他	77	223
経常利益	13,487	25,108
特別利益	33,283	-
補助金	26,000	-
工事負担金等収入	7,283	-
特別損失	40,067	-
鉄道施設圧縮損	7,283	-
関係会社株式評価損	32,783	-
税引前当期純利益	6,704	25,108
法人税、住民税及び事業税	3,492	5,923
当期純利益	3,211	19,185

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) 運輸雑収の主な内容は、日本貨物鉄道株式会社からの業務受託収入(主に仙台貨物ターミナル駅における駅構内貨車入換業務委託に係る業務)である。
- ロ) 平成 28 年度の補助金は、立体交差橋塗装工事に係る国及び宮城県からの補助金である。
- ハ) 平成 28 年度の関係会社株式評価損は、本法人の子会社である仙台臨海通運株式会社の株式に対する評価損である。本法人担当者へのヒアリングによると、仙台臨海通運株式会社ではコンテナ輸送用トラックの運転手の確保が難航しており、平成 28 年度には営業損失 21,795,713 円を計上したこと等の理由により、評価損を計上した。

2. 今回の監査結果

(1) 現金・預金管理体制について【意見】

本法人の「経理規程」では、現金・預金管理の担当者について、以下のとおり定められている。

「経理規程」より抜粋

(出納責任者)

第17条 金銭の出納及び保管に関しては、指定された者が出納責任者としてこれを行う。

2 出納責任者は、出納担当者を指定して、金銭の出納事務を行わせることができる。

3 指定された出納担当者は、その業務に係わる金銭の出納事務を行うものとする。

第19条 現金の出納に関し、一定の用途に対する小口支払のため、小口現金制度を設ける。

2 小口現金の出納及び保管は、指定された小口現金出納責任者が担当する。

本法人担当者へのヒアリングによると、「経理規程」第17条、19条に定められる「出納責任者」、「出納担当者」及び「小口現金出納責任者」について、定期的な配置転換を実施するにあたっての人的余裕がないため、実施されていないとのことであった。なお、調査時点において、「出納責任者」は平成26年2月、「小口現金出納責任者」は平成25年7月(職掌毎に複数人存在するため最も古参の者)より配置転換されていない。また、「出納担当者」は指定されていなかった。

現金・預金管理に関する不正の特徴及び管理のポイントについては P.15「現金・預金管理体制について」を参照されたい。本法人は「出納責任者」、「出納担当者」及び「小口現金出納責任者」に定期的な配置転換制度が無いことから、現在の状況では、長期的には現金・預金の着服や不正な支払の防止に十分な管理体制でなくなる可能性がある。

一般に、法人における内部管理体制は法人規模に応じて実施されていることから、人員の増員が難しい場合には、実効性のある定期的な配置転換制度の導入を視野に入れる等、出納担当者(「出納責任者」、「出納担当者」及び「小口現金出納責任者」)が長期にわたり同一にならないよう、配慮をすることが望ましい。

(2) 契約締結の方法について【結果】

地方自治法234条1項では、地方公共団体における契約の締結について「1.売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と定められている。

これらの契約の締結方法の概要、およびそれらの長所、短所は以下のとおりである(せり売りについては今回の調査において関連性が乏しいため省略する)。

地方公共団体(※)の締結する主要な契約の形態

(1)一般競争入札

契約に関し公告をし、不特定多数人の参加を求め、入札の方法によって競争を行わせ、そのうち、地方公共団体に最も有利な価格で申し込みをした者（支出の原因となる契約については例外も認められている）を契約の相手方とする方法。契約締結の方法の原則とされている。

- ・主な長所

公正性、機会均等性が確保される。

- ・主な短所

契約の形態の中では手続が煩雑であり、契約関連経費の負担も大きい。

(2)指名競争入札

地方公共団体が資力、能力、信用その他について適当であると認める特定多数の競争加入者を選んで入札の方法によって競争させ、その中から地方公共団体に最も有利な条件を提供する者を決定し、その者と契約を締結する方法。

- ・主な長所

一般競争入札と比べ不信用、不誠実の業者を排除することができる。

- ・主な短所

①競争加入者が一部の業者に固定化し、偏重するおそれがある。

②談合が容易である。

(3)随意契約

地方公共団体が競争の方法によらないで任意に特定の相手方を選択して締結する方法。

- ・主な長所

①契約の形態のなかでは最も手續が簡略であり、契約関連経費の負担も小さい。

②資力、信用、技術、経験等相手方の能力等を熟知の上選定することができる。

- ・主な短所

契約業者が固定化し、契約自体が金額的、質的な合理性よりも情実に左右され、公正な取引の実を失するおそれがある。

※ 本法人は「統一的な基準」にいう「第三セクター等」に該当することから連結財務書類の対象範囲となっているものの、地方自治法1条の3に定義される「地方公共団体」には該当しないことから、厳密には地方自治法234条第1項に定められた契約の締結方法に拘束されることはないと考えられる。しかし、実質的には「第三セクター等」に該当する団体であっても、地方自治法

234条第1項を意識した契約の締結方法を団体の内部規程等に定め運用していることは稀ではない。これは、地方公共団体から出資を受けている責任として、地方公共団体に準じて契約の締結方法を制限し、非合理的な契約の締結を防止していると考えられる。

ここで、本法人の「契約規程」では、契約に係る手続について、以下のとおり定められている。

「契約規程」より抜粋

(契約方式)

第5条 契約の方式は、指名競争契約及び随意契約とする。

2 契約責任者は、前項に規定する契約方式のうち、契約の性質及び目的に応じて、会社にとって最も有利な方式を選択するものとする。

(契約申込者の調査)

第6条 契約責任者は、会社と取引を希望する者の資力、信用、技術、経験、設備等を調査しておくものとする。

(入札書)

第7条 契約責任者は、指名競争契約によろうとする場合には、3者以上の者から入札書を徴するものとする。

(見積書)

第8条 契約責任者は、随意契約によろうとする場合は、2者以上の者から見積書を徴するものとする。

2. 契約責任者は、次の各号の1に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、見積書を徴しないことができる。

- (1) 国、地方公共団体その他の公法人と契約を締結する場合
- (2) 印紙、切手、図書、新聞等及び乗車船券その他を市場価格そのままの価格で購入する場合
- (3) 国若しくは地方公共団体の許認可又は法令により価格、料金等の額が定められている場合
- (4) 災害その他の事故等の理由で、応急工事を請け負わせ、又は物件を購入し、若しくは借り入れる場合
- (5) その他見積書を要しないと特に認める場合

本法人は平成29年度において、「仙台埠頭線仙台港～仙台埠頭間中央埠頭線踏切連接軌道ブロック取換その他工事」(契約金額(税込):8,964,000円)に係る契約を締結している。当該契約について契約締結方法を確認したところ、東北圏内において同様の工事を受注する能力のある会社が同社しかないため、随意契約しており、また他社の見積書を徴していないとのことであった。

この点、当該契約については、「契約規程」第5条第2項にもとづき、随意契約を選択すること、第8条第1項及び第2項(5)より、2者以上の者から見積書を徴しないことも認められる。しかし、当該契約に対する「発議書」を閲覧したところ、当該契約を随意契約としたこと、かつ、2者以上の者から見積書を徴しないことについて、何らの検討がなされていなかった。

上述のとおり随意契約は、一般に経費負担が少なく、かつ、簡略的な手続きによることができるため、迅速に契約手続を行うことができるとともに、契約業者の能力等を熟知の上選定することができるという利点もある。しかし、いったんその運用を誤ると、契約業者が固定化し、契約自体が金額的、質的な合理性よりも情実に左右され公正な取引の実を失するおそれがあることから、安易に用いるべき契約方法とはいえない。

そのため、随意契約とし、かつ、2者以上の者から見積書を徴しない場合、当該妥当性の検討を実施するとともに、当該検討内容及び結果を明確に記録として残さなければ、今後の契約手続において契約の適切性の判断が形骸化し、規程の潜脱行為となりかねないおそれがある。

したがって、随意契約の締結や見積書を徴しないこととした場合には、その内容及び妥当性を検討し、明確に記録することが必要である。

なお、監査はサンプルとして抽出した契約を対象に実施しており、監査対象期間におけるすべての契約を検討してはいないことから、今回確認された以外の契約についても同様の事象が生じている可能性がある。

(3) 固定資産の取得について①【結果】

本法人は保有する固定資産の一覧として、「固定資産台帳」を作成している。当該資料では固定資産の取得日を、固定資産の納品日、又は納品固定資産の検査完了日に基づいて記録している。一方、本法人は会計上において固定資産取得の仕訳を計上する時期について特段の定めがない。この点、本法人担当者によると、「固定資産台帳」上の取得日の属する月の月末、又は翌月末等に、会計上の固定資産取得日としていることが多いとのことであった。そのため、「固定資産台帳」上の取得日と、会計上の取得日が一致していない状況である。

固定資産の取得及び適正に処理されない場合のリスクについてはP.24「固定資産の取得について」を参照されたい。なお、本法人は決算を確定させる3月末時点にお

いて、期中における固定資産および未払金の計上漏れが無いかを確認し、存在する場合は3月末付で処理していることであるが、減価償却計算は事業の用に供した時から開始されることを鑑みると、当該状況の下では適正な期間損益計算が担保される体制にないといえる。

したがって、適正な固定資産の取得に関するルールを明文化するとともに、当該ルールに従い会計処理を実施する必要がある。

(4) 固定資産の取得について②【結果】

本法人が平成29年度において取得した固定資産のうち、以下の固定資産に係る各種資料を閲覧したところ、固定資産の納品・検査が終了したことを証する証憑である「工事受領書」の日付と、「固定資産台帳」上の取得日が一致しておらず、当該固定資産の取得日の根拠は不明であった。

勘定科目	固定資産名	取得価額 (円)	「工事受領書」 の日付	「固定資産台帳」上の 取得日
構築物	貨車積降場H29	6,793,219	平成30年2月9日	平成30年3月20日

固定資産の取得の日は、原則として当該固定資産の引渡しを受けた日となる。引渡しを受けるにあたって検収を実施している場合には、当該検収が終わり、受領書にサインした日であると考えられる(固定資産の取得及び適正に処理されない場合のリスクについてはP.24「固定資産の取得について」を参照されたい)。

したがって、本法人の固定資産の取得に係る「工事受領書」等は、固定資産の納品・検査が終了したことを客観的に証する証憑であることから、その会計処理は実際に取得したと考えられる当該証憑の納品・検査終了日に基づき行う必要がある。

なお、監査はサンプルとして抽出した固定資産を対象に実施しており、監査対象期間におけるすべての固定資産を検討してはいないことから、今回確認された以外の固定資産についても同様の事象が生じている可能性がある。

(5) 固定資産の現物と記録の定期的な照合について【結果】

本法人の「経理規程」では、有形固定資産の管理方法について、以下のとおり定められている。

「経理規程」より抜粋
(固定資産の照合)

第42条 固定資産管理責任者は、毎年度末又は必要と認めるときは固定資産の現状を調査し、関係帳簿と照合しなければならない。

本法人担当者へのヒアリングによると、本法人では「経理規程」第42条にかかわらず、実際には、その年度に取得した固定資産に限り、毎年度末の現状を調査し、関係帳簿(固定資産台帳)と照合をしているとのことであった。その理由は、本法人における固定資産の数が膨大であり(後述の「(6) 固定資産台帳の作成について」参照)、現状の人員を考慮すると過年度取得分の固定資産すべてを調査、照合することは非現実的であるためとのことである。

固定資産の現物と記録の定期的な照合は、固定資産の現物が記録された数量どおり存在するか(実在性)、また現物が資産として使用に耐えうる状態にあるか確認するという意義があり、適正な決算手続の観点から欠かすことのできない手続である。当該手続を実施しない場合には、例として以下のようなリスクが考えられる。

- ① 記録上に存在するものの、何らかの理由で失われた、あるいは故障・不具合・陳腐化等により価値の低下した資産の存在が判明せず、結果として不適正な財務書類が作成されるおそれがある(実在しない、あるいは使用に耐えない資産がそのまま財務書類に計上されてしまう)。
- ② 横領や窃盗、紛失等により資産が失われた場合や、不適切な使用による資産の故障等がある場合に、その兆候を発見し再発防止策に繋げることができず、結果として団体の財産を毀損し続けるおそれがある。
- ③ 資産の不足や修繕の必要性に適時に気が付くことができず、中長期的な購入、修繕計画に狂いが生じ、応急的に不利な条件で購入、修繕契約等を締結せざるを得ないなど、本来不要な支出増に繋がるおそれがある。

したがって、最新年度に取得した固定資産のみならず、過年度取得分の固定資産についても第42条にしたがって、固定資産の現状を調査し、関係帳簿と照合しなければならない。その際、すべての固定資産の照合が困難であるのならば、主要かつ重要な資産を定義し、当該資産については毎年度末調査、照合し、それ以外の資産についてはローテーションで毎年度一部分のみ(ただし、一定の年数ですべての資産が必ず一度は照合されるように選定する)調査、照合することが考えられる。

(6) 固定資産台帳の作成について【意見】

本法人は、固定資産台帳をスプレッドシート(表計算ソフト)により作成している。本法人担当者へのヒアリングによると、線路の軌条、枕木等の取得、除却が頻繁に行われるため、本法人が管理している固定資産は多数存在し、現状の固定資産台帳は当該スプレッドシートにおいて約6,000行程度に及んでいるとのことであった。

一般に、使用するデータが少ない場合においてスプレッドシートを用いて各種管理台帳を作成することは、費用対効果の面から一定の合理性が認められると考えられる。一方、スプレッドシートを利用した場合、一般に以下のようなリスクが想定される。

- ① スプレッドシート等で作成した表や数式の作成者と利用者が同一である場合、作成された表計算ソフトやマクロを第三者が検証していないと、不正や計算式の誤り等が見逃されるリスクがある。
- ② スプレッドシート等ではプログラムされた内容が文書として記録されず、不明になるリスクがある。
- ③ スプレッドシート等の管理では、アプリケーション・システムに比べると、バックアップが十分でなく、データが失われる可能性がある。
- ④ スプレッドシート等は、財務担当者のPCが利用されることが多く、アプリケーション・システムに比べると、アクセス制御が十分でないことがある。このような環境では、財務報告にデータの改ざん、消失が生じるリスクがある。
- ⑤ スプレッドシート等の処理結果について、計算結果等の検証が適切になされないと処理結果としての財務報告に誤りや虚偽が発生するリスクがある。

この点、本法人においてスプレッドシートで作成している固定資産台帳は上述のリスクに対する対応を実施していない。

本法人の事業特性上、固定資産は質・量ともに重要であることから、スプレッドシートで固定資産台帳を作成する場合、以上のリスクに対応する措置を講ずるか、もしくは固定資産台帳作成システムを導入する等の一定の信頼性を確保したうえでの固定資産台帳を作成することが望ましい。

(7) 仙台臨海通運株式会社における連結財務書類の取扱いについて【結果】

本法人は100%出資する子会社として、仙台臨海通運株式会社を所有している。当該子会社は宮城県の連結財務書類において、連結対象団体とされていない。

「統一的な基準」における「連結財務書類作成の手引」によると、第三セクターを連結の対象とするかについて、以下のとおり定められている。

「統一的な基準による地方公会計マニュアル」より抜粋(下線、強調は筆者)

22.また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合や活動実態等に応じて、比例連結の対象とします。ただし、出資割合が25%未満であって、損失補償を付している等の重要性が無い場合には、比例連結の対象としないことができます。

26.第三セクター等が出資している会社についても、第三セクター等の取扱いに準じることとしますが、この場合、地方公共団体及び連結対象団体(会計)の資本金、出えん金等をあわせて判断する必要があります。

以上のように、第三セクター等は出資比率が25%以上であれば比例連結の対象となる。この点、当該子会社は、地方公共団体(宮城県)からの直接の出資は無いが、連結対象団体(仙台臨海鉄道㈱)の出資割合が100%のため、上記26にしたがい当該子会社も連結対象団体となると考えられる。

県担当者へのヒアリングによると、連結財務書類の作成時点において、県と直接の出資関係のある団体について連結対象団体とするか否かを検討したものの、当該子会社のような県と直接的な出資関係にない団体については存在を網羅的に把握しておらず、検討を実施していなかったとのことであった。

県は当該子会社を連結対象団体としないことの妥当性、及び他の連結対象団体についてこのような事例が存在しないかについて検討を実施する必要がある。

第4. 公益財団法人宮城県環境事業公社

1. 公益財団法人宮城県環境事業公社の概要

(1) 事業概要

公益財団法人宮城県環境事業公社(以下、「本法人」という。)は、宮城県内で排出された産業廃棄物を処理する管理型最終処分場「クリーンプラザみやぎ」を管理運営する法人である。

昭和 45 年の第 64 回臨時国会において「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が制定されたが、同法に基づく管理型最終処分場は当時宮城県内に一つもなかった。また、県内に企業誘致を行うにあたり、産業廃棄物処理施設がなければ誘致が進まない等の理由から、危機感を持った産業界や市町村等が県議会に対し、公共関与による廃棄物処理施設の機関設置の請願を提出した。その後、昭和 52 年 4 月に「環境の保全及び美しい県土と健全な地域社会の実現に寄与する」ことを目的として財団法人宮城県廃棄物処理公社(昭和 56 年に財団法人宮城県環境事業公社に名称変更)が設立された。

(事業の内訳)

イ) 廃棄物埋立処分事業

宮城県内で排出された産業廃棄物を、管理型最終処分場「クリーンプラザみやぎ」において、排出事業者から処理手数料を徴収し受け入れている。

ロ) 循環型社会形成事業

環境セミナーの開催や県、市町村等の環境フェアへの協賛等を通じ、廃棄物の減量化や再資源化等の普及啓発活動を行っている。

ハ) 廃棄物あつ旋事業

廃棄物の再利用や再資源化、減量化を推進するため各事業所から排出された有効利用可能な資源について、提供事業所と需要事業所(リサイクル業者)を仲介する。

【参考】クリーンプラザみやぎ全景



- クリーンプラザみやぎには、第1埋立地から第3埋立地が存在する。うち、第1埋立地、第2埋立地は既に埋立が終了している。
- 埋立容量は平成29年3月31日現在で、全体容量 10,726,000 m³ 中 9,826,122 m³ が埋立済みととなり、残余容量は 899,878 m³(埋立可能廃棄物量は約 51 万トン)となっている。

【参考】埋立計画平面図

敷地面積 1,492,000 m²/埋立地面積 614,280 m²/埋立容量 10,726,000 m³



(2) 組織の情報

① 役員の状況(平成 30 年 6 月現在)

役名	氏名
理事長(常勤)	土井 秀逸
専務理事(常勤)	西條 力
常任理事(常勤)	佐々木 源
理事(非常勤)	熊谷 盛廣
理事(非常勤)	佐藤 仁
理事(非常勤)	西村 修
理事(非常勤)	片瀬 弥生
理事(非常勤)	木須 八重子
理事(非常勤)	小松 直子
理事(非常勤)	下井田 秀喜
監事(非常勤)	菅原 道義
評議員(非常勤)	浅野 孝雄
評議員(非常勤)	浅野 元
評議員(非常勤)	北辻 政文
評議員(非常勤)	今野 薫
評議員(非常勤)	横山 昌人
評議員(非常勤)	後藤 康宏

② 職員の状況

(単位:人)

職員の人数	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)
常勤職員(※1)	17	18	18
プロパー職員	13	15	15
県OB	3	3	3
県派遣職員	0	0	0
その他の派遣職員	1	0	0
上記以外の職員(※2)	6	5	4

※1 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員
(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※2 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員
及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

(3) 出資等の状況

出資者	金額(千円)	割合
自己資金	100,000	66.7%
宮城県	50,000	33.3%
出資等総額	150,000	100.0%

(4) 近年の状況

近年では、第3埋立地の残余年数も10年程度(平成28年4月1日時点)となり、その後新たな埋立地整備の予定もないことから、第3埋立地の埋立終了後には事業収益の皆減が予想される。一方、埋立終了後も埋立地と浸出水の安定等のための維持管理費用は、今後も長期に渡ってその発生が予想される。

そこで、本法人が置かれている現状を把握して、今後の事業運営についての課題等を整理することにより、中長期視点に立った事業運営計画及び資金計画等を立案し、今後の公社運営の基本方針とするため、平成28年4月1日に「公益財団法人宮城県環境事業公社運営計画」を公表している。

当該計画では、維持管理計画として、埋立終了後の維持管理費用の積立が8,853,140,000円(埋立期間を平成38年3月までとし、その後の維持管理年数を平成38年度～平成87年度の50年として算出)必要であるとしている。

なお、平成29年度貸借対照表における維持管理費用の積立の合計(特定災害防止準備資産、維持管理積立資産、埋立維持管理積立資産の合計)は、7,208,323,375円である。

(5) 主な財務指標

① 貸借対照表

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
1資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	127,238	126,743
未収金	132,218	171,729
貯蔵品	1,965	3,486
流動資産合計	261,421	301,959
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
投資有価証券	148,346	148,361
定期預金	2,191	2,191
基本財産合計	150,537	150,553
(2) 特定資産		
退職給付引当資産	114,710	123,084
特定災害防止準備資産	1,768,100	1,802,100
維持管理積立資産	1,599,207	1,744,590
埋立維持管理積立資産	3,113,286	3,661,633
施設整備積立資産	2,020,493	1,933,345
特定資産合計	8,615,796	9,264,752
(3) その他固定資産		
建物	78,911	74,802
構築物	402,633	459,093
機械装置	143,759	134,760
車両運搬具	822	453
什器備品	4,225	12,409
土地	720,264	720,264
建設仮勘定	83,666	67,196
ソフトウェア	1,475	9,123
電話加入権	9	9
保証金	150	152
長期前払費用	742,837	751,516
その他固定資産合計	2,178,752	2,229,776
固定資産合計	10,945,086	11,645,081
資産合計	11,206,507	11,947,040

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	144,925	138,684
未払産業廃棄物税	20,630	24,410
未払消費税等	33,617	30,616
前受金	-	3,388
預り金	180	1,639
預り保証金	-	2,041
賞与引当金	7,940	8,573
流動負債合計	207,292	209,351
2. 固定負債		
退職給付引当金	114,710	123,084
特定災害防止準備金	1,766,939	1,801,595
維持管理積立金	1,599,207	1,744,590
埋立維持管理積立金	3,113,286	3,661,633
固定負債合計	6,594,143	7,330,902
負債合計	6,801,435	7,540,253
III 正味財産の部		
1. 指定正味財産		
出捐金等	50,046	50,049
指定正味財産合計	50,046	50,049
(うち基本財産への充当額)	50,046	50,049
(うち特定財産への充当額)	-	-
2. 一般正味財産		
(うち基本財産への充当額)	4,355,026	4,356,738
(うち特定資産への充当額)	100,491	100,503
正味財産合計	4,405,072	4,406,787
負債及び正味財産合計	11,206,507	11,947,040

(主な科目内容、増減内容等)

イ) 特定災害防止準備資産、維持管理積立資産、埋立維持管理積立資産は、
埋立終了後の維持管理費用を積立しているものである。

② 正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
① 基本財産運用益	1,550	1,550
② 特定資産運用益	28,871	22,426
③ 事業収益	1,437,476	1,482,650
産業廃棄物処理手数料	1,418,087	1,482,650
特定産業廃棄物処理手数料	19,389	-
④ 雜収益	2,339	12,262
経常収益計	1,470,236	1,518,887
(2) 経常費用		
① 事業費	1,461,427	1,510,736
② 管理費	11,901	12,196
経常費用計	1,473,328	1,522,932
評価損益等調整前当期経常増減額	(3,092)	(4,045)
評価損益等	-	-
評価損益等計	-	-
当期経常増減額	(3,092)	(4,045)
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
固定資産受贈益	-	10,100
構築物受贈益	-	8,600
機械装置受贈益	-	1,500
経常外収益計	-	10,100
(2) 経常外費用		
除却損失	17,249	4,343
固定資産減損損失	671	-
経常外費用計	17,920	4,343
当期経常外増減額	(17,920)	5,757
他会計振替額	-	-
当期一般正味財産増減額	(21,012)	1,712
一般正味財産期首残高	4,376,038	4,355,026
一般正味財産期末残高	4,355,026	4,356,738
II 指定正味財産増減の部		
基本財産運用益	788	788
一般正味財産への振替額	(785)	(785)
当期指定正味財産増減額	3	3
指定正味財産期首残高	50,043	50,046
指定正味財産期末残高	50,046	50,049
III 正味財産期末残高	4,405,072	4,406,787

(主な科目内容、増減内容等)

イ) 平成29年度の産業廃棄物処理手数料の増加は、処理実績量が平成28年度の86,522.10トンから、90,339.85トンへと増加したことによる。これは、平成

30 年度より処理手数料単価が増額改定されることが本法人より発表されたことから、平成 29 年度中の処理依頼が集中した影響が考えられるとのことである。

- ロ) 平成 28 年度の特定産業廃棄物処理手数料の主な内容は、浄水汚泥 646.30 トンを処理したことによる。

2. 今回の監査結果

(1) 固定資産取得の決裁手続について【結果】

本法人では、事務の決裁権限について、「公益財団法人宮城県環境事業公社事務決裁規程」(以下、「決裁規程」という。)に規定している。

「決裁規程」より抜粋

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 専決 理事長の権限に属する事務を、常時理事長に代わって決裁することをいう。
- (2) 代決 理事長及び次条により専決権限を有する者に事故ある場合に、一時変わって決裁することをいう。

(専決)

第3条 専務理事は、重要又は異例に属する事務を除き、別表第1の区分欄に掲げる事務の種類ごとにそれぞれ同表の専務理事に掲げる事務、別表第2の専務理事の項に掲げる事務及び理事長の決裁を要しないと認める事務を専決することができる。

- (1) 総務部長、企画調整部長及び事業部長 別表第1の区分に掲げる事務の種類ごとにそれぞれ同表の当該部長欄に掲げる事務及び別表第2の各部長の項(総務部長にあっては、総務部長の項に掲げる事務を含む。)に掲げる事務。

別表第1(第3条関係)

区分	専務理事	総務部長
1 財産の取得	1件 5,000万円未満	1件 100万円未満
20 物品の購入及びその他の支出負担行為	1件 100万円以上	1件 100万円未満

本法人は平成29年度において、「平成29年度浸出水貯留槽基本設計業務」として、固定資産(建設仮勘定)9,720,000円を取得、計上している。当該取得、計上を決裁した「支出伝票」(伝票日付:平成30年3月31日 借方:建設仮勘定、仮払消費税等 /貸方:未払金)を閲覧したところ、最終的な決裁を実施した者が総務部長となっていた。本法人担当者へのヒアリングによると、「決裁規程」別表第1の「1 財産の取得」若しくは「20 物品の購入及びその他の支出負担行為」の金額に照らせば、本来専務理事の決裁事項となるところ、決裁時に専務理事が不在であったため、総務部長が代決を実施したことであった。

一般に、代決制度は過度の属人化による業務の停滞を防ぎ、迅速かつ効率的な業務の遂行に資する。一方、代決には通常定められた内部統制の無視という側面があることは否定できず、代決が想定される運用状況は厳密に定められなければならない。この点、「決裁規程」第2条(2)において、代決は専決権限を有する者に事故ある場合とされているところ、単に専務理事が不在であることをもって総務部長が代決を行うことは適当ではない。

したがって、固定資産取得に係る決裁は、内部規程に定められた代決の要素を満たさない限り、通常定められた権限者が実施すべきである。

なお、監査はサンプルとして抽出した固定資産を対象に実施しており、監査対象期間におけるすべての固定資産を検討してはいないことから、今回確認された以外の固定資産についても同様の事象が生じている可能性がある。

(2) 固定資産の取得について【結果】

本法人は固定資産を取得するにあたって、固定資産の納品・検査が終了したことを証する証憑として「検査結果通知書」及び「工事目的物引渡書」を入手している。

本法人が平成29年度において取得した固定資産のうち、以下の固定資産に係る各種資料を閲覧したところ、「検査結果通知書」及び「工事目的物引渡書」の日付が平成30年3月5日及び平成30年3月19日であり、固定資産台帳上の取得日と異なるものであった。

勘定科目	工事名	取得金額 (円)	固定資産台帳上の 取得月	検査結果通知書・ 工事目的物引渡書 日付
構築物	平成29年度第2埋立地クリーンプラザみやぎ場内環境整備工事	4,783,000	平成30年2月	平成30年3月5日
機械装置	平成29年度第2埋立地アンモニア揮発装置設置工事	2,380,000	平成30年2月	平成30年3月19日

「検査結果通知書」及び「工事目的物引渡書」の日付と固定資産台帳上の取得日の違いについて、本法人担当者へ確認したところ、いずれも請負業者との間で合意していた工期が平成30年2月20日であったことに鑑み、平成30年2月の取得としてい

るとのことであった。

固定資産の取得の日は、原則として当該固定資産の引渡しを受けた日となる。引渡しを受けるにあたって検収を実施している場合には、当該検収が終わり、引渡書にサインした日であると考えられる(固定資産の取得及び適正に処理されない場合のリスクについてはP.24「固定資産の取得について」を参照されたい)。すなわち、単にその工事が終了したことのみならず、当該固定資産が契約通り機能することを検査し、引渡しを受けた上で初めて適正な取得が認められるため、当該固定資産のような合意された工期をもって取得日付とすることは合理的ではないと考えられる。なお、担当者へのヒアリングによると、減価償却計算は取得月を事業の用に供した日としてから実施されているとのことである。

したがって、本法人の固定資産取得に係る「検査結果通知書」、「工事目的物引渡書」等は、固定資産の納品・検査が終了したことを客観的に証する証憑であることから、その会計処理は実際に取得したと考えられる当該証憑の納品・検査終了日に基づき行う必要がある。

なお、監査はサンプルとして抽出した固定資産を対象に実施しており、監査対象期間におけるすべての固定資産を検討してはいないことから、今回確認された以外の固定資産についても同様の事象が生じている可能性がある。

第5. 公益財団法人宮城県文化振興財団

1. 公益財団法人宮城県文化振興財団の概要

(1) 事業概要

公益財団法人宮城県文化振興財団(以下、「本法人」という。)は、県民の自由な発想と活力を生かしながら、広範、多様な文化振興事業を行うことにより、本県の文化活動の一層の活性化を図り、もって、個性豊かなみやぎの文化の創造に寄与することを目的とし、平成4年10月1日に設立された法人である。

本法人は宮城県より、東京エレクトロンホール宮城(宮城県民会館)の指定管理者として業務を委託されている。

(事業の内訳)

イ) 文化芸術に係る鑑賞及び参加の機会の提供並びに情報の発信

➢ 鑑賞の機会の提供

県民が、内外の優れた文化芸術を身近で親しむことができるよう、音楽・演劇などの鑑賞事業等を実施し、文化芸術の普及を図る。

➢ 参加する機会の提供

県民が、鑑賞のみにとどまることなく、自ら舞台に立ち、表現する喜びを体験する機会を提供する。

➢ 文化芸術に関わる情報の収集及び提供

多彩で活発な文化活動が展開されるよう、県民の文化創造意欲、文化に対する啓蒙を図るために、県内外の文化活動に関する情報を収集し、ホームページ等を通じて広く県民に提供する。

ロ) 文化芸術に係る人材の育成及び体験機会の提供

ボランティア育成事業や鑑賞入門講座、アウトリーチ事業などを継続して実施することにより、文化芸術に関わる人材の育成と啓発を図る。

ハ) 文化芸術活動の振興及び支援

➢ 地域文化の振興事業

県内で広域的に活動する文化団体が行う事業のうち、本件の文化発信力を高め、文化の振興に寄与すると認められるものについて、共催者として経費の一部を負担する。

➢ 文化芸術活動の支援事業

県内の市町村、文化団体等が行う文化事業に対して助成するとともに、文化団体等が行う事業を後援することにより、本県の文化活動の一層の活性化を図る。

➤ 助成金審査会の設置運営

地域文化振興事業、文化芸術活動支援事業及び文化団体海外公演等支援事業に係る助成金又は負担金の審査を行うため、学識経験者などで組織する助成金等審査委員会を設置運営する。

ニ) 文化芸術活動に係る国際交流の推進及び支援

宮城県の国際文化交流を推進するため、県内在住の外国人を対象に日本の文化芸術を広く紹介するとともに、県内の文化団体等が海外で行う公演を支援する。

ホ) 文化芸術施設の管理運営

東京エレクトロンホール宮城の指定管理者の一構成員として、宮城県の文化芸術の総合的な交流及び文化芸術の振興が図られるよう、管理運営業務を行う。

また、県内公立文化施設の機能向上及び連携強化を図るため、全国公立文化施設協会、同東北支部、宮城県公立文化施設協議会に関する業務を行う。

ヘ) その他目的達成に必要な事業

東京エレクトロンホール宮城の利用者に対し駐車場の貸与、受託チケット販売、コピーサービス、ごみ袋販売、公衆電話設置等の各種サービスの提供を行う。

(2) 組織の情報

① 役員の状況(平成 30 年 6 月 22 日現在)

役名	氏名	他の法人等の代表状況等
理事長	宮原 賢一	公益財団法人宮城県文化振興財団 理事長
副理事長	大場 尚文	公益財団法人宮城県芸術協会 名誉会員
常務理事	佐々木 秀喜	公益財団法人宮城県文化振興財団 常務理事
理事	小塩 さとみ	宮城教育大学 教授
理事	本郷 一浩	宮城県文化協会連絡協議会 会長
理事	関口 恵子	ハート&アート空間ビーアイ 代表
理事	伊達 啓公	株式会社藤崎 監査役
理事	鈴木 文也	宮城県消費生活・文化課 課長
監事	鈴木 紳一	株式会社河北新報社 取締役兼文化事業室長
監事	増子 友一	宮城県 会計管理者兼出納局長
評議員	小野木 克之	株式会社河北新報社 常務取締役
評議員	片岡 良和	(公財)仙台フィルハーモニー管弦楽団 副理事長
評議員	神谷 統	宮城県市長会 事務局長(総務局長)
評議員	後藤 康宏	宮城県環境生活部 部長
評議員	今野 薫	宮城県商工会議所連合会 常任幹事
評議員	佐々木 昭男	宮城県町村会 理事兼事務局長
評議員	零石 隆子	公益社団法人宮城県芸術協会 理事長
評議員	高橋 仁	宮城県教育委員会 教育長
評議員	永山 勝教	株式会社七十七銀行 取締役監査等委員
評議員	日比野 裕幸	宮城県教育大学音楽教育講座 教授

② 職員の状況

(単位:人)

職員の人数	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)
常勤職員(※1)	6	6	6
プロパー職員	4	4	5
県OB	2	2	1
県派遣職員	0	0	0
その他の派遣職員	0	0	0
上記以外の職員(※2)	7	8	8

※1 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員
(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※2 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員
及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

(3) 出資等の状況

出資者	金額(千円)	割合
宮城県	1,155,000	99.7%
運用益、寄付金等	3,000	0.3%
出資等総額	1,158,000	100.0%

(4) 主な財務指標

① 貸借対照表

科目	平成28年度	平成29年度
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	44,282	37,003
未収金	7,562	9,250
前払金	262	10
貯蔵品	34	53
立替金	2	-
流動資産合計	52,142	46,316
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
投資有価証券(指定)	1,289,153	1,308,644
投資有価証券(一般)	3,494	3,481
基本財産合計	1,292,648	1,312,125
(2) 特定資産		
退職給付引当資産	9,901	10,932
減価償却引当資産	21,677	21,933
事業調整積立資産	53,405	53,410
特定資産合計	84,983	86,275
(3) その他固定資産		
什器備品	192	26
ソフトウェア	17,449	13,035
投資有価証券	29,867	30,809
その他固定資産合計	47,509	43,870
固定資産合計	1,425,139	1,442,270
資産合計	1,477,281	1,488,586
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	10,551	14,693
前受金	25,476	21,450
預り金	1,599	4,828
流動負債合計	37,625	40,971
2. 固定負債		
退職給付引当金	9,901	10,932
固定負債合計	9,901	10,932
負債合計	47,527	51,904
III 正味財産の部		
1. 指定正味財産		
指定正味財産合計	1,289,153	1,308,644
(うち基本財産への充当額)	1,289,153	1,308,644
2. 一般正味財産		
(うち基本財産への充当額)	140,602	128,038
(うち特定資産への充当額)	3,494	3,481
正味財産合計	75,082	75,343
負債及び正味財産合計	1,429,755	1,436,682

② 正味財産増減計算書

科目	(単位:千円)	
	平成28年度	平成29年度
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	22,743	22,743
特定資産運用益	13	5
事業収益	113,201	100,370
指定管理者事業収益	110,906	93,501
県委託金	68,209	62,827
指定管理者自主事業収益	42,045	29,960
指定管理者その他事業収益	651	714
受託事業収益	2,295	6,869
利用料金収益	44,414	56,021
受取補助金等	7,966	7,465
受取寄附金	189	100
雑収益	1,718	1,526
経常収益計	190,244	188,231
(2) 経常費用		
事業費	190,485	183,563
管理費	17,482	18,088
経常費用計	207,966	201,651
評価損益等調整前当期経常増減額	(17,722)	(13,420)
基本財産評価損益等	(93)	(14)
投資有価証券評価損益等	202	942
評価損益等計	109	928
当期経常増減額	(17,613)	(12,492)
2. 経常外増減の部		
当期経常外増減額	-	-
当期一般正味財産増減額	(17,613)	(12,492)
法人税、住民税及び事業税	72	72
一般正味財産増減額	(17,685)	(12,564)
一般正味財産期首残高	158,286	140,602
一般正味財産期末残高	140,602	128,038
II 指定正味財産増減の部		
基本財産評価益	(11,516)	19,491
基本財産評価益	(11,516)	19,491
当期指定正味財産増減額	(11,516)	19,491
指定正味財産期首残高	1,300,669	1,289,153
指定正味財産期末残高	1,289,153	1,308,644
III 正味財産期末残高	1,429,755	1,436,682

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) 県委託金の主な内容は、東京エレクトロンホール宮城の委託業務に係る宮城県からの委託料である。本法人は当該委託料の使途を限定されておらず(但し、修繕費については、850万円/年の使途を限定する旨が「宮城県民会館の管理運営に関する基本協定書」に明記されている。)、当該施設管理のみならず、その他文化芸術振興に係る内容に使用してもよいとされている。
 - ロ) 指定管理者自主事業収益の主な内容は、本法人が自主的(共催含む)に開催する県民会館その他の場所での鑑賞事業(イベント、コンサート等)の収益である。平成29年度の指定管理者自主事業収益の減少は自主事業(県民会館鑑賞事業等)の本数が12から8へと減少したことによる。
 - ハ) 受託事業収益の主な内容は、本法人が主に宮城県からの委託により開催する県民会館その他の場所での鑑賞事業(イベント、コンサート等)の収益である。
- 二) 利用料金収益の主な内容は、東京エレクトロンホール宮城の利用者からの利用料である。

平成29年度における県施設利用収益の増加は、主に平成29年1月～4月に渡る会館改修工事の影響による。改修工事の間は休館中であり、平成28年度休館期間3ヶ月に対し、平成29年度休館期間1ヶ月となるため、利用料金も增加了。

2. 今回の監査結果

(1) 固定資産の計上要否について【結果】

本法人は固定資産に関する補助簿の一つとして、「固定資産台帳(資本的支出)」を作成している。これは本法人の貸借対照表において資産として計上しておらず、取得時に費用処理している工事、備品等の明細である。通常の「固定資産台帳(貸借対照表計上分)」と同一のソフトウェアで作成しており、部門は「資本的支出」として登録されている。

ここで、資本的支出とは、一般に業務の用に供されている固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる部分に対応する金額とされる。当該会計処理は、貸借対照表に資産として計上されるとともに、減価償却を通じて当該費用化がなされることとなる。

本法人担当者に、当該「固定資産台帳(資本的支出)」上の工事、備品等を貸借対照表に計上していない理由を確認したところ、当該資産は宮城県の指定管理者として管理している工事、備品等であり、本法人の資産ではないと認識しているためで

あった。この点、資本的支出の対象となった資産が貸借対照表に計上されているのに、その資本的支出を資産計上しないことは整合性に欠けている（指定管理者としての管理資産であり本法人の資産でないことを理由とするのならば、元の資産自体も貸借対照表に計上すべきでないとも考えられる）。

また、今回の調査において、「固定資産台帳（資本的支出）」に計上されている資産のうち、平成29年度中に新規登録されている「会議室精算業務に係る施設予約管理システム」（取得価額：702,000円であり、会計上は修繕費として費用処理されている。）に関する資料を閲覧したところ、当該資産は本法人の貸借対照表に計上されている資産「宮城県民会館施設予約管理システム」に対する資本的支出であると考えられた。この点、本法人担当者によると、当該施設予約管理システムに係る修繕費は、宮城県民会館指定管理者の指定にあたって、県との委託契約において資金使途が修繕費として限定されている資金であり、これを固定資産に計上すると、指定管理協定書上、資金使途が修繕費と明記されているにもかかわらず、減価償却費として異なる科目で支出することになるため、会計処理上は修繕費として計上し、決算帳票に記載しているとのことであった。

会計上における資本的支出か修繕費かの判断は、前述のとおり実施した修繕によって、その結果、対象となった資産の価値が高まるのか否か、もしくは耐久性が増すことになったのか否か（耐用年数が増加されたのか否か。）の判断によることとなる。

他方、仮に当該資本的支出が、指定管理者としての本法人の貸借対照表に計上すべき資産ではないとした場合、その管理を委託している宮城県の資産として該当する可能性がある。すなわち、いずれの場合においても宮城県の連結財務書類等の範囲においては資産に該当する可能性がある。

この点、県担当者へのヒアリングによると、当該、「固定資産台帳（資本的支出）」に計上されている工事、備品等の存在を把握しておらず、連結財務書類に計上すべきかどうかについての検討を実施していなかったとのことであった。

上述のとおり、当該資本的支出に関する問題は、指定管理者制度や連結財務書類にもまつわる問題であるため、本法人は県との協議等が必要ならば、当該協議を実施し、資本的支出を資産計上しないことの理由について再検討を実施する必要がある。さらに、県はこのような各連結対象団体の決算書類において資産として計上されていないものの、連結財務書類において計上すべき固定資産を網羅的に把握できる体制を構築しているかについて、再度検討を実施する必要がある。

なお、監査はサンプルとして抽出した資本的支出を対象に実施しており、監査対象期間におけるすべての資本的支出を検討してはいないことから、今回確認された以外の資本的支出についても同様の事象が生じている可能性がある。

第6. 公益財団法人慶長遣欧使節船協会

1. 公益財団法人慶長遣欧使節船協会の概要

(1) 事業概要

公益財団法人慶長遣欧使節船協会(以下、「本法人」という。)は、慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的事績、並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与することを目的に平成4年1月22日に設立された団体である。

現在、使節船の管理・運営や、宮城県民総意により復元された使節船の積極的な啓蒙を図るため、サン・ファン祭り等のイベント及びシンポジウムや展示会等の文化活動を展開している。

(事業の内訳)

イ) 宮城県慶長使節船ミュージアム 管理運営事業(公益目的事業)

メイン展示物であるサン・ファン・バウティスタ復元船を、貴重な県民の財産として維持管理するため、適切な補修等を実施し、併せて船舶技術・船舶文化に関連する資料を展示し、慶長使節の偉業と帆船文化の学習の場を提供している。(平成29年度開館日数:307日 入館者数:31,886人)

ロ) 石巻市サン・ファン・バウティスタパーク 管理運営事業(公益目的事業)

立体駐車場、サン・ファン広場、芝生広場等で構成されるサン・ファンパークは、ミュージアムの附帯施設として、来場者の憩いの場、イベント会場を提供している。隣接する宮城県慶長使節船ミュージアムとの一体的な管理運営により効率的な維持管理に努めている。

ハ) サン・ファンショップ グッズ販売事業(収益事業)

ミュージアム内のショップにおいて、サン・ファン関連のグッズや石巻市の伝統工芸品「雄勝硯」などを販売している。

(2) 組織の情報

① 役員の状況(平成 29 年 4 月 1 日現在)

役名	氏名	他の法人等の代表状況等
会長	村井 嘉浩	宮城県知事
顧問	寶田 直之助	元運営委員
顧問	京極 昭	元評議員、元運営委員
代表理事	一力 雅彦	株式会社河北新報社 代表取締役社長
副代表理事	鎌田 宏	仙台商工会議所 会頭
副代表理事	浅野 享	石巻商工会議所 会頭
副代表理事	亀山 紘	石巻市長
専務理事	濱田 直嗣	宮城県慶長遣欧使節船ミュージアム館長
理事	伊藤 敬幹	仙台市副市長
理事	後藤 康宏	宮城県環境生活部長
理事	後藤 宗徳	一般社団法人石巻環境協会 会長
理事	鈴木 紳一	株式会社河北新報社取締役事業担当文化事業室長
監事	増子 友一	宮城県会計管理者兼出納局長
監事	堀内 賢市	石巻市代表監査委員
評議員	尾池 守	石巻専修大学 学長
評議員	河端 章好	宮城県 副知事
評議員	佐藤 憲一	元仙台市博物館 館長
評議員	西條 允敏	石巻市文化協会 会長
評議員	渥美 巖	東松島市 市長
評議員	音羽 徹	日本製紙株式会社 石巻工場長兼岩沼工場長
評議員	渡辺 泰宏	公益財団法人東北活性化研究センター 専務理事

② 職員の状況

(単位:人)

職員の人数	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)
常勤職員(※1)	10	9	9
プロパー職員	9	8	8
県OB	1	1	1
県派遣職員	0	0	0
その他の派遣職員	0	0	0
上記以外の職員(※2)	9	9	8

※1 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員
(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※2 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員
及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

(3) 出資等の状況

出資者	金額(千円)	割合
宮城県	500,000	50.0%
石巻市	500,000	50.0%
出資等総額	1,000,000	100.0%

(4) 主な財務指標

① 貸借対照表

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	106,386	107,911
未収金	39	38
前払金	6	-
仮払金	27	42
商品	2,088	1,552
流動資産合計	108,544	109,543
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
投資有価証券	1,083,760	1,106,662
定期預金	31,113	31,113
基本財産合計	1,114,872	1,137,775
(2) その他固定資産		
車輌運搬具	0	0
什器備品	8,508	6,088
電話加入権	268	268
預託金	12	12
その他の固定資産合計	8,788	6,369
固定資産合計	1,123,660	1,144,143
資産合計	1,232,205	1,253,686
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	10,393	8,794
賞与引当金	-	2,657
未払法人税等	72	72
未払消費税等	3,312	2,081
流動負債合計	13,777	13,605
2. 固定負債		
固定負債合計	-	-
負債合計	13,777	13,605
III 正味財産の部		
1. 指定正味財産		
寄付金	31,113	31,113
受贈投資有価証券	1,083,760	1,106,662
指定正味財産合計	1,114,872	1,137,775
2. 一般正味財産		
その他一般正味財産	103,556	102,307
一般正味財産合計	103,556	102,307
正味財産合計	1,218,428	1,240,082
負債及び正味財産合計	1,232,205	1,253,686

② 正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	13,008	12,605
事業収益	183,266	183,966
指定管理者事業収入	173,831	173,250
宮城県受託金	133,831	133,250
石巻市受託金	40,000	40,000
利用料金収入	6,214	6,875
グッズ事業収入	3,221	3,842
受取補助金等	1,138	766
受取寄付金	115	-
雑収益	1,004	821
経常収益計	198,531	198,159
(2) 経常費用		
事業費	193,368	193,701
管理費	5,537	5,635
経常費用計	198,905	199,336
評価損益等調整前当期経常増減	(374)	(1,177)
基本財産評価損益等	427	-
特定資産評価損益等	-	-
投資有価証券評価損益等	(427)	-
評価損益等計	-	-
当期経常増減額	(374)	(1,177)
2. 経常外増減の部		
当期経常外増減額	-	-
当期一般正味財産増減額	(374)	(1,177)
法人税、住民税及び事業税	72	72
一般正味財産増減額	(446)	(1,249)
一般正味財産期首残高	104,002	103,556
一般正味財産期末残高	103,556	102,307
II 指定正味財産増減の部		
(1) 基本財産評価益	-	22,902
(2) 基本財産評価損	28,107	-
(3) 一般正味財産振替額	427	-
当期指定正味財産増減額	(28,534)	22,902
指定正味財産期首残高	1,143,407	1,114,872
指定正味財産期末残高	1,114,872	1,137,775
III 正味財産期末残高	1,218,428	1,240,082

(主な科目内容、増減内容等)

イ) 宮城県受託金の内容は、慶長使節船ミュージアムの管理運営事業に係る受託金である。

口) 石巻市受託金の内容は、サン・ファン・パウティスタパークの管理運営事業に係る受託金である。

2. 今回の監査結果

(1) 支払手続の証憑について【結果】

本法人は平成 28 年度において、「宮城県慶長使節船ミュージアム並びに石巻市サン・ファン・パウティスタパーク樹木及び芝生等管理業務」を委託する契約を締結している。当該契約書における「委託金支払計画」によると、石巻市サン・ファン・パウティスタパークに係る委託金として、平成 28 年上半期から平成 30 年下半期までの半期毎(計 6 回)にわたり、1,620,000 円(合計 9,720,000 円)を支払うこととなっている。本法人担当者へ確認したところ、本法人では、当該契約に基づき委託先より半期ごとに送付される請求書に基づき支払を実施しているとのことである。

本法人が平成 29 年下半期(平成 29 年 10 月～平成 30 年 3 月)として支払を実施した分の請求書を閲覧したところ、当該請求書には発行日付が記載されておらず、いつ発行された請求書か、また、契約に定められた全 6 回の支払のうち、どの支払に相当する請求書であるのか確認することができない状況であった。

一般に、請求書等の証憑書類に発行日付が記載されない場合には、以下のようなリスクが考えられる。

- ① 請求書等の証憑書類の発行日付は、債務確定主義に基づいて費用を計上し、債務(未払金)を確定させる手段であるため、当該証憑書類が適正に作成されることは、財務書類が適正に作成されないおそれにつながる(例えば、支払が本来の時期より翌年度に計上されることにより、適正な期間損益計算が実現せず、また請求書等に基づく未払金等が適正に計上されないおそれがある。)。
- ② どの時点の請求か不明であることから適正な支払処理が実施されず、支払遅延が生じ、結果として損害金等の本来不要な支出が生じるおそれがある。
- ③ 発行日付が記載されていないことにより、同一の請求書をあたかも異なる時期に発行された 2 つの請求書の証憑として利用することで二重支払となり、資金の不正な外部流出や横領(例:業者への支払を実施しつつ、同額を出納担当者の個人口座に振り込むなど)につながるおそれがある。

したがって、本法人は支払の正当性を証明する証憑となる請求書の発行日付を記載するよう求めるべきである。

なお、監査はサンプルとして抽出した契約を対象に実施しており、監査対象期間におけるすべての契約を検討してはいないことから、今回確認された以外の契約についても同様の事象が生じている可能性がある。

(2) 固定資産の計上要否について【結果】

本法人は平成 29 年度において、「平成 29 年度宮城県慶長使節船ミュージアムロビー展示等拡充業務」に係る契約を締結し、平成 29 年 5 月 31 日時点の請求書に基づき、7,009,200 円を支払っている。

当該契約に係る納品物について、請求書明細等の閲覧及び現物の視察を実施したところ、当該納品物はミュージアムにおける展示用コーナーの改築工事やモニタ一等であり、実際に使用されていることを確認した。また、本法人は当該納品物の会計処理について委託費として費用処理を実施しており、固定資産として資産計上は実施しておらず、また固定資産台帳等への登録も実施していないことを確認した。

資産計上を実施しない理由について本法人担当者へ確認したところ、当該納品物は宮城県からの委託事業に係るもの（本法人に所有権が無い）と認識しているためとのことであった。

ここで、仮に当該契約に基づく成果物が、指定管理者としての本法人の貸借対照表に計上すべき資産ではないとした場合、その管理を委託している宮城県の資産として該当する可能性がある。すなわち、いずれの場合においても宮城県の連結財務書類等の範囲においては資産に該当する可能性がある。

この点、県担当者へのヒアリングによると、当該納品物についての存在を把握しておらず、連結財務書類に計上すべきかどうかについての検討を実施していなかった。また、県における備品台帳等への登録及び管理も実施していないとのことであった。

宮城県はこのような各連結対象団体の決算書類において資産として計上されていないものの、連結財務書類において計上すべき固定資産を網羅的に把握できる体制を構築しているかについて、再度検討を実施する必要がある。加えて、当該資産のように連結対象団体及び県がともに自己の資産として認識していないものについて、紛失や二重購入等を防止するため、いずれかの主体において台帳等を作成し管理する必要がある。

なお、監査はサンプルとして抽出した契約を対象に実施しており、監査対象期間におけるすべての契約を検討してはいないことから、今回確認された以外の契約についても同様の事象が生じている可能性がある。

第7. 一般社団法人東北地域医療支援機構

1. 一般社団法人東北地域医療支援機構の概要

(1) 事業概要

一般社団法人東北地域医療支援機構(以下、「本法人」という。)は、宮城県及び学校法人東北医科大学と連携し、東北医科大学における資金循環型の修学資金制度への助成を通じて医学部の学生を経済的に支援することにより、地域医療を支える医師を育成することを目的とし、当該修学資金の運営管理を担う法人として、東北医科大学と宮城県の共同で平成 27 年 10 月 9 日に設立された。

(事業の内訳)

イ) 東北医科大学に対する資金循環型の修学資金の原資の助成

本法人は以下の修学資金の原資の運営管理を行い、東北医科大学からの申請に応じて同大学に交付する。

➤ 修学資金制度(宮城県枠)

学費 3,000 万円を医学部生に貸与する。将来、宮城県内の指定医療機関へ 10 年間勤務することを条件に免除される。定員枠は毎年 30 名。

当該制度に対する本法人の原資として、主にクウェート国から宮城県が受けた支援金(※)の本法人への出資や、賛助会員が負担した特別会費がある。※2011 年 3 月 11 日の震災後、クウェート国から、震災復興支援として 500 万バレルの原油が、日本に寄附された。宮城県は日本赤十字社を通じ、その原資を元に受領した 162 億円の復興基金のうち、90 億円を地域医療の復興のために活用することを表明し、新たに医学部を設立する東北医科大学に修学資金の基金として支援することを決定した。東北医科大学ではこの基金を東北の医療を支え、地域医療に貢献できる医師の養成をして「クウェート国友好医学生修学基金」の名称を付し、管理運営することにした。この修学資金により、毎年 30 名(宮城県枠)の医学生が卒学までこの制度を受けることができる。宮城県枠の学生は、大学卒業後 10 年間、県内の指定医療機関に勤務することで、修学資金の返済が免除される。

➤ 修学資金制度(東北 5 県枠)

学費 3,000 万円を医学部生に貸与する。将来、宮城県以外の東北 5 県の指定医療機関へ 10 年間勤務することを条件に免除される。定員枠は毎年 5 名。

当該制度に対する本法人の原資として、主に東北医科大学から本法人への出資や、賛助会員が負担した特別会費がある。

ロ) 賛助会員の募集

賛助会員は、将来、指定医療機関として医師を受け入れ、負担金を社団に拠出する団体である。賛助会員規約に基づき募集を行うが、入会に関して理事会で加入の可否について協議を行う。賛助会員会費は、情報提供費用、法人運営事業経費として、1団体当たり年間12万円の負担を求める。

ハ) 寄附金募集と受け入れ

本法人の事業に賛同する個人(卒業生、在学生、教職員、一般有志)及び法人に寄付を募集する。

二) 特定資産の運用

宮城県を主体に拠出される資金により、本法人に平成27年度から助成基金を設置している。助成基金は特定資産とし、修学資金制度助成資金積立資産として管理するが、基金受入額が貸与額を上回る期間については差額の運用により運用益の確保が可能であり、長期的な資金繰りを勘案の上運用を行う。

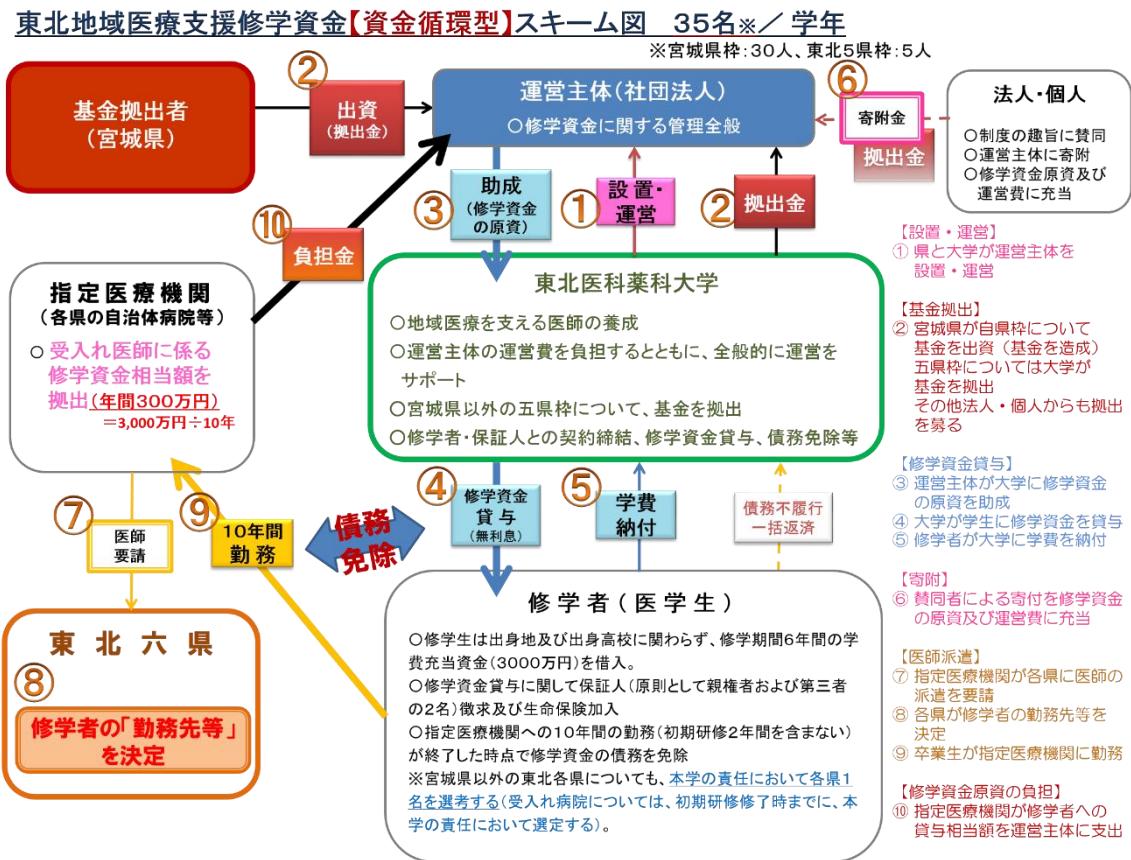
ホ) 賛助会員等に対するセミナー開催、情報提供等

平成29年度においては、以下のセミナーを開催している。

第2回賛助会員向けセミナー(平成29年11月26日開催)の内容は以下のとおりである。

1. 地域医療の卒前教育
2. 新専門医制度をめぐる卒後教育と地域医療
3. 宮城県の医療人材確保・定着に向けた取組

【参考】東北地域医療支援修学資金制度(資金循環型)スキーム図の概要



- イ) 宮城県及び東北医科薬科大学が本法人を設置・運営。(図①)
- ロ) 宮城県及び大学が本法人に対し修学資金の原資となる基金を拠出。(図②)
- ハ) 本法人が大学に対し修学資金の原資を助成。(図③)
- ニ) 大学が修学者に対し修学資金を貸与。(図④)
- ホ) 修学者は大学に学費を納付。(図⑤)
- ヘ) 修学者は卒後、医師として指定医療機関に 10 年間勤務することで、貸付債務 30 百万円が全額免除される。(図⑨)
- ト) 修学者(卒後医師)を受け入れた指定医療機関は、1 名につき 1 年あたり 3 百万円の特別会費を負担。修学資金の原資となる。(図⑩)

以上により、指定医療機関に安定的に医師供給を行うスキームとなっている。

(2) 組織の情報

① 役員の状況

役名	氏名	他の法人等の代表状況等
代表理事	高柳 元明	東北医科薬科大学 理事長
理事	渡辺 達美	宮城県 保健福祉部長
理事	神谷 統	宮城県市長会 事務局長
理事	佐々木 昭男	宮城県町村会 事務局長
理事	野家 啓一	東北大学 教授
監事	千葉 信博	東北医科薬科大学 監事

② 職員の状況

(単位:人)

職員の人数	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)
常勤職員(※1)	7	7	7
プロパー職員	7	7	7
県OB	0	0	0
県派遣職員	0	0	0
その他の派遣職員	0	0	0
上記以外の職員(※2)	0	0	0

※1 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員
(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

本団体の常勤職員は、東北医科薬科大学の職員が兼務している。

※2 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員
及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

(3) 出資等の状況

出資者	金額(千円)	割合
宮城県	4,500,000	96.8%
学校法人東北医科薬科大学	150,000	3.2%
出資等総額	4,650,000	100.0%

(4) 主な財務指標

① 貸借対照表

科目	平成28年度	平成29年度	(単位:千円)
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	730	1,525	
流動資産合計	730	1,525	
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
修学資金制度助成基金積立資産(宮城県枠)	2,852,804	4,061,912	
クウェート国友好医学生修学基金積立資産	2,850,000	4,052,500	イ
宮城県枠修学資金助成原資積立資産(特別会費分)	—	—	ロ
宮城県枠修学資金助成原資積立資産(補填順位1番)	—	—	ロ
宮城県枠修学資金助成原資積立資産(補填順位2番)	—	—	ロ
宮城県枠修学資金助成原資積立資産(補填順位3番)	2,804	6,875	ロ
宮城県枠修学資金助成原資積立資産(補填順位4番)	—	2,537	ロ
修学資金制度助成基金積立資産(東北5県枠)	50,000	75,045	
東北医科大学医学生修学基金積立資産	50,000	75,000	ハ
東北5県枠修学資金助成原資積立資産(特別会費分)	—	—	二
東北5県枠修学資金助成原資積立資産(補填順位1番)	—	—	二
東北5県枠修学資金助成原資積立資産(補填順位2番)	—	—	二
東北5県枠修学資金助成原資積立資産(補填順位3番)	0	0	二
東北5県枠修学資金助成原資積立資産(補填順位4番)	—	45	二
基本会費、剰余金積立資産	1,258	—	
特定資産合計	2,904,062	4,136,957	
(2) その他固定資産			
損失補填引当金	(528)	—	
その他固定資産合計	(528)	—	
固定資産合計	2,903,534	4,136,957	
資産合計	2,904,264	4,138,482	
II 負債の部			
負債合計	—	—	
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	3,075,000	4,650,000	
(うち特定資産への充当額)	2,900,000	4,127,500	
2. 指定正味財産			
指定正味財産	—	—	
(うち特定資産への充当額)	—	—	
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	—	—	
(2) その他一般正味財産	(170,736)	(511,518)	
一般正味財産合計	(170,736)	(511,518)	
(うち特定資産への充当額)	4,062	9,457	
正味財産合計	2,904,264	4,138,482	
負債及び正味財産合計	2,904,264	4,138,482	

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) クウェート国友好医学生修学基金積立資産とは、宮城県が平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間、毎年 15 億円を上限(クウェート国から宮城県が受けた支援金 90 億円相当)として本法人へ出資する資金を積立するものである。積立資産は定期預金等で運用されている。
平成 29 年度の増減内容は、1,500,000,000 円を出資金として宮城県から受入れるとともに、東北医科大学へ 297,500,000 円を交付したことによる。
- ロ) 宮城県枠修学資金助成原資積立資産とは、修学資金制度(宮城県枠)に対し賛助会員から受け取る特別会費(特別会費分)、及びそれらの運用利息等(補填順位 1~4 番)を積立するものである。
- ハ) 東北医科大学医学生修学基金積立資産とは、東北医科大学が本法人へ出資する資金を積立するものである。
平成 29 年度の増減内容は、75,000,000 円を出資金として東北医科大学から受入れたことによる。
- 二) 東北 5 県枠修学資金助成原資積立資産とは、修学資金制度(東北 5 県枠)に対し賛助会員から受け取る特別会費(特別会費分)、及びそれらの運用利息等(補填順位 1~4 番)を積立するものである。

② 正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
特定資産運用益	2,804	4,071
クウェート国友好医学生修学基金積立資産等受取利息	2,804	4,071
東北医科薬科大学医学生修学基金積立資産等受取利息	0	0
受取会費	2,640	2,640
正会員受取会費	240	240
賛助会員受取会費	2,400	2,400
受取寄附金	—	—
雑収益	—	528
経常収益計	5,444	7,240
(2) 経常費用		
事業費	175,158	347,507
支払助成金	175,000	347,500
情報管理費用	—	—
調査・研究費用	84	—
研修・セミナー開催費	74	7
大学からの情報管理費用	—	—
管理費	1,021	515
事務費	493	515
損失補填引当金繰入	528	—
予備費	—	—
経常費用計	176,179	348,022
当期経常増減額	(170,736)	(340,782)
2. 経常外増減の部		
当期経常外増減額	—	—
当期一般正味財産増減額	(170,736)	(340,782)
一般正味財産期首残高	—	(170,736)
一般正味財産期末残高	(170,736)	(511,518)
II 指定正味財産増減の部		
当期指定正味財産増減額	—	—
指定正味財産期首残高	—	—
指定正味財産期末残高	—	—
III 基金増減の部		
基金受入額	1,550,000	1,575,000
基金返金額		
当期基金増減高	1,550,000	1,575,000
基金期首残高	1,525,000	3,075,000
基金期末残高	3,075,000	4,650,000
IV 正味財産期末残高	2,904,264	4,138,482

(主な科目内容、増減内容等)

イ) 平成29年度の支払助成金の増加は、東北地域医療支援修学資金への助成金の増加による。

2. 今回の監査結果

(1) 預金口座管理について【意見】

本法人の貸借対照表における固定資産(1)特定資産には、複数の積立資産が計上されている。本法人担当者へのヒアリングによると、当該積立資産は主に預金であるが、積立資産毎の預金口座は作成していないとのことであった。

この点、積立資産の内容は個々に異なる制度に基づくものであることから、厳密に区分し積立資産間での無秩序な流用がなされないよう配慮すべきものである。その一環として、積立資産毎に預金口座を作成し、各積立資産に係る預金の流用を防止し、またその取引記録は流用の発見において重要である。

したがって、各積立資産に係る預金の無秩序な流用の防止・発見のため、積立資産毎に預金口座を作成し、個別管理すべきことが望まれる。

なお、本法人の平成 29 年度事業報告によると、本法人は、宮城県監査委員による平成 29 年度財政的援助団体等の監査において、「預金管理において、現金預金残高の確認が複雑であるため、容易に確認できるよう改善されたい」という指摘を受けている。また、当該指摘に対し本法人は「積立資産毎に預金口座を作成する等により、預金管理を適切に行う」しており、本監査後、平成 31 年 2 月 20 日付で積立資産毎の預金口座は作成済みであるとの報告を受けている。

(2) 内部規程の整備について【結果】

本法人は、決裁規程や経理規程等、法人内における業務処理等の方法を定めた内部規程の一部が存在していない。本法人担当者へのヒアリングによると、本法人は、宮城県及び東北医科薬科大学との間で締結した「修学資金に関する協定書」や「基金取扱規程」等に基づき業務を行っており、細目を定めた規程の整備は未着手であるが、未着手のものについては必要に応じ、東北医科薬科大学における内部規程を参照し対応しているとのことである。

今回の監査においては、監査の対象外となる東北医科薬科大学における内部規程を閲覧していないため、当該規程を参照することが本法人の業務運営にどのような影響を及ぼすかの検討は行っていない。

しかし、一般的に内部規程とは、各々の法人毎に異なる事業内容、組織構造等、種々の状況に合わせて作成されるものである。そのため、全く異なる法人の内部規程を参照することにより、適正な業務運営を行うことは通常困難であると考えられる。例として、以下のようなリスクが考えられる。

- ① 特定の部署、役職の権限として定められている事項がある場合、自社の部署、役職が参照先と全く同じ構造でない限り、解釈の幅は属人的となる。そのため、その時々によって異なる解釈がなされ、実質的に内部規程が存在しないも同然の状態となるおそれがある。
- ② 解釈の幅が無い場合でも、内部規程が制定された背景の違いを考慮せずそのまま適用してしまう。例えば、ほとんど固定資産を有さず、簡易的な固定資産管理のみしか規定していない法人の内部規程を、固定資産を多種多数有する法人が参照することは適切ではないと考えられる。
- ③ そもそも参照先の規程に該当する内容が無いことが考えられる。例えば、本法人の貸借対照表には各種積立資産があるが、これらの管理・運用方針・会計処理等は東北医科薬科大学の内部規程に定めがあるのか不明である。

したがって、未着手である内部規程については、本法人に適した規程を作成する必要がある。

(3) 経理処理体制について【意見】

本法人は、仕訳帳や総勘定元帳等の会計帳簿をスプレッドシート(表計算ソフト)により作成している。本法人担当者へのヒアリングによると、会計処理の適正性を確保する体制として、以下のような手続を実施している。

- ① 日々の取引において、稟議等により適切な承認を得ている収入、支出のみをスプレッドシートに仕訳として記入する。
- ② スpreadsheetにより作成された総勘定元帳は最終的に印刷され、年度末において監事がその内容を確認し、確認の証跡として押印する。

一般に、使用するデータが少ない場合においてスpreadsheetを用いて各種管理台帳を作成することは、費用対効果の面から一定の合理性が認められる場合もあるが、スpreadsheet特有のリスクも存在するため(詳細はP.38「固定資産台帳の作成について」を参照されたい)、その利用にあたってはより慎重な運用が必要となる。この点、以上の二つの手續では、スpreadsheetのリスクに十分に対応しているとはいきれず、結果として、財務報告に誤りや虚偽が発生するリスクはあるものと考えられる。

現時点においては、日々の取引数が少なく、当該リスクは相対的に低いとも考えられる。しかし、今後、助成対象の学生が増えることなどにより、取引数量が増加した場合は、専用の会計ソフトウェアの導入や経理体制の再構築を検討することが望まれる。

第8. 株式会社テクノプラザみやぎ

1. 株式会社テクノプラザみやぎの概要

(1) 事業概要

株式会社テクノプラザみやぎ(以下、「本法人」という。)は、宮城県の「仙台北部中核テクノポリス開発計画」(※1)の主要プロジェクトとして位置づけられ、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(以下、「民活法」という。)の認定を受けたリサーチコア施設「21世紀プラザ整備計画」(※2)の推進主体として、宮城県が主導して県内外の賛同者から出資を募り、第三セクター方式により昭和63年3月31日に設立された。

その後、平成2年4月1日に、「21世紀プラザ研究センター」(※3)が完成し、当該施設の運営による賃料収入と余剰資本金の運用益を中心に收支バランスを図る事業を展開している。

※1.「仙台北部中核テクノポリス開発計画」とは、仙台市、富谷町、大和町、大郷町、大衡村の5市町村(いずれも当時の名称)を圏域とし、先端技術産業や学術研究機能の集積を図り、産業・学術・住環境がバランスよく調和した地域づくりを目指した計画である。

※2.「21世紀プラザ整備計画」とは、ハイレベルの産業支援機能を持つ頭脳拠点を整備し、地域企業の技術の高度化、活性化を図ろうとする計画で、民活法第1号施設(リサーチコア)の認定を受けている。開放型試験研究施設と研究開発型企業育成支援施設の機能を併せ持つ21世紀プラザ研究センター、技術の高度化に対応する人材育成施設である仙台地域職業訓練センター、交流機能・コンベンション機能を備えた仙台ロイヤルパークホテルが完成し、県内企業の活性化・技術の高度化を促進している。

※3.「21世紀プラザ研究センター」とは、仙台市泉区高森二丁目1番地の40(泉パークタウン内)に所在する施設である。同施設では、地域企業の研究開発・技術開発を支援するため、研究室や分析測定機器類を低廉な料金で貸与しているほか、キーパーソンシステムによる大学教授等の技術相談・指導を無料で実施するなど地域企業の育成と宮城県産業の振興に寄与してきた。

(事業の内訳)

イ) 賃貸事業

21世紀プラザ研究センターにおける研究室や分析機器類の賃貸。

➤ 賃室

	賃貸面積	部屋数	家賃/m ²	共益費/m ²	入居率	テナント数
平成2年	1,777 m ²	30室	2,000円	1,000円	97.0%	28社(29室)
平成28年	2,247 m ²	52室	2,200円	1,200円	86.1%	33社(44室)

➤ 分析機器類の時間貸し

リサーチコア施設として物性関連装置、電気・通信関係装置を整備したが、利用が低迷した上、走査型顕微鏡のリース料(5年3億円)が赤字を拡大させた。さらに平成11年に宮城県産業技術総合センターが開所して最新機器の時間貸し事業を開始したことに伴い、分析機器類の賃貸は廃止した。

ロ) ベンチャー支援事業

コンサルタントによる相談指導。

ハ) 指導事業

キーパーソン(大学教授等)による相談指導。現在、廃止されている。

二) 研修・交流事業

入居企業向けのセミナーや交流会の開催。

ホ) 受託調査事業

宮城県等からの各種受託事業の実施。

(2) 組織の情報

① 役員の状況(平成 30 年 3 月 31 日現在)

役名	氏名	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	若生 正博	(公財)みやぎ産業振興機構理事長
専務取締役	荒井 隆	三菱地所(株)東北支店長
専務取締役(常勤)	渥美 英夫	(公財)みやぎ産業振興機構理事
常務取締役(常勤)	鹿目 真	三菱地所(株)東北支店専任部長
取締役	駒田 久	三菱地所(株)執行役常務
取締役	高砂 義行	宮城県経済商工観光部国際経済・観光局長
取締役	石川 浩史	仙台市経済局長
取締役	今野 薫	仙台商工会議所専務理事
取締役	神部 光崇	宮城商事(株)取締役社長
取締役	宮本 保彦	東北電力(株)広報・地域交流部長
取締役	稻井 謙一	ゼライス(株)代表取締役社長
監査役(常勤)	佐藤 均	当社常勤監査役
監査役	高橋 博	(株)仙台銀行代表取締役常務
監査役	高橋 允	東洋刃物(株)取締役相談役

② 職員の状況

(単位:人)

職員の人数	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)
常勤職員(※1)	3	3	3
プロパー職員	3	3	3
県OB	0	0	0
県派遣職員	0	0	0
その他の派遣職員	0	0	0
上記以外の職員(※2)	4	4	1

※1 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員
(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※2 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員
及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

(3) 出資等の状況

出資者	金額(千円)	割合
宮城県	1,000,000	28.1%
三菱地所(株)	1,000,000	28.1%
仙台市	600,000	16.9%
その他	955,000	26.9%
出資等総額	3,555,000	100.0%

(4) 近年の状況

近年において、21世紀プラザ構想の目的は概ね達成され、社会情勢の変化により当該地に施設を構えて研究開発型の創業支援を実施する必要性が低下している。また、設立時の根拠となった法律が廃止されるなど、その法的位置づけ・根拠も喪失している。そのため、宮城県では、今後の研究開発・創業支援策として、本法人の事業については見直しを行い、企業個々のニーズに対応したより効果的・効率的なメニューを検討すべき時期にあると考え、ベンチャー企業に直接支援することを基本とした新たなソフト事業中心の支援策について検討している。

さらに、本法人が平成29年3月に策定した第4次中期計画では、低金利政策による保有投資資産の運用益の減少、法人事業税外形課税の強化による経費増等の理由により、向こう3か年とも厳しい決算となる見込みであった。

加えて、本法人筆頭出資者である宮城県に対し、その第三者委員会である宮城県公社等外郭団体評価委員会から当社について、「ほかの出資者の意向も考慮の上、県の施策の中での位置付けや、中長期の方向性を改めて検討すること。」との意見があった。当該意見を受け、平成29年3月開催の本法人取締役会において宮城県から本法人事業及び本法人の在り方について検討する場の設置が提案され、主要出資者との間で検討協議することとなった。

その後、平成30年3月23日の取締役会決議において、「株式会社テクノプラザみやぎの今後のあり方について」を決定することに基本合意がなされた。当該基本合意の主な内容は以下のとおりである。

① 今後の方向性

当社経営状況は、時代・社会環境の変化の中で当初想定した事業スキームの維持が難しく収支面において厳しい状況にあり、今後はさらに悪化していくことが予測されることから、処分可能な財産を保有している間に解散の方向性での決断を行い、可能な限りの残余財産を株主分配できるよう努めるものとする。

② 今後の事業展開

テナント(賃貸)事業については、既存テナントとの賃貸借契約期間は現契約期間内(契約期間2年)を目途としその間にテナントの退去移転の理解促進を図り、移転支援等を行うなど全テナントが退去移転するよう取組むものとする。他の事業については、状況を判断して適宜廃止していくものとする。

③ スケジュール案

平成 30 年 3 月 … 取締役会「株式会社テクノプラザみやぎの今後の在り方について」

決議

以降…………既存テナントへの説明開始

平成 30 年 6 月 … 定時株主総会「株式会社テクノプラザみやぎの今後の在り方について」報告

当該取締役会より概ね 2 年以内を目安として、既存テナントの退去合意及び退去状況等により会社解散の特別決議を行う株主総会開催の時期を判断することとする。

(5) 主な財務指標

① 貸借対照表

科目	平成28年度	平成29年度 (単位:千円)
I 流動資産	391,524	404,738
現金預金	75,720	389,992
有価証券	299,965	-
貯蔵品	24	39
未収入金	9,623	9,830
未収利息	5,443	4,334
前払費用	712	543
立替金	37	-
II 固定資産	3,104,642	2,743,348
(1) 有形固定資産	849,004	489,000
建物	519,659	253,200
構築物	887	0
車両運搬具	73	0
工具器具備品	3,065	0
土地	325,321	235,800
(2) 無形固定資産	956	18
電話加入権	956	18
(3) 投資その他の資産	2,254,682	2,254,330
投資有価証券	2,252,532	2,252,704
差入保証金	100	120
長期前払費用	2,038	1,494
長期預け金	11	11
資産合計	3,496,166	3,148,086
I 流動負債	24,694	21,483
未払金	3,635	2,753
前受金	5,038	5,302
預り金	306	803
短期預り保証金	5,062	5,995
賞与引当金	1,490	1,520
未払法人税等	7,216	3,024
未払消費税等	1,947	2,085
II 固定負債	31,865	47,777
預り保証金	7,665	6,759
退職給付引当金	22,560	41,019
役員退職慰労引当金	1,640	-
負債合計	56,559	69,260
I 株主資本	3,439,607	3,078,826
(1) 資本金	3,555,000	3,555,000
(2) 利益剰余金	(115,393)	(476,174)
その他利益剰余金	(115,393)	(476,174)
繰越利益剰余金	(115,393)	(476,174)
純資産合計	3,439,607	3,078,826
負債及び純資産合計	3,496,166	3,148,086

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) 平成 29 年度の有形固定資産の減少は、平成 30 年 3 月 23 日開催の取締役会において、「会社解散を前提として準備を始める」ことを全会一致をもつて了承されたことを契機とし、保有する固定資産(21 世紀プラザ研究センター)を回収可能価額まで切り下げた(減損損失の計上)ことによる。

② 損益計算書

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
I 営業収益	91,777	89,720
II 営業原価	63,169	61,890
売上総利益	28,608	27,830
III 販売費および一般管理費	55,976	72,050
役員報酬	3,000	750
給料手当	15,698	15,968
通勤費	1,017	790
法定福利費	3,388	3,471
福利厚生費	205	279
賞与引当金繰入額	1,490	1,520
賞与手当	3,065	3,138
退職給付費用	1,846	18,619
出張旅費	126	48
交際費		20
会議費	386	371
交通費	39	32
通信費	355	349
消耗品費	45	31
事務用品費	91	64
修繕費	733	264
水道光熱費	1,678	1,686
新聞図書費	151	157
諸会費	666	616
支払手数料	1,939	1,961
業務委託費	1,829	1,811
支払保険料	157	173
LAN関連費	76	65
減価償却費	2,386	2,492
賃借料	200	177
租税公課	15,286	17,112
雑費	113	76
営業利益	(27,367)	(44,220)
IV 営業外収益	36,062	35,326
受取利息	35,744	34,995
その他	318	330
V 営業外費用	4	4
その他	4	4
経常利益	8,690	(8,898)
VI 特別損失		350,774
業務委託費等		7,362
減損損失		343,411
税引前当期純利益	8,690	(359,672)
法人税、住民税及び事業税	5,181	1,108
当期純利益	3,509	(360,781)

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) 平成 29 年度の退職給付費用の増加は、平成 30 年 3 月 23 日開催の取締役会において、「会社解散を前提として準備を始める」ことを全会一致をもって了承されたことを契機とし、解散による早期退職を想定した退職給付引当金を計上したことによる。
- ロ) 租税公課の主な内容は、法人事業税の資本割である。
- ハ) 平成 29 年度の減損損失の計上は、平成 30 年 3 月 23 日開催の取締役会において、「会社解散を前提として準備を始める」ことを全会一致をもって了承されたことを契機とし、保有する固定資産(21 世紀プラザ研究センター)を回収可能価額まで切り下げたことによる。

2. 今回の監査結果

(1) 現金・預金管理体制について【意見】

本法人は、現金・預金管理体制を定めた内部規程が存在していない。担当者へのヒアリングによると、本法人における出納事務は、本法人管理部が担当しているところ、管理部所属者は 2 名(うち管理部長 1 名)のみであり、出納担当者(現金・預金の受払及び出納帳への記帳担当者)と、その会計記録担当者(仕訳伝票起票、会計帳簿への記録者)を同一の者が兼任し、また、定期的な配置転換を実施する仕組みもないとのことであった。なお、調査時点において、管理部員は最長の者で平成 20 年 7 月より配置転換されていない。

現金・預金管理に関する不正の特徴及び管理のポイントについては P.15「現金・預金管理体制について」を参照されたい。本法人は出納担当者とその会計記録担当者を同一の者が兼任する場合があり、かつ定期的な配置転換制度も無いことから、現在の状況では、現金・預金の着服や不正な支払の防止に十分な管理体制ではない。ただし、本法人全体の従業員は 4 人であり、また、解散が検討されている現在において従業員の増員も現実的な施策とはいえず、担当者の分離や配置転換は困難な状況である。

したがって、代替的な施策として、日々の収支とその根拠証憑の突合、帳簿残高と現金手元在高、通帳等の定期的な照合を(本来は出納担当者、会計記録担当者とは別の者による実施が望ましい)従業員が実施し、上長がその結果を確かめるなど、現状で可能な限りの適正な現金・預金管理体制を構築することが望ましい。

(2) 法人事業税について【意見】

本法人の平成 29 年度における販売費及び一般管理費の金額は 72,050 千円であり、うち租税公課が 17,112 千円と、退職給付費用 18,619 千円(解散を想定した多額の退職給付引当金を計上したことによる非経常的な費用のことである)に次ぐ高い割合を占めている。本法人担当者へのヒアリング及び資料の閲覧を実施したところ、その多くは法人事業税の資本割(地方税)であった。本法人の場合は資本金が 3,555,000 千円と多額であるため(主要な事業用資産として想定される有形固定資産は 489,000 千円であり、仮に平成 29 年度において減損損失を計上しなかった場合でも 832,411 千円である)、資本金額を元に算定される資本割も多額になっていると考えられる。

この点、平成 29 年度における当期純損失から、非経常的な要因である退職給付費用 18,619 千円及び減損損失 343,411 千円の影響を除外すれば 1,149 千円の当期純利益となり、租税公課 17,112 千円が本法人の損益構造において無視できない大きさであることを示唆している。

株式会社の経営において、非経常的な要因を除いた費用のうち、租税公課が最

も多額であるという状況は通例では想定されず、また、県からの出資を受けている本法人の重要な費用の一つが、その出資の大きさにより生ずる県への地方税の支払であるという現状は、経営の合理性の観点からも疑問が生ずるものであり、当該経営に対して県民からの理解も得難いのではないかと考えられる。また、本法人は第三セクターであることから民間出資者も存在するが、本法人担当者によると、その経営状況を鑑み設立から現在まで配当が行われたことはないとのことであった。出資者の一つである県が地方税による収入を得ている一方、その支払により配当の有無に相当程度の影響を与えると考えると、出資者間の公平な利益保護の観点からも疑義が生じ、今後、第三セクターの設立、運営に対する民間出資者の協力が得難くなるおそれも考えられる。

これらは会社法や各種税法等の観点からは重要な問題がないものと考えられるが、事業内容に対する資本金額の規模(経営実態に対する法人事業税資本割の負担度合)について、経営の合理性や出資者間の公平性の観点などから、県民・民間出資者の理解を得られるものであったか、今後の他の第三セクターへの出資や運営判断に対して検討することが望まれる。

第9. 宮城県信用保証協会

1. 宮城県信用保証協会の概要

(1) 事業概要

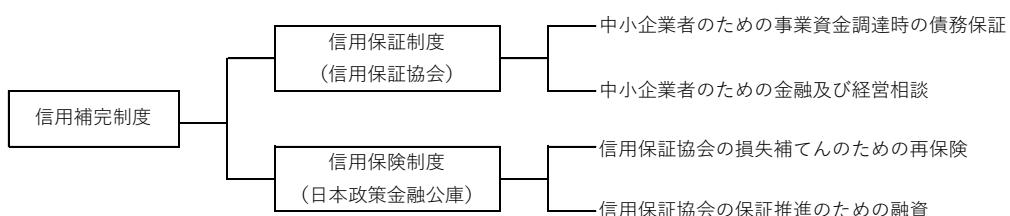
宮城県信用保証協会(以下、「本法人」という。)は、信用保証協会法に基づき、昭和 24 年 3 月 28 日に設立された公的機関である。

信用保証協会では、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際に公的な保証人となって、借入をスムーズに進めることを主たる業務としている。その他、中小企業者の経営、金融に関する相談も受け付けている。

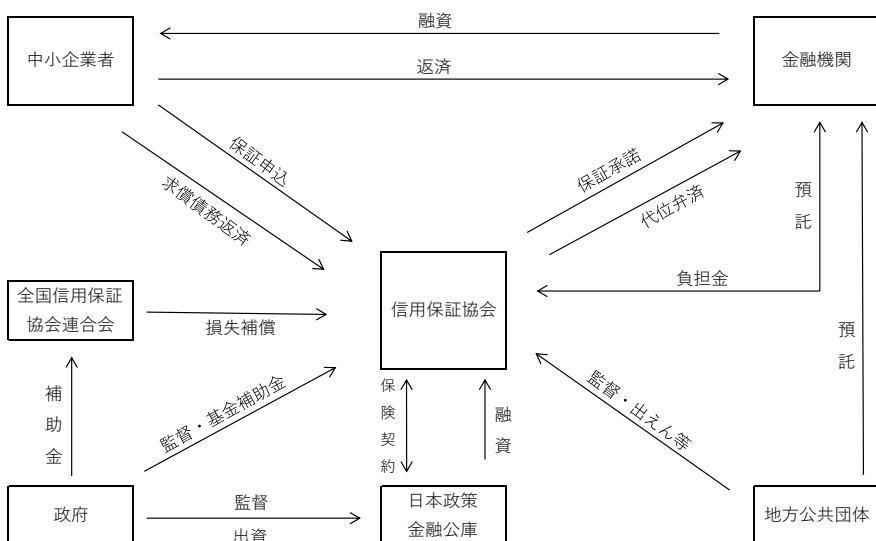
(信用補完制度)

信用補完制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と、信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫に対して再保険を行う信用保険制度の総称である。

【参考】信用補完制度のしくみ

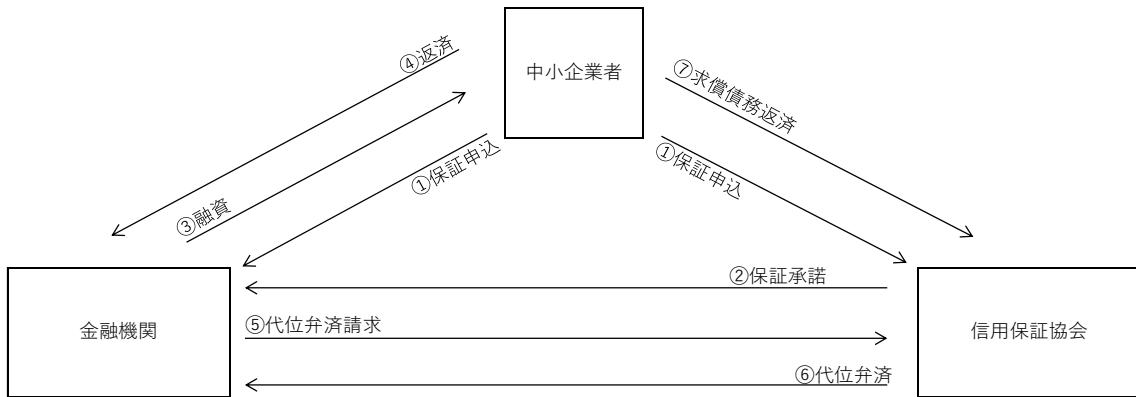


【参考】概略図



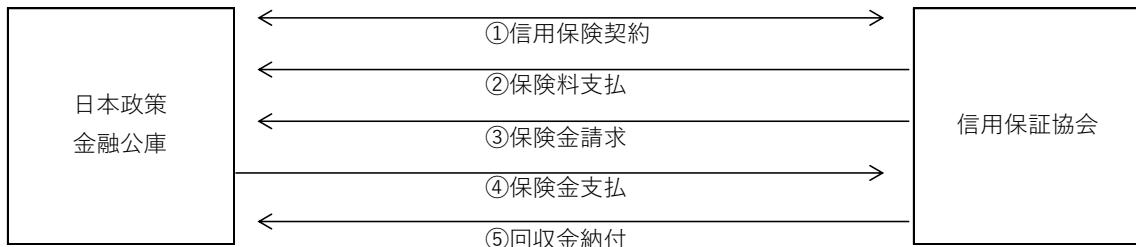
【参考】信用保証制度のしくみ

【信用保証制度のしくみ】



- ①中小企業者は、信用保証協会または金融機関を経由して信用保証申込をします。
- ②信用保証協会では、事業の内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関へ通知します。
- ③保証を受けた金融機関は中小企業者へ融資を行います。この時信用保証料をご負担していただきます。
- ④中小企業者は融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済していただきます。
- ⑤～⑥事業上の都合で万一返済できない場合は、信用保証協会が中小企業者に代わり金融機関へ借入金を弁済します。
- ⑦その後、中小企業者とご相談しながら信用保証協会へ借入金を返済していただきます。（求償債務返済）

【参考】信用保険制度のしくみ



- ①日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ②信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%から90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤信用保証協会は、代位弁済後の回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

以上より、本法人は、中小企業者の金融機関からの借入が返済不能に陥った際に代位弁済を行うが、うちその70～90%が日本政策金融公庫より本法人に保険金として支払われるため、実質的に本法人が負う保証リスクは、単純計算にして保証額の10～30%程度（※）となる。

※平成19年10月1日から責任共有制度が開始された。これは、中小企業者が保証付融資を受ける際に信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者

が連携して経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的としたものである。当該制度の概略としては、返済不能に陥った借入の80%は信用保証協会からの代位弁済を受けるが、20%は金融機関の負担とするものである。結果として、本法人が総合的に負う保証リスクは、単純計算にして保証額の8～24%程度となる。

(2) 組織の情報

① 役員の状況(平成30年8月1日現在)

役名	氏名	他の法人等の代表状況等
会長(常勤)	山田 義輝	
専務理事(常勤)	加藤 喜彦	
常務理事(常勤)	櫻井 久秀	
理事(常勤)	中川 健	
理事(非常勤)	吉田 祐幸	宮城県経済商工観光部長
理事(非常勤)	菊池 健次郎	宮城県市長会副会長
理事(非常勤)	村上 英人	宮城県町村会会长
理事(非常勤)	庄子 正文	宮城県商工会議所連合会副会長
理事(非常勤)	佐藤 浩	宮城県商工会連合会会长
理事(非常勤)	今野 敦之	宮城県中小企業団体中央会会长
理事(非常勤)	菅原 亨	(株)七十七銀行常務取締役
理事(非常勤)	佐藤 彰	(株)仙台銀行代表取締役常務
理事(非常勤)	星 倫市	宮城県信用金庫協会会长
理事(非常勤)	木村 繁	宮城県信用組合協会会长
理事(非常勤)	住本 佳史	(株)商工組合中央金庫仙台支店長
監事(常勤)	佐藤 清	
監事(非常勤)	今野 薫	仙台商工会議所専務理事
監事(非常勤)	成田 由加里	公認会計士・税理士

② 職員の状況(平成30年4月1日現在)

(単位:人)

職員の人数	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)
常勤職員(※1)	89	86	88
プロパー職員	89	86	88
県OB	0	0	0
県派遣職員	0	0	0
その他の派遣職員	0	0	0
上記以外の職員(※2)	11	12	12

※1 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員
(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※2 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員
及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

(3) 出資等の状況

出資者	金額(千円)	割合
宮城県信用保証協会	12,681,009	51.0%
宮城県	7,387,642	29.7%
七十七銀行	1,204,510	4.8%
金融機関、県内市町村ほか	3,598,356	14.5%
出資等総額	24,871,517	100.0%

(4) 主な財務指標

① 貸借対照表

科目	平成28年度	平成29年度	(単位:千円)
現金	1,093	847	
預け金	15,912,727	16,515,712	
有価証券	25,851,786	25,824,036	
地方債	23,260,730	22,232,980	
社債	2,200,000	3,200,000	
株式	391,056	391,056	
動産・不動産	289,928	269,120	
事業用不動産	175,038	167,085	
事業用動産	114,890	102,034	
損失補償金見返	24,748,454	25,115,278	
保証債務見返	306,219,968	280,567,692	イ
求償権	2,085,059	1,491,858	
雑勘定	981,642	846,257	
仮払金	118,976	43,870	
厚生基金	112,447	95,828	
連合会勘定	116	33	
未収利息	29,329	28,888	
未経過保険料	720,773	677,637	
借方合計	376,090,657	350,630,799	
基本財産	24,619,056	24,871,517	
基金	12,190,508	12,190,508	
基金準備金	12,428,548	12,681,009	
制度改革促進基金	63,815	-	
收支差額変動準備金	6,935,000	7,187,000	ハ
責任準備金	1,867,253	1,750,334	ロ
求償権償却準備金	446,014	335,534	
退職給与引当金	898,904	863,996	
損失補償金	24,748,454	25,115,278	
保証債務	306,219,968	280,567,692	イ
借入金	4,361,000	4,361,000	
收支差額変動準備金造成資金	4,361,000	4,361,000	
雑勘定	5,931,193	5,578,449	
仮受金	31,867	93,354	
保険納付金	112,225	141,517	
損失補償納付金	32,188	28,638	
未経過保証料	5,750,903	5,295,575	
未払保険料	1,473	1,623	
未払費用	2,537	17,741	
貸方合計	376,090,657	350,630,799	

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) 保証債務見返(資産)及び保証債務(負債)とは、本法人が保証している債務の実残高を表している(会計上は資産及び負債が同額で計上される)。
- ロ) 責任準備金とは、将来の不測の事態に備えて積み立てる準備金で、一般

企業の「貸倒引当金」に相当するものである。年度末の保証債務残高に対して一定の割合を積み立てている。

- ハ) 収支差額変動準備金とは、収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合に備えて、協会経営の安定のために積み立てる準備金である。

② 収支計算書

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
経常収入	3,612,041	3,343,586
保証料	2,678,499	2,462,562
預け金利息	1,665	748
有価証券利息配当金	267,931	256,166
延滞保証料	8,112	4,602
損害金	22,863	27,013
事務補助金	75,426	93,706
責任共有負担金	528,257	463,313
雑収入	29,289	35,477
経常支出	3,004,935	2,883,094
業務費	1,222,259	1,237,507
役職員給与	596,864	607,311
退職給与引当金繰入	49,175	48,126
その他人件費	114,805	124,372
旅費	4,167	4,756
事務費	175,297	174,757
賃借料	75,600	74,927
動産・不動産償却	29,418	32,321
信用調査費	7,784	6,761
債権管理費	118,486	106,943
指導普及費	13,291	19,765
負担金	37,373	37,468
信用保険料	1,564,514	1,471,161
責任共有負担金納付金	216,381	159,470
雑支出	1,781	14,957
経常収支差額	607,106	460,492
経常外収入	7,303,919	6,467,979
償却求償権回収金	144,029	213,181
責任準備金戻入	2,083,059	1,867,253
求償権償却準備金戻入	449,710	446,014
求償権補てん金戻入	4,624,370	3,941,530
保険金	4,044,930	3,344,309
損失補償補てん金	579,440	597,221
その他収入	2,750	1
経常外支出	7,298,396	6,487,831
求償権償却	4,962,392	4,374,187
雑勘定償却	14,846	25,657
退職金	862	1,670
責任準備金繰入	1,867,253	1,750,334
求償権償却準備金繰入	446,014	335,534
その他支出	7,029	449
経常外収支差額	5,523	(19,852)
制度改革促進基金取崩額	128,879	63,821
収支差額変動準備金取崩額	-	-
当期収支差額	741,507	504,461
収支差額変動準備金繰入額	370,000	252,000
基本財産繰入額	371,507	252,461

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) 平成 29 年度の保証料の減少は、主に保証債務残高の減少による。保証債務残高は近年、毎年 10%程度減少している。これは東日本大震災の復興に伴う資金需要が徐々に落ち着きを見せていること、及び、低金利競争による保証料の割高感によって保証付き融資が減少していることを受け、本法人が受領する保証料が減少したこと等の理由による。
- ロ) 信用保険料とは、日本政策金融公庫と本法人間で締結される信用保険契約(本法人の債務保証に対し、日本政策金融公庫がさらに保険を引き受ける)の保険料である。平成 29 年度の信用保険料の減少は、主に保証債務残高の減少による。

2. 今回の監査結果

(1) 契約締結の方法について【意見】

地方自治法234条第1項では、地方公共団体における契約の締結について「1.売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と定められている。これらの契約の締結方法の概要、およびそれらの長所、短所はP.33「契約締結の方法について」を参照されたい。

ここで、本法人の「資産・備品管理要領」では、資産・備品の取得方法について、以下のとおり定められている。

「資産・備品管理要領」より抜粋

(定義)

第2条 この要領にいう資産・備品・消耗品とは、次のものをいう。

- (1) 資産 事業用不動産 ----- 土地・建物・敷金・保証金・権利金
事業用動産 ----- 一点又は一式の取得価格が20万円以上、
耐用年数が1年以上の物品
- (2) 資産外物品 備品 ----- イ 一点又は一式の取得価格が3万円以上
20万円未満の物品
ロ 20万円を超える物品のうち、耐用年数が
1年未満の物品
消耗品 ----- 備品に属さない物品

2 消耗品はこの要領外とする

3 この要領において「管理」とは、取得・保管及び処分という。

(取得)

第5条 資産・備品を取得する場合には、「事務決裁規程」による手続を経て行うものとする。

- (1) 物品購入伺書には、見積書を添付するものとする。
但し、5万円以下のものについては、見積書を省略することができる。
 - (2) 取得価格が、資産は100万円以上、備品は10万円以上のものについては、指名競争によらなければならない。また、指名競争により難いものについては、随意契約によることができる。但し、指名又は随意契約の相手方となるべき者は、その業界において信用確実なものの中から選択しなければならない。
- 2 前項手続きを経た物品購入伺書は、年度別に「文書保存規程」に基づき保存するものとする。
- 3 資産及び備品管理責任者は、前項に基づき発注し、現品を確認の上、納入せしめることとする。

本法人は平成29年度において、①「本社5階西側プロアレイアウト変更工事」(契約金額(税込) : 6,210,000円)、②「石巻支店移転工事」(契約金額(税込) : 7,560,000円)に係る契約を締結している。

当該契約について契約締結方法を確認したところ、両契約ともに指名競争入札によらない随意契約であった。これらの契約締結にあたっては、それぞれ3社から見積を取得し、最も安価な見積先に対して契約を締結していた。本法人担当者によると当該契約先は従来から本法人内のレイアウトを担当している業者であり、本法人の状況や設備を熟知しているためスムーズな作業が期待できるとのことであった。

この点、「資産・備品管理要領」5条1項(2)では、両契約ともに契約金額の面からは指名競争を実施することとなる。また、同項(2)では「指名競争により難いものについては、随意契約によることができる」とされているが、指名競争により難いものの具体的な定義が定められておらず、実態としても緊急性や競争に適さないなどの理由は合理的に認められない。

本法人担当者によると、本法人の「資産・備品管理要領」5条に定められる「指名競争」とは、複数の見積もりを取得したうえで最も合理的と判断される業者を選定する方法と認識しているため、これらの契約にあたっても当該方法によっているとのことであった。しかし、当該契約方法は、いわゆる随意契約に該当すると考えられる。随意契約は一般に経費負担が少なく、かつ、簡略的な手続きによることができるため、迅速に契約手続を行うことができるとともに、契約業者の能力等を熟知の上選定することができるという利点もある。しかし、いったんその運用を誤ると、契約業者が固定化し、契約自体が金額的、質的な合理性よりも情実に左右され公正な取引の実を失するおそれがあることから、安易に用いるべき契約方法とはいえない。このような随意契約の特性を鑑みると、本法人の「資産・備品管理要領」5条の「指名競争」もいわゆる指名競争入札として取り扱うことが望ましい。

したがって、「資産・備品管理要領」にしたがい、該当する資産・備品取得については指名競争入札によることが望ましい。また、本法人において運用上、随意契約による契約締結が主であり、実質的に指名競争入札による契約締結が著しく合理性に欠く等の状況であるのならば、公正な取引を害することのないように配慮したうえで、当該運用実態に合わせた形に規程を見直すことも考えられる。

なお、監査はサンプルとして抽出した契約を対象に実施しており、監査対象期間におけるすべての契約を検討してはいないことから、今回確認された以外の契約についても同様の事象が生じている可能性がある。この点、本法人担当者から、規程の見直しを実施し、当該規程は平成30年11月1日に施行されていると報告を受けている。

第10. 株式会社仙台港貿易促進センター

1. 株式会社仙台港貿易促進センターの概要

(1) 事業概要

株式会社仙台港貿易促進センター(以下、「本法人」という。)は、仙台港における各種輸入関連基盤施設等の整備を行い、外国貨物の物流高度化・流通促進を図りつつ、仙台港周辺における貿易を促進することによって、地域経済の活性化及び住民生活の向上に寄与することを目的に、平成7年12月4日に設立された。

平成7年において、仙台港は「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」に基づくFAZ(輸入促進地域)に指定された(同法は平成18年に廃止)。これに伴い、港湾業務機能及び交流機能を集積させることを目的に、FAZ事業の中核機能と賑わいの創出機能を担う施設として、本法人は「仙台港国際ビジネスサポートセンター(愛称:アクセル)」及び「仙台国際貿易港物流ターミナル」を建設、管理運営している。

その後、「仙台港国際ビジネスサポートセンター」は、事業収益の悪化と震災による施設の損傷により、平成25年3月において宮城県に売却され、現在は「仙台国際貿易港物流ターミナル」を拠点とした事業に集約されている。

(事業の内訳)

イ) 物流ターミナル賃貸事業

仙台国際貿易港物流ターミナル(荷捌・保管・流通加工のための倉庫とオフィスを一体的に備えたコンテナ貨物対応施設)の貸付。

- 敷地面積:22,673.86 m²
- 建物面積:12,366.74 m²
- 倉庫:1区画面積 1,650.00 m²×5区画(事務室 60.00 m²付)
→すべて賃貸対象である。
- 倉庫外オフィス 109.65 m²×4室
→本法人が使用している1室を除き賃貸対象である。

ロ) その他事業(シャーシ用地賃貸事業)

仙台港内の高砂コンテナターミナルシャーシ用地(面積 15,298 m²)の貸付。

(2) 組織の情報

① 役員の状況(平成 30 年 3 月 31 日現在)

役名	氏名	他の法人等の代表状況等
代表取締役会長	村井 嘉浩	宮城県知事
代表取締役社長	大内 仁	宮城県道路公社監事
取締役	鎌田 宏	仙台商工会議所 会頭
取締役	亀井 昭伍	カメイ㈱ 相談役
取締役	吉田 祐幸	宮城県経済商工観光部長
取締役	伊藤 敬幹	仙台市副市長
取締役	氏家 照彦	(㈱)七十七銀行 取締役頭取
取締役	御園生 勇郎	(㈱)仙台銀行 専務取締役
取締役	佐藤 武司	日本通運(㈱) 執行役員東北ブロック総括兼仙台支店長
取締役	徳永 政男	塩釜港運送㈱ 代表取締役社長
取締役	丹野 光明	三陸運輸(㈱) 代表取締役社長
取締役	菊地 徹	仙台運送(㈱) 代表取締役社長
取締役	黒川 久	東邦運輸倉庫(㈱) 代表取締役
取締役	千葉 伸洋	(㈱)仙台港貿易促進センター 総務部長
監査役	蜂谷 洋	宮城県出納局 次長
監査役	星 康一	仙台市会計管理者

② 職員の状況

(単位:人)

職員の人数	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)
常勤職員(※1)	1	1	1
プロパー職員	1	1	1
県OB	0	0	0
県派遣職員	0	0	0
その他の派遣職員	0	0	0
上記以外の職員(※2)	1	1	1

※1 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員
(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※2 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員
及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

(3) 出資等の状況

出資者	金額(千円)	割合
宮城県	710,000	32.5%
仙台市	710,000	32.5%
中小企業基盤整備機構	254,000	11.6%
その他	513,500	23.4%
出資等総額	2,187,500	100.0%

(4) 主な財務指標

① 貸借対照表

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
【流動資産】		
現金預金	767,975	706,157
売掛金	767,972	704,524
立替金	3	4
未収入金		2
		1,626
【固定資産】		
(有形固定資産)	577,904	646,742
建物	516,859	485,834
建物附属設備	291,696	273,018
構築物	34,164	24,965
什器及び備品	14,522	11,011
土地	11	375
	176,463	176,463
(無形固定資産)	1,044	908
電話加入権	728	728
水道施設利用権	316	180
(投資その他の資産)	60,000	160,000
投資有価証券	60,000	160,000
資産合計	1,345,880	1,352,900
【流動負債】		
買掛金	23,848	18,855
未払金	1,008	2,672
未払費用	190	388
未払法人税等	31	31
前受金	12,357	4,868
預り金	8,443	8,443
賞与引当金	186	377
未払消費税等	207	209
	1,422	1,864
【固定負債】		
預り敷金	15,053	15,088
退職給付引当金	13,500	13,500
	1,553	1,588
負債合計	38,901	33,943
【株主資本】		
資本金	1,306,978	1,318,956
利益剰余金	2,187,500	2,187,500
その他利益剰余金	(880,521)	(868,543)
繰越利益剰余金	(880,521)	(868,543)
	(880,521)	(868,543)
純資産合計	1,306,978	1,318,956
負債・純資産合計	1,345,880	1,352,900

(主な科目内容、増減内容等)

イ) 建物の主な内容は、仙台国際貿易港物流ターミナルの建物部分である。なお、当該施設の土地は宮城県所有であり、本法人の貸借対照表には計上さ

れていない。

- ロ) 土地の主な内容は、高砂コンテナターミナルシャーシ用地である。

② 損益計算書

科目	平成28年度	平成29年度	(単位:千円)
【売上高】	101,296	101,998	イ
【売上原価】	62,774	60,715	ロ
売上総利益	38,521	41,283	
【販売費及び一般管理費】	25,845	26,523	ハ
営業利益	12,676	14,759	
【営業外収益】	47,218	205	
受取利息	822	142	
有価証券利息	461	63	
投資有価証券売却益	45,933		二
経常利益	59,894	14,965	
税引前当期純利益	59,894	14,965	
法人税・住民税及び事業税	8,565	2,987	
当期純利益	51,329	11,978	

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) 平成 29 年度の売上高の内容は物流ターミナル賃貸事業 93,899 千円(平成 29 年度末の入居率は 100%)、その他事業(シャーシ用地貸付事業)が 8,099 千円である。
- ロ) 平成 29 年度の売上原価の内容は、物流ターミナル賃貸事業が 58,384 千円、その他事業(シャーシ用地貸付事業)が 2,330 千円である。
物流ターミナル賃貸事業の売上原価の主な内容は、地代家賃が 6,709 千円、固定資産税等が 7,089 千円、減価償却費が 31,696 千円、資産維持管理費が 6,176 千円である。
その他事業(シャーシ用地貸付事業)の売上原価の主な内容は、シャーシ用地の固定資産税が 2,179 千円、施設維持管理費が 150 千円である。
- ハ) 平成 29 年度の販売費及び一般管理費の内容は、役員及び経理担当巡業員の人事費が 13,763 千円、事業税(外形標準課税)が 9,761 千円、その他事務費や諸会費などが 2,999 千円である。
- ニ) 平成 28 年度の投資有価証券売却益は、近年の低金利により相対的に価値の上昇した過去取得債券を売却したことによる。

2. 今回の監査結果

(1) 現金・預金管理体制について【意見】

本法人の「経理規程」では、現金・預金管理の担当者について、以下のとおり定められている。

「経理規程」より抜粋

(出納責任者)

第18条 金銭出納の総括責任者は総務部長とし、経理事務担当課長を直接の責任者とする。

本法人担当者へのヒアリングによると、「経理規程」第 18 条に定められる「金銭出納の総括責任者」、「直接の責任者」といった出納担当者(現金・預金の受払及び出納帳への記帳担当者)と、その会計記録担当者(仕訳伝票起票、会計帳簿への記録者)は同一の者が兼任状況にあるとのことであった。また、これらの担当者について、定期的な配置転換を実施する仕組みはないとのことであった。なお、調査時点において、「金銭出納の総括責任者」は平成 29 年 4 月、「直接の責任者」は平成 26 年 4 月より配置転換されていないとのことであった。

現金・預金管理に関する不正の特徴及び管理のポイントについては P.15「現金・預金管理体制について」を参照されたい。本法人は出納担当者とその会計記録担当者を同一の者が兼任する場合があり、かつ定期的な配置転換制度も無いことから、現在の状況では、現金・預金の着服や不正な支払の防止に十分な管理体制ではない。ただし、本法人全体の従業員は 2 人であり、また、今後事業規模拡大による人員増加の可能性はあるものの、少なくとも現時点では担当者の分離や配置転換は困難な状況である。

そのため、代替的な施策として、日々の收支とその根拠証憑の突合、帳簿残高と現金手元在高・通帳等の定期的な照合(本来は出納担当者、会計記録担当者とは別の者による実施が望ましい)を従業員が実施し、上長がその結果を確かめるなど、現状で可能な限りの適正な現金・預金管理体制を構築することが望ましい。

(2) 契約締結の方法について【結果】

地方自治法234条第1項では、地方公共団体における契約の締結について「1.売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と定められている。これらの契約の締結方法の概要、およびそれらの長所、短所はP.33「契約締結の方法について」を参照されたい。

ここで、本法人の「経理規程」では、契約に係る手続について、以下のとおり定め

られている。

「経理規程」より抜粋

第54条 契約は、競争によることを原則とする。ただし、次の場合には随意契約とすることができる。

- (1) 契約の性質または目的が競争に適さないとき
- (2) 緊急の必要により、競争に付している時間がないとき
- (3) 法令その他これに準ずるものにより価格が明らかなどき
- (4) 少額のもの
- (5) その他競争に付することを適當としないとき

2 第1項の競争は、入札、競争見積等適切な方法をもって行う。

本法人は平成29年度において、①「防犯カメラ修繕工事」(契約金額(税込):756,000円)、②「シャッター修繕工事」(契約金額(税込):788,400円)に係る契約を締結している。当該契約について契約締結方法を確認したところ、①は「経理規程」第54条1項(4)に該当するため随意契約としているとのことであった。また、②は発注先が同じシャッターの定期点検も受注しており、今回の修繕工事の必要性も定期点検により確認されたことから、シャッター修繕工事も最も同社が適しているとし、「経理規程」第54条1項(1)に該当するため随意契約としているとのことであった。

この点、①について、54条1項(4)の少額のものに該当するかどうか明確な基準が定められていない。そのため、①の工事756,000円が「経理規程」54条1項(4)の少額のものに該当する根拠は不明瞭である。

②については、当該契約に対する「決裁稟議書」を閲覧したところ、「経理規程」第54条1項(1)における、「契約の性質または目的が競争に適さないとき」に該当するか否か検討されていなかった。確かに、本法人担当者の回答による今回の随意契約の理由には一定の合理性を否定できないものの、必ずしも他社と比べて最良の契約となるかどうか当然に明らかであるとはいえない。

以上より、①及び②ともに、随意契約を締結することの妥当性が明確に記録されていなかった。随意契約を締結する場合、当該妥当性の検討を実施するとともに、当該検討内容及び結果を明確に記録として残さなければ、今後の契約手続において契約の適切性の判断が形骸化し、規程の潜脱行為となりかねないおそれがある。

したがって、随意契約を締結する場合には、その内容及び妥当性を検討し、明確に記録することが必要である。

なお、監査はサンプルとして抽出した契約を対象に実施しており、監査対象期間におけるすべての契約を検討してはいないことから、今回確認された以外の契約についても同様の事象が生じている可能性がある。

(3) 固定資産の現物と記録の定期的な照合について【結果】

本法人の「経理規程」では、有形固定資産の管理方法について、以下のとおり定められている。

「経理規程」より抜粋

(固定資産の管理)

第45条 固定資産の管理は、帳簿管理および現物管理とする。

2 前項の帳簿管理は経理事務本法人担当者が行う。現物管理は総務部長が管理本法人担当者を定め、常に良好な状態において管理しなければならない。

(現物調査)

第46条 有形固定資産については、毎会計年度1回以上、帳簿と現物を照合し、実在性を確認しなければならない。

本法人担当者へのヒアリングによると、経理規程第45条及び46条の「帳簿」とは「減価償却額計算表」を表しており、いわゆる固定資産台帳に相当するものであるとのことである。また、「経理規程」第46条に定めのある帳簿と現物の照合については、調査日における質問では数が少ないことを理由に実施していないとのことであった。この点、調査日後において、本法人担当者から賃貸等不動産については、当該不動産の状況を確認するため、毎年、不動産鑑定士に調査を依頼し、担当者(総務部長)立会いのもと、現物確認をしていると報告を受けている。さらに、他の主要な固定資産についても毎月当該資産の定期検証を実施しているため、その意味においては現物を確認しているが、帳簿と現物の照合証跡等を記録した書類は作成していないとのことであった。

固定資産等の現物と記録の定期的な照合は、固定資産等の現物が記録された数量どおり存在するか(実在性)のみならず、現物が資産として使用に耐えうる状態にあるか確認するという意義があり、適正な決算手続の観点からも欠かすことのできない手続である。これを実施しない場合におけるリスクの例としては、P.37「固定資産の現物と記録の定期的な照合について」を参照されたい。

したがって、数が少ないことが照合を実施しない理由とはならず、「経理規程」第46条にしたがって毎会計年度1回以上、帳簿と現物を照合し、実在性を確認しなければならない。また、実際に帳簿と現物を照合しているのであれば、当該実施結果を証憑として保管する必要がある。

なお、本法人はリース契約により使用している物品(貸借対照表非計上)について、「管理委託経費一覧」という明細を作成している。これらは貸借対照表において固定資産として計上されてこないものの、当該物品が有形資産である実態を考

慮すれば、第46条に準じ、「管理委託経費一覧」と現物の照合も同様に実施すべきである。

(4) 法人事業税について【意見】

本法人の平成29年度における販売費及び一般管理費の金額は26,523千円である。事業報告書によると、そのうち、事業税(外形標準課税)が9,761千円と、人件費13,763千円に次ぐ高い割合を占めている。

本法人担当者へのヒアリング及び資料の閲覧を実施したところ、その多くは法人事業税資本割(地方税)であった。本法人の場合は資本金が2,187,500千円と、主要な事業用資産として想定される有形固定資産 485,834 千円と比較して過大であるために、資本金額を元に算定される資本割が多額になっていると考えられる。

本法人担当者によると、現在の資本金額は既に終了したビジネスサポートセンター管理受託業務等を前提とした資本金とのことであった。また、現状においては、具体的な設備投資計画はないものの、仙台港区における取扱貨物量は震災前と比べても増加しており(平成29年の取扱貨物量は4,094万トン(速報値)であり、震災前の22年(3,332万トン)と比べると122.9%)、今後の事業拡大の可能性は否定できないことから、減資等の措置は講じていないとのことであった。しかし、現状の本法人において具体的な事業計画や投資計画は存在しない。

株式会社の経営において、非経常的な要因を除いた費用のうち、租税公課が最も多額であるという状況は通例では想定されず、また、県からの出資を受けている本法人の重要な費用の一つが、その出資の大きさにより生ずる県への地方税の支払であるという現状は、経営の合理性の観点からも疑問であり、ひいては出資の妥当性に対する県民の理解を得難いと考えられる。また、本法人は第三セクターであることから民間出資者も存在するが、本法人担当者によると、その経営状況を鑑み設立から今まで配当が行われたことはないとのことであった。出資者の一つである県が地方税による収入を得ている一方、その支払により配当の有無に相当程度の影響を与えると考えると、出資者間の公平な利益保護の観点からも疑義が生じ、今後、第三セクターの設立、運営に対する民間出資者の協力が得難くなるおそれも考えられる。

これらは会社法や各種税法等の観点からは重要な問題がないものと考えられるが、事業内容に対する資本金額の規模(経営実態に対する法人事業税資本割の負担度合)について、経営の合理性や出資者間の公平性の観点などから、県民・民間出資者の理解を得られるものであったか、今後の他の第三セクターへの出資や運営判断に対して検討することが望まれる。

第11. 宮城県漁業信用基金協会

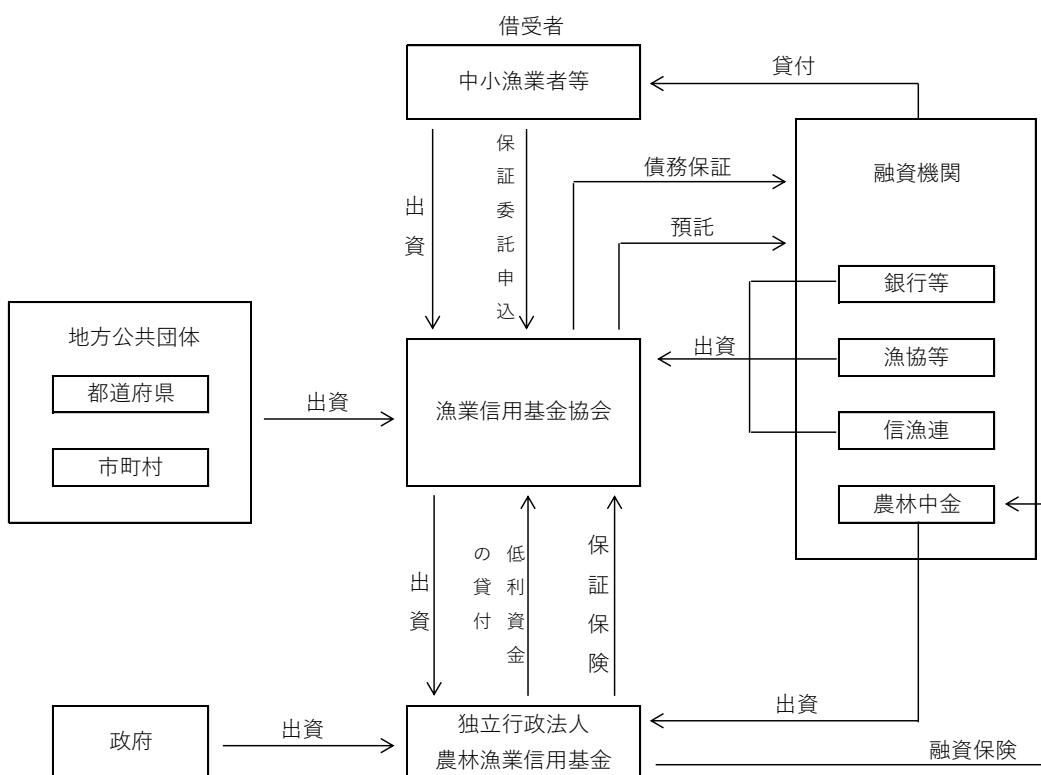
1. 宮城県漁業信用基金協会の概要

(1) 事業概要

宮城県漁業信用基金協会(以下、「本法人」という。)は、中小漁業融資保障法(昭和 27 年法律第 346)に基づき、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその債務を保証することを主たる業務とし、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的として昭和 28 年 7 月 18 日に設立された法人である。

本法人は会員制をとっており、中小漁業者等(本法人の区域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等)は本法人の保証を利用するには一口以上の出資金を払い込み、会員となる必要がある。当該中小漁業者等が、漁業経営等に必要な資金を金融機関から借り入れる際、本法人が保証人となり借入を容易にする。また、中小漁業者等が病気その他やむを得ない事情で金融機関に返済が出来なくなった時には、本法人が金融機関に代位弁済を行う。

【参考】漁業保証制度のフロー図



(2) 組織の情報

① 役員の状況(平成 30 年 3 月 31 日現在)

役名	氏名
理事長(常勤)	高橋 平勝
理事(非常勤)	小林 徳光
理事(非常勤)	齋藤 吉勝
理事(非常勤)	丹野 一雄
理事(非常勤)	菊地 伸悦
理事(非常勤)	鳳京 仁一
理事(非常勤)	佐藤 亮輔
監事(非常勤)	木村 千之
監事(非常勤)	東野 真人
監事(非常勤)	齋藤 徹夫

② 職員の状況

(単位:人)

職員の人数	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)
常勤職員(※1)	5	5	5
プロパー職員	5	5	5
県OB	0	0	0
県派遣職員	0	0	0
その他の派遣職員	0	0	0
上記以外の職員(※2)	1	1	0

※1 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員
(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※2 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員
及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

(3) 出資等の状況

出資者	金額(千円)	割合
宮城県	811,250	27.3%
その他(漁協等)	444,450	14.9%
市町村	363,250	12.2%
その他	1,354,601	45.6%
出資等総額	2,973,551	100.0%

(4) 主な財務指標

① 貸借対照表

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
(資産の部)		
I 流動資産	1,094,276	1,105,658
1.現金及び預金	655,419	821,026
2.有価証券	319,991	169,999
3.未収保険金		
4.前払費用	25,710	25,927
5.未収収益	13,126	11,578
6.短期貸付金	408	408
7.その他流動資産 貸倒引当金	79,621	76,721
II 固定資産	5,592,699	5,439,241
1.有形固定資産 建物及び構築物	174,473	166,028
車両運搬具	168,702	160,960
工具器具備品	633	422
土地	1,553	1,062
建設仮勘定	3,585	3,585
2.無形固定資産 ソフトウェア	2,565	1,817
電話加入権	2,492	1,744
その他無形固定資産	73	73
3.投資その他の資産 長期預金	5,415,661	5,271,396
投資有価証券	-	-
外部出資金	3,415,246	3,346,031
差入保証金	75,601	75,601
長期前払費用	-	-
長期貸付金	13	13
求償権	798	390
求償権償却引当金	2,113,947	2,030,856
計	(196,085)	(187,427)
その他の資産 貸倒引当金	1,917,862	1,843,429
III 保証債務見返	6,140	5,932
	-	-
資産合計	13,412,262	13,188,178
		イ
	20,099,238	19,733,076

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
(負債の部)		
I 流動負債	619,618	645,995
1.短期借入金	-	-
2.1年以内返済予定長期借入金	499,900	531,900
3.受入預託金	-	-
4.前受収益	46,597	44,920
5.未払費用	13,872	12,854
6.賞与引当金	2,961	3,042
7.その他流動負債	56,287	53,279
II 固定負債	2,833,449	2,613,909
1.長期借入金	531,900	382,800
2.納付準備金	1,386,037	1,332,303
3.引当金	67,608	70,129
債務保証損失引当金	72	294
退職給付引当金	67,536	69,835
4.特別準備金	847,905	828,676
5.その他固定負債	-	-
III 特別法上の準備金	49,626	48,543
保証責任準備金	49,626	48,543
IV 保証債務	13,412,262	13,188,178 イ
負債合計	16,914,955	16,496,625
(純資産の部)		
1.出資金	1,788,700	1,797,700
2.交付金	61,150	61,150
3.繰入金	1,069,726	1,114,701
4.準備金	219,731	219,731
繰越欠損金	-	-
5.繰越利益金(又は繰越欠損金)	-	-
6.当期利益金(又は当期損失金)	44,975	43,169
7.その他有価証券評価差額金	-	-
純資産合計	3,184,283	3,236,451
負債及び純資産合計	20,099,238	19,733,076

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) 保証債務見返(資産)及び保証債務(負債)とは、本法人が保証している中小漁業者等の借入債務の実残高を表している(会計技術上は資産及び負債が同額で計上される)。

② 損益計算書

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
(経常損益の部)		
I 事業収入		
1.保証料	79,453	82,327
2.違約金	1	-
3.受取保険金	-	35,774
4.受取奨励金	1,734	1,434
5.回収金払戻金	-	-
(事業収入小計)	81,187	119,535
II 財務収益		
1.受取利息	92	22
2.有価証券利息	67,601	62,218
3.有価証券売却益	-	-
4.受取配当金	1,451	1,423
5.その他の財務収益	-	-
(財務収益小計)	69,145	63,663
III その他収益		
1.利子補給金	-	-
2.受取助成金	79,627	76,494
3.雑収益	15,517	15,480
(その他収益小計)	95,145	91,974
(経常収益計)	245,477	275,172
I 事業直接費		
1.保険料	44,025	48,309
2.保険金等返還金	-	-
3.納付準備金繰入	-	35,774
4.信用調査費	-	-
5.事業推進費	-	-
6.業務委託費	-	-
7.債券管理費	656	655
(事業直接費小計)	44,681	84,738
II 財務費用		
(財務費用小計)	144	90
III 事業管理費		
(事業管理費小計)	83,719	83,047
IV その他費用		
1.保証責任準備金繰入・戻入(△)	3,373	(1,083)
2.求償権償却引当金戻入(△)	(9,404)	(8,657)
3.債務保証損失引当金繰入・戻入(△)	(391)	222
4.特別準備金繰入	77,093	73,477
5.求償権償却費	3,950	11,848
(その他費用小計)	74,620	75,806
(経常費用計)	203,164	243,681
経常利益金	42,313	31,491

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
(特別損益の部)		
IV 特別利益		
1.固定資産売却益	-	-
2.償却債権取立益	2,776	11,678
3.投資有価証券売却益	-	-
4.その他特別利益	-	-
(特別利益小計)	2,776	11,678
V 特別損失		
1.固定資産売却損		
2.固定資産除却損		
3.投資有価証券売却損		
4.有価証券評価損		
5.その他特別損失	114	-
(特別損失小計)	114	-
収益合計	248,253	286,850
費用合計	203,278	243,681
当期利益金	44,975	43,169

2. 今回の監査結果

(1) 固定資産の現物と記録の定期的な照合について【意見】

本法人担当者へのヒアリングによると、本法人の保有する固定資産・物品等について、定期的な帳簿と現物の照合についての内部規程等への定めがなく、実施していないとのことであった。

固定資産等の現物と記録の定期的な照合は、固定資産等の現物が記録された数量どおり存在するか(実在性)、また現物が資産として使用に耐えうる状態にあるか確認するという意義があり、適正な決算手続の観点から欠かすことのできない手続である。これを実施しない場合におけるリスクの例としては、P.37「固定資産の現物と記録の定期的な照合について」を参照されたい。

したがって、最低限毎会計年度1回以上、固定資産の現物と記録の定期的な照合を行う旨を内部規程に定め実施することが望ましい。

第12. 公益社団法人みやぎ農業振興公社

1. 公益社団法人みやぎ農業振興公社の概要

(1) 事業概要

公益社団法人みやぎ農業振興公社(以下、「本法人」という。)は、農業経営の拡大と安定を図り、宮城県農業・農村の健全な発展に寄与していくことを目的として設立された公益法人である。

平成 25 年 4 月には、公益社団法人移行の認可を受け、社団法人宮城県農業公社は「公益社団法人みやぎ農業振興公社」として名称を変更した。

(事業の内訳)

イ) 農地中間管理事業

「農地中間管理事業の推進に関する法律」(※)に基づき、宮城県内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手等へ集積・集約化する事業である。

貸借事業等(農地中間管理事業)を主体に農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る。宮城県では、平成 26 年より 10 年間で、担い手の農地利用が全農地の 9 割を占める農業構造を実現することを目標としている。

※農業構造の改革と生産コストの削減により農業の競争力を強化し、農業を持続可能なものとするため、平成 25 年 12 月に制定された。本法に基づき、都道府県ごとに「農地中間管理機構(宮城県においては本法人)」を整備し、農地中間管理事業を実施する。

【参考】農地中間管理事業の仕組み



ロ) 青年農業者の育成

宮城の農業の担い手を確保・育成することを目的として、新規就農者への支援や就農相談を行っている。また、厚生労働大臣の許可を受け、無料職業紹介事業も行っており、求職登録のある農業法人への求職者の紹介も行っている。

ハ) 宮城県担い手育成総合支援協議会

認定農業者等担い手経営体の育成・確保や経営改善・発展に向けて、地域行政・関係機関と連携した支援策に取り組むことによって、望ましい本県農業構造の確立を図ることを目的とした協議会を設立している。

ニ) 農業農村の整備

➢ 震災復興交付金事業発注者支援業務・農業生産対策交付金事業支援業務

震災からの復旧・復興に向け国が示した「農業・農村の復興マスタープラン」、県・被災市町の「復興計画」の目標達成に向け、調査・計画・積算・管理に至るまでの総合支援を行っている。

➢ 「ドレンレイヤー(自動暗渠敷設機)」による暗渠排水工事

水田農業の生産性向上と生産コスト低減を図るために、従来から暗渠排水の疎水材に利用しているモミ殻の他、海岸・山間地域におけるリサイクル資材であるカキ殻・木材チップ等を用いた資源活用の工法を実施している。

➢ ストーンローダーによる農地の石礫除去工事及び津波被害農地の瓦礫分別処理工事

ストーンローダー(石礫除去機)で耕作の支障となる雑物(石礫・がれき等)を除去し、優良農地に改良する工事を実施している。

➢ 農業農村整備事業の受託業務及び県・市町村等を主体とした発注者支援業務

農業農村事業に係る各種調査・測量・設計資料作成・積算・施工管理をはじめとして、地域ニーズに応じた事業主体の支援を実施している。

➢ 耕作放棄地等解消・活用事業

耕作放棄地の解消と有効活用を図るために、市町村耕作放棄地対策協議会と連携を図りながら、公社の持つ農地保有合理化機能と機械力、機動力を総合的に發揮して、簡易基盤再生整備を実施している。

ホ) 公社営事業

➤ 畜産担い手育成総合整備事業

畜産地帯における安定的な粗飼料の確保と自給率向上のための飼料生産基盤の造成・整備、畜舎等の農業用施設の整備を行うとともに、今後とも安定的な畜産物生産を図るため、効率的かつ安定的な経営体を育成し、望ましい畜産構造を確立する事業を行っている。

➤ 畜産環境総合整備事業

畜産主産地としての発展が期待されている地域において、総合的な畜産経営の環境整備(悪臭・水質汚濁等の解決)を行い、耕畜連携に配慮した、高能率的家畜排せつ物処理施設等を建設し、地域資源リサイクルシステムを構築する事業を行っている。

➤ 県営草地整備事業

公共牧場等において、飼料基盤の整備・拡充に努めるとともに、公共牧場等の再編整備及び草地造成・整備の一体的整備を行い、畜産農家の活性化と経営規模拡大を図る事業を行っている。

➤ 一級建築士事務所による建築設計・監理業務

市町村・農業団体会員の付託に応え、これまでの畜産公共事業主体としての経験と知識を活用し、低コスト畜産施設及び農業用施設設計に係る建築設計・監理等の業務を行っている。

ヘ) 牧場の運営・管理

➤ 優良肉用牛資源(子牛)供給事業(白石牧場)

周年放牧とイネホールクロップサイレージ等粗飼料主体の飼養管理により、肉用牛経営の基礎となる繁殖雌牛の資質向上と、増体量に優れた付加価値の高い子牛の生産に取り組んでいる。

➤ 岩出山牧場管理業務(指定管理者)

種雄牛候補の子牛を一定期間肥育し、増体量、飼料摂取量及び飼料効率等を調査して産肉能力の優れた種雄牛を選抜する「和牛産肉能力直接検定事業」を行っている。

また、粗飼料を主体に育成された丈夫な子牛を、県内畜産農家に配付する「優良肉用子牛の生産育成配付事業」も行っている。

さらに、平成 21 年度からは、放牧を主体とした飼養管理「周年預託育成事業」にも取り組んでいる。

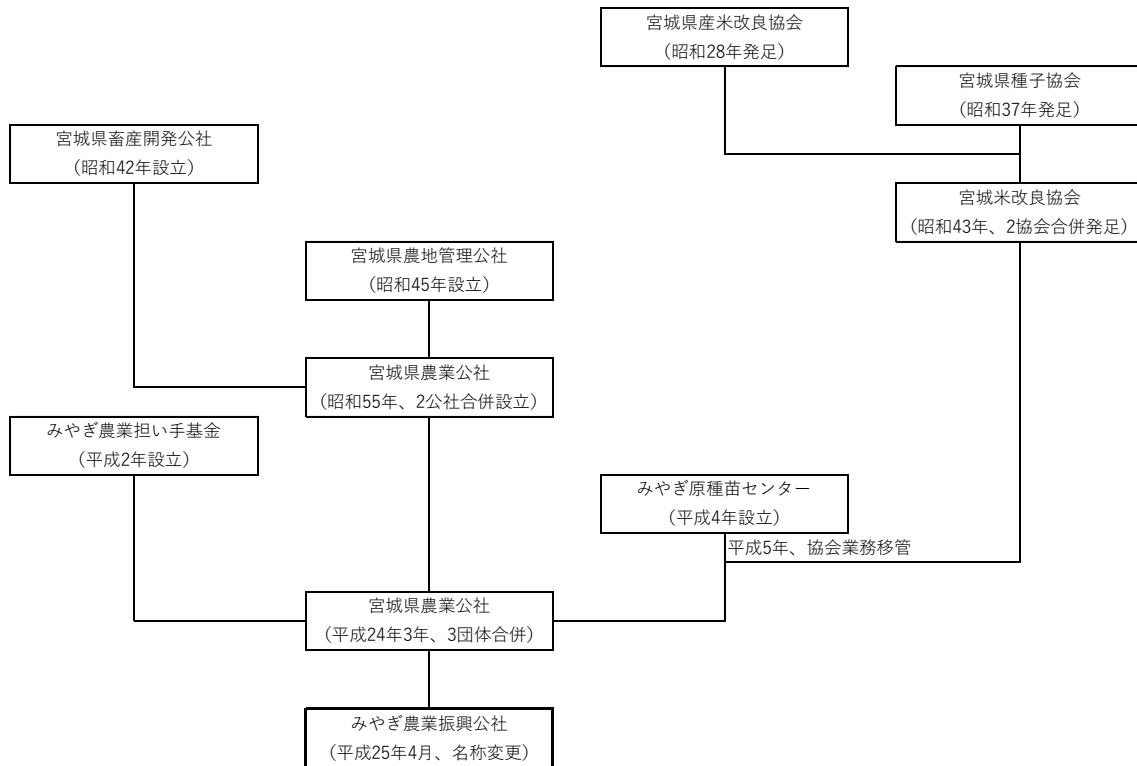
ト) 優良種子・種苗の生産供給

農家からの需要に迅速に対応できる主要農作物及び園芸作物の優良種

子・種苗の生産供給体制を確立し、品質及び生産性の優れた種子・種苗の供給を行っている。このことにより、商品性の高い農作物の生産を促進し、農家経済の安定性向上と多彩な生産構造への転換を誘導して、本県農業の健全な発展に寄与している。

(沿革)

昭和 42 年 11 月	社団法人宮城県畜産開発公社設立
昭和 45 年 12 月	社団法人宮城県農地管理公社設立
昭和 55 年 5 月	社団法人宮城県農業公社設立 (宮城県農地管理公社を宮城県農業公社と改称し、宮城県畜産開発公社の業務を継承)
平成 24 年 3 月	社団法人宮城県農業公社外 2 法人合併 (宮城県農業公社を存続法人として、(社)みやぎ原種苗センター並びに(財)みやぎ農業担い手基金が合併)
平成 25 年 3 月	宮城県知事から公益社団法人として認定
平成 25 年 4 月	公益社団法人みやぎ農業振興公社発足



(2) 組織の情報

① 役員の状況(平成 30 年 3 月 31 日現在)

役名	氏名	他の法人等の代表状況等
理事長	高橋 正道	みやぎ農業振興公社常務理事長
常務理事	井城 克廣	みやぎ農業振興公社常務理事
理事	小島 俊夫	県農林水産部次長
理事	山田 裕一	白石市長
理事	田中 學	大郷町長
理事	中村 功	県農業会議会長
理事	高橋 正	県農協中央会会长
理事	大坪 輝夫	県麦類・大豆種子場農協連絡協議会長
理事	伊藤 秀雄	有限会社伊豆沼農産代表取締役
監事	保科 郷雄	丸森町長
監事	菊地 潔	全農宮城県本部長
監事	藤澤 勉	公認会計士

② 職員の状況(平成 30 年 9 月 30 日現在)

(単位:人)

職員の人数	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)
常勤職員(※1)	48	45	44
プロパー職員	40	39	38
県OB	5	4	4
県派遣職員	1	1	1
その他の派遣職員	2	1	1
上記以外の職員(※2)	56	59	61

※1 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員
(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※2 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員
及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

(3) 出資等の状況

出資者	金額(千円)	割合
宮城県	1,722,600	61.0%
全国農業協同組合連合会 宮城県本部	304,333	10.8%
全国共済農業協同組合連 合会宮城県本部	167,333	5.9%
その他	628,934	22.3%
出資等総額	2,823,200	100.0%

(4) 主な財務指標

① 貸借対照表

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
1資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	1,099,718	1,086,730
未収金	553,690	393,154
前払小作料	594	-
棚卸資産	61,757	113,646
貸倒引当金	(74,433)	(55,514)
その他流動資産	8,877	12,321
流動資産合計	1,650,203	1,550,337
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
投資有価証券	899,839	899,858
定期預金	161	142
基本財産合計	900,000	900,000
(2) 特定資産		
農機具	940	671
什器備品	3,710	2,649
青年農業者育成事業資産	701,000	701,000
みなし奨学金引当資産	3,492	2,520
新規参入者定着支援金貸付金	1,000	875
就農研修資金貸付金	50,233	33,270
就農準備資金貸付金	1,000	1,000
金利変動積立資産	61,665	62,317
残量処理積立資産	120,576	133,278
施設整備積立資産	73,599	71,207
園芸事故補償引当資産	45,000	45,000
特定鉱害復旧事業引当資産	48,980	47,898
退職給付引当資産	216,539	216,539
前受賃借料積立資産	143,811	255,665
就農支援資金償還助成資産	-	166
特定資産合計	1,471,545	1,574,055

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
(3)その他固定資産		
建物	61,856	57,551
構築物	82,907	79,934
農機具	8,078	6,738
車両運搬具	17,375	11,344
什器備品	14,889	16,655
家畜	46,667	65,108
リース資産	39,395	29,110
電話加入権	1,060	1,060
差入保証金	-	1,119
外部出資金	1,480	1,480
ソフトウェア	199	149
研修資金償還免除等仮払金	828	648
その他資産	11	11
固定資産合計	2,646,289	2,744,963
資産合計	4,296,492	4,295,300

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
II 負債の部		
1. 流動負債		
前受賃借料	18,613	38,009
未払金	313,096	273,913
一年以内返済予定長期借入金	42,496	40,074
リース債務	10,783	10,783
預り金	87	197
売買予約等預り保証金	2,044	-
その他流動負債	15,203	17,196
流動負債合計	402,322	380,173
2. 固定負債		
前受賃借料	125,198	217,656
長期借入金	246,447	244,754
一年以内返済予定長期借入金	28,276	17,493
引当金	423,209	345,119
みなし奨学金引当金	3,492	2,520
園芸事故補償引当金	45,000	45,000
工事等補償関係引当金	7,719	6,058
退職給付引当金	366,998	291,541
基金預り金	48,980	47,898
就農支援資金償還助成事業借受金	1,295	239
研修資金償還免除等仮受金	828	648
固定負債合計	874,232	873,807
負債合計	1,276,554	1,253,980
III 正味財産の部		
1. 基金		
基金	250,000	250,000
基金	250,000	250,000
(うち基本財産への充当額)	-	-
(うち特定資産への充当額)	-	-
2. 指定正味財産		
地方公共団体補助金	871	788
民間補助金	1,717	1,226
寄附金	300,000	300,000
指定正味財産合計	302,588	302,014
(うち基本財産への充当額)	300,000	300,000
(うち特定財産への充当額)	2,588	2,014
3. 一般正味財産		
(1)代替資産	-	-
(2)その他一般正味財産	2,467,350	2,489,307
一般正味財産合計	2,467,350	2,489,307
(うち基本財産への充当額)	100,491	100,503
(うち特定資産への充当額)	2,021,653	100,503
正味財産合計	3,019,938	3,041,321
負債及び正味財産合計	4,296,492	4,295,300

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) 棚卸資産の主な内容は、農地中間管理事業に係る事業用地や、肉用牛等である。
- ロ) 平成 29 年度の退職給付引当金の減少は、3 名が定年退職を迎えたことにによる。

② 正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	7,462	7,360
特定資産運用益	7,840	7,619
事業収益	2,231,564	1,903,220
農地集積事業収益	822,791	895,955
青年農業者育成事業収益	900	904
原種苗事業収益	98,258	98,712
肉用牛生産振興事業収益	278,040	252,631
基盤整備事業収益	1,001,705	626,512
その他事業収益	29,870	28,506
受取補助金	227,130	209,041
受取負担金	14,153	13,853
雑収益	4,673	4,201
引当金戻入額	9,891	6,560
引当金取崩額	1,068	972
経常収益計	2,503,781	2,152,826
(2) 経常費用		
事業費	2,511,847	2,170,199
管理費	19,346	18,051
経常費用計	2,531,193	2,188,250
評価損益等調整前当期経常増減額	(27,412)	(35,425)
基本財産評価損益等	167	45
評価損益等計	167	45
当期経常増減額	(27,245)	(35,380)

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
2. 経常外増減の部		
1 経常外収益		
固定資産売却益	22,380	3,774
雑収益	149,985	54,021
前期損益修正益	–	100
経常外収益計	172,365	57,895
2 経常外費用		
固定資産売却損	535	27
固定資産処分損	122	140
前期損益修正損	–	391
過年度減価償却費	4,739	–
経常外費用計	5,396	558
当期経常外増減額	166,969	57,337
他会計振替額	–	–
当期一般正味財産増減額	139,724	21,957
一般正味財産期首残高	2,327,626	2,467,350
一般正味財産期末残高	2,467,350	2,489,307
II 指定正味財産増減の部		
受取補助金等	–	5,572
基本財産運用益	3,870	3,870
一般正味財産への振替額	(5,663)	(10,016)
当期指定正味財産増減額	(1,793)	(574)
指定正味財産期首残高	304,381	302,588
指定正味財産期末残高	302,588	302,014
III 基金増減の部		
当期基金増減額	–	–
基金期首残高	250,000	250,000
基金期末残高	250,000	250,000
IV 正味財産期末残高	3,019,938	3,041,321

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) 平成 29 年度の基盤整備事業収益及び事業費の減少は、主に平成 28 年度と比較して暗渠排水工事が減少したことによる。

2. 今回の監査結果

(1) 固定資産の取得について①【結果】

本法人は、固定資産取得における納品・検査が終了したことを証する証憑として「完成検査復命書」が存在する。

本法人が平成29年度において取得した固定資産のうち、以下の固定資産に係る各種資料を閲覧したところ、以下のとおり、「完成検査復命書」の日付と会計帳簿上の取得日付が異なっていた。

	取得金額 (円)	固定資産 取得日	完成検査復命書 日付
H28白牧運動スタンチョン	5,724,000	H29.6.29	H29.6.7
軽トラック(スペキエブリ)購入代	1,096,788	H29.12.26	H29.11.28
イチゴ苗生産に係る什器備品	170,640	H29.6.29	H29.6.2
加湿器バスチャライザー	507,600	H30.3.31	H30.3.29
ホイルローダー用スノープレイド(903C/WA50)	1,728,000	H29.12.26	H29.11.27
床置型冷暖房エアコン購入	483,840	H29.6.29	H29.6.7
ジャイロレーク(IHIスター製・MGR3000)	518,778	H29.10.30	H29.10.2

本法人担当者によると、固定資産の取得日付は代金の支払日としていることから、「完成検査復命書」の日付と異なっているとのことであった。

固定資産の取得の日は、原則として当該固定資産の引渡しを受けた日となる。引渡しを受けるにあたって検収を実施している場合には、当該検収が終わり、受領書にサインした日であると考えられる(固定資産の取得及び適正に処理されない場合のリスクについてはP.24「固定資産の取得について」を参照されたい)。

したがって、本法人の固定資産取得に係る「完成検査復命書」は、固定資産の納品・検査が終了したことを客観的に証する証憑であることから、その会計処理は実際に取得したと考えられる当該証憑の納品・検査終了日に基づき行う必要がある。

なお、監査はサンプルとして抽出した固定資産を対象に実施しており、監査対象期間におけるすべての固定資産を検討してはいないことから、今回確認された以外の固定資産についても同様の事象が生じている可能性がある。

(2) 固定資産の取得について②【結果】

本法人は平成 29 年度において、固定資産として「初妊牛 2 頭」(取得価額: 5,724,000 円、取得日: 平成 30 年 1 月 25 日)を取得している。本法人担当者によると、初妊牛(所有は他の牧場であり、管理を白石牧場が行っている。妊娠をさせて所有牧場に返還することが目的)であったが、妊娠が不調であったため本法人で買い取ったものであり、取得日は対価となる現金の支払日(平成 30 年 1 月 25 日)としているとのことである。

当該固定資産に係る各種資料を閲覧したところ、平成 29 年 12 月 12 日時点において、当該固定資産代金の精算書が売却元より提出されていた。

固定資産の取得の日は、原則として当該固定資産の引渡しを受けた日となる。この点、「精算書」の提出日である平成29年12月12日時点において、既に売買が実行されていると考えるのが合理的であり、また本法人担当者も12日時点で売却は完了しているとの見解であった(固定資産の取得及び適正に処理されない場合のリスクについてはP.24「固定資産の取得について」を参照されたい)。

したがって、本法人の固定資産(繁殖牛)取得に係る「精算書」は、固定資産の納品・検査が終了したことを客観的に証する証憑であることから、その会計処理は実際に取得したと考えられる当該証憑の日付に基づき行う必要がある。

なお、監査はサンプルとして抽出した固定資産を対象に実施しており、監査対象期間におけるすべての固定資産を検討してはいないことから、今回確認された以外の固定資産についても同様の事象が生じている可能性がある。

(3) 入札談合の防止について【意見】

本法人の「経理規則」によると、本法人における契約は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約に付すものとされている。また、本法人では入札談合の防止のため、入札手続の事後的な検証として、内部規程において「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」を参照することとしている(入札談合の危険性及び「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」の内容はP.25を参照されたい)。

ここで、本法人が平成29年度において取得した固定資産のうち、以下の固定資産に係る各種資料を閲覧したところ、いずれも入札参加者2者のうち1者は辞退することで自動的に他の1者の落札が決定されていた。

	取得金額 (円)	固定資産 取得日
H28白牧運動スタンチョン	5,724,000	H29.6.29
軽トラック(スズキエブリイ)購入代	1,096,788	H29.12.26
加湿器バスチャライザー	507,600	H30.3.31
床置型冷暖房エアコン購入	483,840	H29.6.29

この点、当該固定資産の取得はいずれも「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」において入札談合があると推測できる場合の【ケース2】に該当する可能性があるが、本法人担当者へのヒアリングによると、入札辞退者に対する辞退理由やそのような入札の入札価格の妥当性等、事後的に検証するような手続は実施されていない。

内部規程にしたがい、入札談合があると推測できるケースについては、入札辞退者に対する辞退理由や入札価格の妥当性等、事後的に検証手続を実施することが

望ましい。

なお、監査はサンプルとして抽出した契約を対象に実施しており、監査対象期間におけるすべての契約を検討してはいないことから、今回確認された以外の契約についても同様の事象が生じている可能性がある。

第13. 公益財団法人みやぎ林業活性化基金

1. 公益財団法人みやぎ林業活性化基金の概要

(1) 事業概要

公益財団法人みやぎ林業活性化基金(以下、「本法人」という。)は、うるおいのある県民生活に欠くことのできない森林を守り育て、森林の持つ公益的機能の維持・増進をはかるために、森林の適正な管理に関する啓発指導を行うとともに、林業労働者の育成・確保に務め、もって、林業の活性化と農山村地域の振興・発展に寄与することを目的に、平成4年9月14日に財団として設立された(平成25年4月1日から公益財団法人)。

また平成9年11月26日には、「林業労働力の確保の促進に関する法律」(平成8年法律第45号)に基づき、「宮城県林業労働力確保支援センター」の指定を受け、雇用管理の改善、円滑な就業を支援するための林業従事者の育成研修や雇用管理者に対する研修等を担うとともに、平成13年11月1日には厚生労働大臣から「無料職業紹介事業所の開設許可証」の交付を受け、林業事業体及び求職者への相談・指導、雇用情報の収集や提供及び斡旋を行っている。

(事業の内訳)

イ) 就職支援事業

林業の現場で働きたいと考えている者に、林業について全く知識も経験も持っていない者から、すでに林業の現場で働いた経験がある者まで、それぞれに合った就職までの様々な研修プログラムを用意している。

ロ) 林業事業体支援事業

林業事業体に対し、経営支援や新規雇用支援を行っている。また、新たに認定事業体(認定事業主)として認定を申請される者のサポートを行い、雇用管理の改善及び事業の合理化を支援している。

(2) 組織の情報

① 役員の状況(平成 30 年 3 月 31 日現在)

役名	氏名	他の法人等の代表状況等
評議員	勝又 敏彦	宮城県林業公社理事長
評議員	永井 隆暁	宮城県農林水産部次長(技術担当)
評議員	佐藤 千昭	栗原市議会議員
評議員(会長)	清和 研二	東北大学大学院農学研究科教授
評議員	早坂 みどり	住空間工房代表
理事(理事長)	齋藤 司	宮城県森林組合連合会代表理事長
理事(副理事長)	高橋 壮輔	宮城県農林水産部林業振興課長
理事(常務理事)	浅野 浩一郎	宮城県森林組合連合会代表理事専務
理事	横山 敦史	仙台市経済局農林部長
理事	猪股 繁	加美町森林整備対策室長
理事	佐藤 久一郎	南三陸森林組合代表理事組合長
理事	佐藤 豊彦	宮城県木材協同組合理事長
監事	佐々木 昭男	宮城県町村会理事兼事務局長
監事	田中 均	宮城県農林水産部森林整備課長
監事	佐藤 則明	栗駒高原森林組合代表理事組合長

② 職員の状況

(単位:人)

職員の人数	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)
常勤職員(※1)	7	6	6
プロパー職員	2	2	2
県OB	5	4	4
県派遣職員	0	0	0
その他の派遣職員	0	0	0
上記以外の職員(※2)	0	0	0

※1 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員
(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

本法人の常勤職員は、宮城県森林組合連合会の職員が兼任している。

※2 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員
及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

(3) 出資等の状況

出資者	金額(千円)	割合
宮城県	250,000	49.9%
宮城県森林組合連合会	25,000	5.0%
仙台市	18,028	3.6%
その他	207,272	41.5%
出資等総額	500,300	100.0%

(4) 主な財務指標

① 貸借対照表

科目	平成28年度	平成29年度	(単位:千円)
I 資産の部			
1. 流動資産			
(1) 現金預金			
普通預金	16,742	16,632	
現金預金合計	16,742	16,632	
(2) その他流動資産合計			
貯蔵品	-	6	
未収金	4,539	-	
その他流動資産合計	4,539	6	
流動資産合計	21,281	16,639	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	625,966	637,571	
基本財産合計	625,966	637,571	
(2) その他固定資産			
投資有価証券	-	-	
その他固定資産合計	-	-	
固定資産合計	625,966	637,571	
資産合計	647,247	654,210	
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,712		
流動負債合計	2,712	-	
2. 固定負債			
固定負債合計	-	-	
負債合計	2,712	-	
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
出捐金等	500,000	500,000	
寄附金	100	100	
基本財産評価差額	124,376	135,953	
指定正味財産合計	624,476	636,053	
(うち基本財産への充当額)	624,476	636,053	
2. 一般正味財産			
一般正味財産	20,059	18,157	
(うち基本財産への充当額)	1,490	1,518	
正味財産合計	644,535	654,210	
負債及び正味財産合計	647,247	654,210	

② 正味財産増減計算書

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
① 基本財産運用益		
基本財産受入利息	9,710	9,710
基本財産運用益計	9,710	9,710
② 補助金等収入		
1) 補助金等収入	8,993	8,069
受取地方公共団体補助金	8,993	8,069
2) 委託事業収入	25,679	28,354
林業就業支援事業収入	1,296	1,057
緑の雇用育成事業収入	21,960	24,554
地域林業雇用改善収入	2,423	2,742
補助金等収入計	34,672	36,423
③ 雜収益		
1) 受取利息収入	1	0
2) 雜収入	576	396
雑収益計	576	396
経常収益計	44,959	46,530
(2) 経常費用		
① 事業費		
事業費計	46,268	44,425
② 管理費		
管理費計	1,627	4,035
経常費用計	47,895	48,460
評価損益等調整前当期経常増減額	(2,937)	(1,930)
投資有価証券評価損益等	(91)	28
評価損益等計	(91)	28
当期経常増減額	(3,028)	(1,902)

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
2.経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
前期損益修正益	1	-
経常外収益計	1	-
(2) 経常外費用		
経常外費用計	-	-
当期経常外増減額	1	-
当期一般正味財産増減額	(3,026)	(1,902)
一般正味財産期首残高	23,085	20,059
一般正味財産期末残高	20,059	18,157
II 指定正味財産増減の部		
基本財産受取利息	9,710	9,710
基本財産評価損益	(38,075)	11,577
一般正味財産への振替額	(9,710)	(9,710)
当期指定正味財産増減額	(38,075)	11,577
指定正味財産期首残高	662,642	624,476
指定正味財産期末残高	624,567	636,053
III 正味財産期末残高		
正味財産期末残高	644,626	654,210

2. 今回の監査結果

(1) 経営改善の取組について【意見】

本法人は設立当初より、「就労条件改善対策事業」として、林業従事者の雇用環境の改善を図るため、林業事業体が負担する社会保険・林業退職金共済制度の掛金に対して一部助成を行っている。当該助成活動は、以下の【参考】正味財産増減計算書内訳表(平成29年度)における「公益2」事業に該当し、6,821千円の損失となっている。

【参考】正味財産増減計算書内訳表(平成29年度)

(単位:千円)

	公益目的事業会計					法人会計	合計
	公益1	公益2	公益3	公益4	共通		
経常収益	-	2,200	4,930	29,293	8,739	45,162	1,367 46,530
うち、基本財産受取利息	-	-	-	-	8,739	8,739	971 9,710
うち、事業収益	-	-	2,742	25,612		28,354	- 28,354
うち、受取県補助金	-	2,200	2,188	3,681		8,069	- 8,069
うち、その他経常収益	-					-	396 396
経常費用	520	9,021	5,542	29,342	-	44,425	4,035 48,460
うち、賃借料	-	-	73	3,022	-	3,095	- 3,095
うち、謝礼金	65	-	122	4,124	-	4,311	- 4,311
うち、支払助成金	205	9,000	-	2,572	-	11,777	- 11,777
うち、委託費	-	-	5,108	17,900	-	23,008	- 23,008
うち、その他事業費	250	21	239	1,724	-	2,234	- 2,234
うち、管理費	-	-	-	-	-	-	4,035 4,035
当期経常増減額	△520	△6,821	△611	△49	8,739	737	△2,667 △1,930

公益1:普及啓発事業

公益2:就労条件改善対策事業

公益3:林業担い手育成確保対策事業、林業雇用改善促進事業、無料職業紹介事業

公益4:林業就業支援事業、「緑の雇用」現場技能者育成推進事業、「みやぎの里山」ビジネス推進事業

また、本法人は近年、経常費用が収益を上回り、一般正味財産が減少傾向にあることから、財政健全化に向けて、段階的に「就労条件改善対策事業」の掛金一部助成金額を見直し、平成30年度には収益に見合う支出とすることを目指している。

具体的には、以下の【参考】事業計画(平成30年度)のように、平成29年度まで、「共通」事業として計上されてきた基本財産受取利息を各公益事業の経常収益として配分し、当該収益に見合う支出とするため、段階的に助成金額の見直し(【参考】年度別事業量の調整計画)を行っている。

【参考】事業計画(平成30年度)

(単位:千円)

	公益目的事業会計						法人会計	合計
	公益1	公益2	公益3	公益4	共通	計		
経常収益	264	8,023	5,323	30,000	-	43,610	3,543	47,153
うち、基本財産受取利息	264	5,823	350	-	-	6,437	3,273	9,710
うち、事業収益	-	-	2,785	22,500	-	25,285	-	25,285
うち、受取県補助金	-	2,200	2,188	7,500	-	11,888	-	11,888
うち、その他経常収益	-	-	-	-	-	-	270	270
経常費用	264	8,023	5,323	30,000	-	43,610	3,221	46,831
うち、賃借料	-	-	204	2,340	-	2,544	-	2,544
うち、謝礼金	65	-	100	3,630	-	3,795	-	3,795
うち、支払助成金	-	8,000	-	5,265	-	13,265	-	13,265
うち、委託費	-	-	4,800	16,265	-	21,065	-	21,065
うち、その他事業費	199	23	220	2,500	-	2,942	-	2,942
うち、管理費	-	-	-	-	-	-	3,221	3,221
当期経常増減額	-	-	-	-	-	-	322	322

【参考】年度別事業量の調整計画

(単位:千円)

	助成金の額		
	林業退職 金共済	各種社会 保険	計
平成27年度	6,000	6,000	12,000
平成28年度	6,000	5,000	11,000
平成29年度	6,000	3,000	9,000
平成30年度	8,000	-	8,000

この点、【参考】年度別事業量の調整計画において、平成30年度の各種社会保険料の金額が全額削減されているが、事業目的である林業雇用従事者の雇用状況の改善に直接的な影響を及ぼすことを鑑み、またこれまでの助成方針に問題が無く、必要性に応じたものであったとすれば、当該費用の削減のみを頼りとすることには慎重な考慮が必要であると考えられる。

そのため、「公益2」事業の助成金削減のみに限らず、全社的な経常費用についても相当程度の改善努力を行い、事業目的を維持しつつ抜本的な経営改善を実施することが望まれる。

第14. 一般社団法人宮城県林業公社

1. 一般社団法人宮城県林業公社の概要

(1) 事業概要

一般社団法人宮城県林業公社(以下、「本法人」という。)は、宮城県が昭和 37 年度に定めた「宮城県民有林造林長期計画」の推進機関として、昭和 41 年 6 月に、県・市町村・林業関係団体の出資により、民法第 34 条の規定に基づく社団法人として設立された。

設立以降、県土と自然環境の保全、水資源のかん養など森林の公益的機能の発揮に貢献し、また森林造成を通じ地域の雇用を創出するなど本法人設立の目的を果たすため、本法人は森林所有者自らが植林を行うことが困難な地域において、分収林方式による計画的、組織的な森林造成を実施している。平成 30 年 3 月末現在の分収林面積は県内民有林の 3%に当たる 9,216 ヘクタールとなっている。

本法人は、補助金や宮城県及び日本政策金融公庫からの借入金により造林を進め、主伐による造林木の販売収入を土地所有者と分収し、その収入で借入金を償還することしてきた。

新たな分収林造成は平成 16 年度で終了したことから、平成 17 年度以降は造成された分収林の整備を進めるとともに、今後は、分収林の生育に合わせ、間伐や主伐等が事業の中心となる。

(事業の内訳)

イ) 分収林事業

土地所有者と本法人が分収林契約を締結し、本法人が地上権を設定した上で造林者兼費用負担者となって森林を造成し、主伐時に生じた木材収入を一定の分収割合で土地所有者と分収する事業である。

ロ) 県有林業務受託事業

県内一円に所在する約 13,000ha(平成 27 年度現在)の県有林の造林・保育事業に係る管理業務を受託し、県有林の健全な育成に努めている。

ハ) その他の受託事業

宮城県、市町村、県公社及び森林所有者等の要請に応じて、森林調査等の事業を受託実施している。

(2) 組織の状況

① 役員の状況(平成 30 年 6 月 15 日現在)

役職名	氏名	現職
理事長	勝又 敏彦	
理事	武藤 伸子	宮城県農林水産部長
理事	小杉 徳彦	宮城県農林水産部次長(技術担当)
理事	菊地 正昭	白石市副市長
理事	渡邊 誠	登米市副市長
理事	千葉 章	栗原市副市長
理事	猪股 洋文	加美町長
理事	須田 善明	女川町長
理事	齋藤 司	宮城県森林組合連合会代表理事長
理事	太田 清蔵	白石蔵王森林組合代表理事組合長
理事	赤間 長男	宮城中央森林組合代表理事組合長
理事	亀山 征弘	宮城県木材チップ協同組合理事長
理事	佐々木 治樹	(一財)佐々木君治山報恩会理事事務局長
監事	松田 茂	宮城県出納局次長
監事	保科 郷雄	丸森町長

② 職員の状況

(単位:人)

職員の人数	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)
常勤職員(※1)	11	10	13
プロパー職員	8	7	10
県OB	3	3	3
県派遣職員	0	0	0
その他の派遣職員	0	0	0
上記以外の職員(※2)	3	4	1

※1 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員
(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※2 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員
及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

(3) 出資等の状況

出資者	金額(千円)	割合
宮城県	100,000	86.9%
栗原市	1,100	1.0%
大崎市	1,100	1.0%
その他	12,900	11.1%
出資等総額	115,100	100.0%

(4) 近年の状況

外国産材の輸入等の影響により国産材の価格は、昭和 55 年をピークに下落が続き、将来もこの傾向が続くと考えられることから、主伐による造林木の販売収入が当初の想定を大きく下回ることが予想され、将来の本法人の経営見通しも不透明な状況となつたため、平成 10 年度以降、県借入金の無利子化や新規分収造林の凍結、人件費の削減等様々な経営改善策を講じてきたが、大きな効果は得られず長期債務が累積する状態となつた。

このような状況から、本法人の長期累積債務について、宮城県の支援や指導により、平成 25 年 7 月仙台簡易裁判所に特定調停の申し立てを行い同年 10 月に成立し、日本政策金融公庫の借入金債務を解消したほか、宮城県からの借入金債務も大幅な減額になり、調停時に作成した平成 26 年度から平成 33 年度までの 8 年間の「再建計画アクションプラン」に基づき、自立経営を目指した経営再建を進めているところである。

【参考】公社再建に向けた取り組み



(5) 主な財務指標

① 貸借対照表

科目	平成28年度	平成29年度	(単位:千円)
1資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	183,905	248,697	イ
販売用資産	475	1,820	
未収金	94,049	27,542	
その他流動資産	20,100	2,524	
流動資産合計	298,529	280,582	
2. 固定資産			
基本財産			
基本財産積立資産	10,152	10,152	
基本財産合計	10,152	10,152	
特定資産			
特定積立資産			
償還準備金積立資産	28,508	52,370	
災害準備金積立資産	44,187	44,187	
退職給付積立資産	64,984	48,285	
長期預り金積立資産	327,473	310,111	
特定資産合計	465,152	454,953	
その他固定資産			
事業資産	864,701	928,095	
森林資産	864,701	928,095	ロ
有形固定資産	2,043	4,584	
無形固定資産	936	390	
その他固定資産合計	867,679	933,069	
固定資産合計	1,342,984	1,398,173	
[資産合計]	1,641,513	1,678,755	

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	42,635	76,816
賞与引当金	4,830	4,607
預り金	718	5,547
流動負債合計	48,183	86,970
2. 固定負債		
長期借入金	909,567	934,567
引当金	64,984	48,285
退職給付引当金	64,984	48,285
長期預り金	327,473	310,111
リース債務	-	3,661
固定負債合計	1,302,024	1,296,624
〔負債合計〕	1,350,208	1,383,594
III 正味財産の部		
1 指定正味財産		
寄附金	10,152	10,152
指定正味財産合計	10,152	10,152
(うち基本財産への充当額)	10,152	10,152
(うち特定資産への充当額)	-	-
2 一般正味財産	281,153	285,009
(うち基本財産への充当額)	-	-
(うち特定資産への充当額)	72,695	96,557
〔正味財産合計〕	291,305	295,161
負債及び正味財産合計	1,641,513	1,678,755

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) 販売用資産は、後述の森林資産(固定資産)のうち、主伐が決定したことにより販売用の木材として振り替えられた資産である。
- ロ) 森林資産は、全国森林整備協会が制定している「林業公社会計基準」に準拠して処理されている。通常の固定資産と異なり、森林資産の取得原価は、前期末の取得原価に対し、当期の森林整備に要した費用から、森林整備に係る収入を控除した金額(実事業費)を加算することによって算定される。これは、森林という資産の特徴上、通常の固定資産のように取得原価を直接固定資産として計上すると、超長期の事業期間(造林から最終的な主伐による木材としての販売まで)にわたって森林整備事業に係る費用が一切計上されないためである。

なお、平成28年度における当該森林資産は、同年度における宮城県の連結貸借対照表では、立木竹 27,622 百万円及び立木竹減損損失累計額▲15,973 百万円の一部として計上されている。連結貸借対照表内訳表によると、

その内訳は以下のとおりである。

【参考】宮城県連結貸借対照表内訳表抜粋(平成 28 年度)

(単位: 百万円)

	宮城県 (一般会計等)	宮城県林業公社	純計 (連結貸借対照表)
立木竹	10,784	16,837	27,622
立木竹減損損失累計額	-	-15,973	-15,973
差引(※)	10,784	864	11,649

※. 宮城県林業公社の立木竹-立木竹減損損失累計額864百万円は、同公社の平成28年度貸借対照表における森林資産864,701千円と対応している。

以上のとおり、宮城県林業公社の立木竹には減損損失累計額が計上されている。本法人担当者へのヒアリングによると、平成 25 年度における特定調停に伴い、樹齢 1 年～34 年程度とまだ木材収入を得られるまでに成長していない立木竹を原則として 0 円と評価したことによる(なお、当該時点の処分価値としての想定であり、立木竹の成長後において木材収入を得られないことを現わしているものではない)。

一方、宮城県(一般会計等)が保有する立木竹について、県担当者へのヒアリングによると、樹齢の若い立木竹についても、「統一的な基準」に基づき一定の評価額を付しているため、減損損失は計上していない。

② 損益計算書(正味財産増減計算書)

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
実施事業等会計		
森林整備事業収益	389,355	218,306
分収林事業収益	319,470	127,265
県有林業務受託事業収益	53,833	72,823
その他の受託事業収益	16,052	18,219
法人会計	37,135	17,900
経常収益計	426,490	236,206
(2) 経常費用		
実施事業等会計		
森林整備事業費	396,939	283,306
分収林事業費	327,055	192,264
県有林業務受託事業費	53,833	72,823
その他の受託事業費	16,052	18,219
法人会計	18,388	16,798
経常費用計	415,328	300,104
森林資産勘定振替前当期経常増減額	11,162	(63,897)
森林資産勘定振替額	7,196	65,815
当期経常増減額	18,358	1,918
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
その他経常外収益	23,962	2,540
経常外収益計	23,962	2,540
(2) 経常外費用		
固定資産除却損	803	602
経常外費用計	803	602
当期経常外増減額	23,159	1,938
当期一般正味財産増減額	41,517	3,856
一般正味財産期首残高	239,636	281,153
一般正味財産期末残高	281,153	285,009
II 指定正味財産増減の部		
指定正味財産運用益	73	73
一般正味財産への振替額	(73)	(73)
当期指定正味財産増減額	-	-
指定正味財産期首残高	10,152	10,152
指定正味財産期末残高	10,152	10,152
III 正味財産期末残高	291,305	295,161

(主な科目内容、増減内容等)

- イ) 分収林事業収益及び、法人会計(経常収益)は、立木販売収入等の事業収益を前者に 75%~90%程度、後者に 10%~25%程度案分して計算される。案分割合は事業収益の内容ごとに異なる。

また、分収林事業費は事業費(販売原価や森林整備に要した費用)、管理費(人件費及び事務経費)に分けられる。

- ロ) 県有林業務受託事業収益及び県有林業務受託事業費は、受託事業に係るものであり、要した受託事業費と同額の受託事業収益が計上されるため、正味財産に影響を及ぼさない。
- ハ) その他の受託事業収益及びその他の受託事業費は、受託事業に係るものであり毎期同額の収益及び費用が計上されるため、正味財産に影響を及ぼさない。
- 二) 法人会計(経常費用)は、管理費(人件費及び事務経費)のうち、分収林事業費、県有林業務受託事業費、その他の受託事業費に職員数等の比率で案分された後の残額である。
- ホ) その他経常外収益の主な内容は、分収林事業契約の解除が発生した場合における補償金収益である。

2. 今回の監査結果

(1) 入札談合の防止について【意見】

本法人の「財務規程」によると、本法人における契約は、競争入札又は随意契約に付すものとされている。また、本法人では入札談合の防止のため、入札手続の事後的な検証を行う体制は整備されていない。

入札談合の危険性及び、その防止のための「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」の内容はP.25を参照されたい。

ここで、本法人は、平成29年度において「平成29年度 分収林(保育間伐)事業」として、外部業者と請負契約(請負代金額2,376,000円(税込))を指名競争契約により締結している。当該契約締結に係る各種資料を閲覧したところ、「入札調書」において、7者の指名業者が存在したが、最終的な締結先となった1者を除き、すべて「欠席」か「辞退」とされていた。

この点、当該請負契約はいずれも「入札談合の防止に向けて～独占禁止法と入札談合等関与行為防止法～」において入札談合があると推測できる場合の【ケース2】に類するものであるが、本法人担当者へのヒアリングによると、入札辞退者に対する辞退理由や入札価格の妥当性等、事後的に検証するような手続は実施されていない。

公正取引委員会が公表するような入札談合があると推測できるケースについては、入札辞退者に対する辞退理由や入札価格の妥当性等、事後的に検証手続を実施することが望ましい。

なお、監査はサンプルとして抽出した契約を対象に実施しており、監査対象期間におけるすべての契約を検討してはいないことから、今回確認された以外の契約についても同様の事象が生じている可能性がある。

第15. 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター

1. 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センターの概要

(1) 事業概要

公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター(以下、「本法人」という。)は、「暴力団対策法」に基づいて宮城県公安委員会から「宮城県暴力団追放運動推進センター」として唯一指定された民法第34条に規定する公益法人である。県内暴力団排除組織の中核として、「暴力団のいない安全で住みよい宮城県の実現」をめざし、宮城県・仙台弁護士会民暴委員会・警察と緊密な連携のもと関係機関・団体とスクラムを組んで、積極かつ継続的な暴力団排除活動を展開している。

(主な活動内容)

イ) 暴力団員による不当な行為の予防に関する広報

- 暴力団追放宮城県民大会の開催等
- ポスター、パンフレット等広報資料の作成、配布

ロ) 民間組織が行う暴力団排除を支援する活動

- 暴力団排除組織が行う各種行事の支援等
- 暴力団排除組織に対する活動資金等の助成

ハ) 暴力団員による不当な行為等に関する相談活動

- 暴追センターでの面接相談
- 電話、ファックス、メール、手紙による相談

二) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動

- 相談活動による個別の指導、助言

ホ) 暴力団から離脱しようとする人を助ける活動

- 暴力団離脱者社会復帰支援協議会を通じての就労支援
- 雇用事業者に対する支援事業

ヘ) 暴力団を相手とした民事訴訟の支援活動

- 暴力団組事務所の撤去活動支援
- 暴力団員を相手とした損害賠償請求訴訟の支援
- マンション等明渡訴訟の支援
- 訴訟費用の無利子貸付

ト) 暴力団員による不当行為の被害者への見舞金の支給

➢ 人的、物的被害に対する見舞金の支給

チ) 講習、研修、その他の活動

➢ 暴力団排除のための各種講演、研修等の活動

➢ 暴力団対策の調査研究事業

(2) 組織の情報

① 役員の状況(平成 30 年 10 月 18 日現在)

役名	氏名	他の法人等の代表状況等
会長	村井 嘉浩	宮城県知事
副会長	松岡 亮介	宮城県警察本部長
理事長	佐藤 潤	株式会社ホテル佐勘代表取締役会長
専務理事	斎藤 隆	公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター専務理事
理事	菅原 享	株式会社七十七銀行常務取締役
理事	目黒 桂一	東北電力株式会社総務部総務課長
理事	梅澤 修一	全国共済農業協同組合連合会宮城県副本部長
理事	鈴木 則雄	日本たばこ産業株式会社東北支社人事労務部長
理事	赤坂 正弘	株式会社東日本放送常務取締役
理事	畠山 勉	東日本電信電話株式会社宮城事業部総務部長
理事	伊東 満彦	仙台弁護士会民事介入暴力及び業務妨害対策委員会委員長
監事	遠藤 国明	株式会社七十七銀行総務部長
監事	遠藤 宏	株式会社仙台銀行総務部長
監事	柳澤 得郎	杜の都信用金庫常務理事
評議員	紺野 純一	東北観光推進機構専務理事兼推進本部長
評議員	千葉 嘉春	一般社団法人宮城県建設業協会会長
評議員	長尾 徳光	宮城県遊技業協同組合専務理事
評議員	高橋 隆幸	宮城県社交飲食業生活衛生同業組合常務理事
評議員	小林 哲也	カメイ株式会社管理部長
評議員	長澤 明	株式会社バイタルネット執行役員総務部長
評議員	川田 喜則	株式会社東北楽天野球団ボールパーク本部長
評議員	志間 俊雄	仙台商工会議所理事・事務局次長
評議員	遠藤 義孝	株式会社仙台銀行リスク統括部副部長
評議員	相澤 克也	公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部理事
評議員	小座間 宏	一般社団法人生命保険協会宮城県協会事務局長
評議員	新井 吾一	一般社団法人日本損害保険協会東北支部事務局長
評議員	木下 英樹	日本証券業協会東北地区本部事務局長

② 職員の状況

(単位:人)

職員の人数	平成28年度 (実績)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (6月末現在)
常勤職員(※1)	2	2	2
プロパー職員	1	1	1
県OB	1	1	1
県派遣職員	0	0	0
その他の派遣職員	0	0	0
上記以外の職員(※2)	2	2	2

※1 常勤職員:プロパー職員、県派遣・県OB、その他の派遣職員
(県以外の自治体、民間企業等)を指すもの。

※2 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員
及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

(3) 出資等の状況

出資者	金額(千円)	割合
宮城県	300,000	48.4%
民間企業	220,000	35.5%
仙台市他市町村	100,000	16.1%
出資等総額	620,000	100.0%

(4) 主な財務指標

① 貸借対照表

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	14,011	13,347
未収金	794	795
前払金	-	1,020
七十七証券預け口座	-	27
流動資産合計	14,805	15,189
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
定期預金	10,000	-
投資有価証券	758,372	743,797
基本財産合計	768,372	743,797
(2) 特定資産		
退職給付引当資産	3,413	4,595
減価償却引当資産	399	-
救済事業活動基金	10,000	10,000
公益事業活動基金	13,000	23,000
特定資産合計	26,812	37,595
(3) その他固定資産		
その他の固定資産合計	2,959	2,859
固定資産合計	798,143	784,250
資産合計	812,948	799,440
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	151	180
社会保険料預り金	163	197
流動負債合計	314	376
2. 固定負債		
退職給付引当金	3,413	4,595
固定負債合計	3,413	4,595
負債合計	3,727	4,971
III 正味財産の部		
1. 指定正味財産		
地方公共団体補助金	400,000	400,000
寄附金	299,877	299,617
指定正味財産合計	699,877	699,617
(うち基本財産への充当額)	699,877	688,617
2. 一般正味財産		
(うち基本財産への充当額)	109,345	94,852
(うち特定資産への充当額)	68,495	44,180
正味財産合計	23,399	33,000
負債及び正味財産合計	809,221	794,468
	812,948	799,440

イ

(主な科目内容、増減内容等)

イ) その他の固定資産の主な内容は、車輌運搬具、什器備品、敷金等である。

② 損益計算書

(単位:千円)

科目	平成28年度	平成29年度
I 一般正味財産増減の部		
1. 経常増減の部		
(1) 経常収益		
基本財産運用益	10,849	10,991
受取寄附金	2,189	2,416
受取賛助金	8,306	9,590
受取事業収益	3,176	3,178
責任者講習受託料収益	3,176	3,178
受取補助金等	3,281	3,281
受取助成金	200	100
雑収益	5	1
経常収益計	28,006	29,558
(2) 経常費用		
事業費	26,557	27,407
管理費	7,216	8,130
経常費用計	33,773	35,537
評価損益等調整前当期経常増減額	(5,767)	(5,979)
投資有価証券評価損益等	23,350	(8,514)
投資有価証券評価損益等	23,350	(8,514)
評価損益等計	23,350	(8,514)
当期経常増減額	17,583	(14,493)
2. 経常外増減の部		
(1) 経常外収益		
経常外収益計	-	-
(2) 経常外費用		
固定資産売却損	43	-
経常外費用計	43	-
当期経常外増減額	(43)	-
当期一般正味財産増減額	17,540	(14,493)
一般正味財産期首残高	91,805	109,345
一般正味財産期末残高	109,345	94,852
II 指定正味財産増減の部		
基本財産評価益	-	656
基本財産評価損	46,264	916
当期指定正味財産増減額	(46,264)	(260)
指定正味財産期首残高	746,141	699,877
指定正味財産期末残高	699,877	699,617
III 正味財産期末残高	809,221	794,468

2. 今回の監査結果

(1) 契約締結の方法について【意見】

本法人は固定資産の取得等に係る契約の締結方法について、内部規程等に特段の定めを設けていない。本法人担当者によると、本法人は実務上多額の固定資産等の取得や経費の支払がないことから、契約締結の方法について随意契約に近い方法を採用しているとのことである（随意契約の概要、および長所、短所はP.33「契約締結の方法について」を参照されたい）。

この点、多額でない契約について随意契約を実施することには、契約関連経費等も考慮し一定の合理性が認められるとも考えられる。しかし、現状では今後仮に多額の契約を締結する必要が生じた場合に、非合理的な契約が締結されるおそれは排除できない。

したがって、地方公共団体の出資を受けている責任として、他団体の事例や県との協議の上、随意契約を締結できる条件に一定の制限（金額の上限や状況等）を設けるなど、地方自治法234条第1項を意識した契約の締結方法を定めた内部規程等を定めることが望ましい。

以上